

平成25年 第1回定例会

# 田上町議会会議録

平成25年 3月4日 開会

平成25年 3月25日 閉会

田上町議会

## 平成25年田上町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号 (3月4日)

|   |    |
|---|----|
| 開 会   | 1  |
| 開 議   | 2  |
| 日程第1 会議録署名議員の指名   | 3  |
| 日程第2 会期の決定  | 3  |
| 日程第3 諸般の報告  | 3  |
| 日程第4 議第29号 平成25年度田上町一般会計予算議定について  | 9  |
| 議第30号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について   | 9  |
| 議第31号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について  | 9  |
| 議第32号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について  | 9  |
| 議第33号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について   | 9  |
| 議第34号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について  | 9  |
| 議第35号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について  | 9  |
| 議第36号 同年度田上町水道事業会計予算議定について  | 9  |
| 日程第5 議第9号 田上町税条例の一部改正について   | 16 |
| 議第10号 田上町職員定数条例の一部改正について  | 16 |
| 議第11号 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正について  | 16 |
| 議第13号 田上町使用料条例の一部改正について   | 16 |
| 議第14号 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について   | 16 |
| 議第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について   | 16 |
| 議第19号 田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について   | 16 |
| 日程第6 議第1号 専決処分(平成24年度田上町一般会計補正予算(第6号))の報告につ<br>いて                                 | 18 |
| 日程第7 議第2号 専決処分(新潟県市町村総合事務組合規約の変更)の報告について  | 19 |
| 日程第8 議第3号 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について  | 20 |
| 議第4号 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に<br>関する条例の制定について                             | 20 |
| 議第5号 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並<br>びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定<br>について | 20 |
| 議第6号 田上町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について  | 20 |
| 議第7号 田上町都市公園条例の制定について   | 20 |
| 議第8号 田上町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について   | 20 |
| 議第12号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について   | 20 |



|                |   |    |
|----------------|---|----|
| 議第15号          | 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について         | 20 |
| 議第16号          | 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について | 20 |
| 議第17号          | 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正について              | 20 |
| 日程第9           | 議第20号 田上町道路線の認定について                     | 21 |
| 日程第10          | 議第21号 平成24年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について      | 22 |
|                | 議第22号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について    | 22 |
|                | 議第23号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について   | 22 |
|                | 議第24号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について   | 22 |
|                | 議第25号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について  | 22 |
|                | 議第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について   | 22 |
|                | 議第27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について     | 22 |
|                | 議第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について       | 22 |
| 散 会            |   | 25 |
| 招集告示           |   | 26 |
| 提出議案一覧表        |   | 27 |
| 議事日程           |   | 30 |
| 出欠席議員          |   | 35 |
| 説明のため出席した者の職氏名 |   | 36 |
| 職務のため出席した者の職氏名 |   | 36 |

第 2 号 (3月13日)

|                |                                    |    |
|----------------|------------------------------------|----|
| 開 議            |                                    | 37 |
| 日程第1           | 議第37号 平成24年度田上町一般会計補正予算(第8号)議定について | 37 |
| 日程第2           | 一般質問                               | 38 |
|                | 9番 川口 與志郎 君                        | 38 |
|                | 8番 松原 良彦 君                         | 47 |
|                | 7番 川崎 昭夫 君                         | 56 |
|                | 3番 有川 りえ子 君                        | 60 |
|                | 1番 今井 幸代 君                         | 67 |
| 散 会            |                                    | 73 |
| 議事日程           |                                    | 74 |
| 出欠席議員          |                                    | 75 |
| 説明のため出席した者の職氏名 |                                    | 76 |
| 職務のため出席した者の職氏名 |                                    | 76 |

第 3 号 (3月14日)

|  |       |
|--|-------|
| 開 議  | 7 7   |
| 日程第1 一般質問  | 7 7   |
| 5番 熊倉正治君   | 7 7   |
| 11番 池井豊君   | 8 0   |
| 2番 椿一春君  | 9 0   |
| 6番 皆川忠志君   | 9 7   |
| 日程第2 議第 1号 専決処分(平成24年度田上町一般会計補正予算(第6号))の報告について                             | 1 1 3 |
| 日程第3 議第 3号 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について                                      | 1 1 4 |
| 議第 4号 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について                         | 1 1 4 |
| 議第 5号 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について | 1 1 4 |
| 議第 6号 田上町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について  | 1 1 4 |
| 議第 7号 田上町都市公園条例の制定について   | 1 1 4 |
| 議第 8号 田上町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について                                     | 1 1 4 |
| 議第12号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  | 1 1 4 |
| 議第15号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について                                      | 1 1 4 |
| 議第16号 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について                              | 1 1 4 |
| 議第17号 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正について   | 1 1 4 |
| 日程第4 議第20号 田上町道路線の認定について   | 1 1 8 |
| 日程第5 議第21号 平成24年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について                                    | 1 1 9 |
| 議第22号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について                                       | 1 1 9 |
| 議第23号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について                                      | 1 1 9 |
| 議第24号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について                                      | 1 1 9 |
| 議第25号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について                                     | 1 1 9 |
| 議第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について                                      | 1 1 9 |
| 議第27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について  | 1 1 9 |
| 議第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について  | 1 2 0 |
| 議第37号 同年度田上町一般会計補正予算(第8号)議定について  | 1 2 0 |
| 散 会  | 1 2 5 |
| 議事日程   | 1 2 6 |
| 出欠席議員  | 1 2 9 |

|                |       |
|----------------|-------|
| 説明のため出席した者の職氏名 | 1 3 0 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 1 3 0 |

第 4 号 (3月25日)

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| 開 議                                   | 1 3 1 |
| 日程第1 諸般の報告                            | 1 3 1 |
| 日程第2 議第 9号 田上町税条例の一部改正について            | 1 3 2 |
| 議第10号 田上町職員定数条例の一部改正について              | 1 3 2 |
| 議第11号 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正について        | 1 3 2 |
| 議第13号 田上町使用料条例の一部改正について               | 1 3 2 |
| 議第14号 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について     | 1 3 2 |
| 議第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について           | 1 3 2 |
| 議第19号 田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について | 1 3 2 |
| 日程第3 議第29号 平成25年度田上町一般会計予算議定について      | 1 3 6 |
| 議第30号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について         | 1 3 6 |
| 議第31号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について        | 1 3 6 |
| 議第32号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について        | 1 3 6 |
| 議第33号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について       | 1 3 6 |
| 議第34号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について        | 1 3 6 |
| 議第35号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について          | 1 3 6 |
| 議第36号 同年度田上町水道事業会計予算議定について            | 1 3 6 |
| 日程第4 閉会中の継続調査について                     | 1 4 6 |
| 閉 会                                   | 1 4 7 |
| 議事日程                                  | 1 4 8 |
| 出欠席議員                                 | 1 5 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名                        | 1 5 2 |
| 職務のため出席した者の職氏名                        | 1 5 2 |

平成 2 5 年 田 上 町 議 会  
第 1 回 定 例 会 会 議 録  
(第 1 号)

---

---

田上町告示第 4 号

平成 2 5 年第 1 回 田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日

田上町長 佐 藤 邦 義

記

- 田上町告示第 4 号は別紙 ( 1 ) のとおり
- 平成 2 5 年第 1 回 田上町議会 ( 定例会 ) 提出議案一覧表は別紙 ( 1 - 1 ) のとおり
- 平成 2 5 年 3 月 4 日
- 議事日程 ( 第 1 号 ) は別紙 ( 2 ) のとおり
- 本日の会議に付した事件は議事日程に同じ
- 応招議員は別紙 ( 3 ) のとおり
- 出席議員 ( 1 3 名 ) は別紙 ( 3 ) のとおり
- 欠席議員 ( 1 名 ) は別紙 ( 3 ) のとおり
- 説明のため出席した者の職氏名は別紙 ( 4 ) のとおり
- 職務のため出席した者の職氏名は別紙 ( 5 ) のとおり

---

午前 9 時 0 0 分 開 会

---

議長（泉田壽一君） 改めておはようございます。本日、平成25年第1回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、関根議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

佐藤町長から招集のごあいさつをお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日、平成25年第1回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

今ほどは、全国議長会から特別功労ということで、泉田議長が表彰、受賞されました。まことにおめでとうございました。

さて、今年の雪は、降っては解け、降っては解けを繰り返したため、昨年よりははるかに積雪量は少なかったものの、それでも1月末には除雪経費が不足になる状況となりました。しかし、立春を過ぎまして、三寒四温を繰り返しながら、ようやく春の日差しを感じる季節となりました。

ところで、昨年暮れの衆議院総選挙による政権交代で、国の地方財政計画の策定が大幅におくれ、事業実施の裏づけとなる地方交付税額などが固まらず、新年度予算編成に苦慮したところであります。

また、緊急経済対策事業などを含む平成24年度の国の追加補正予算が、2月の末にようやく成立しまして、当町にも交付額の通知がありましたので、これらに関連します五明寺トンネルの事業等に係る経費など準備調次第、補正予算の追加の予定でおりますので、よろしく願いをいたします。

さて、今定例会におきます議案としては、除雪経費に関連する平成24年度の一般会計補正予算及び市町村総合事務組合規約の一部変更など2件の専決処分の報告と、新型インフルエンザ等対策本部条例等の制定が6件、それに田上町税条例の一部改正が10件と、また田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止が1件、及び田上町道路線の認定の1件となっております。また、年度末に至りまして、平成24年度の各会計予算の実績に伴います補正予算8件と、後ほど施政方針で説明申し上げますが、平成25年度の一般会計及び各特別会計予算8件の合計36議案をご提案いたしました。今定例会は、新年度予算の審議をお願いする議会でありますので、提出議案も多いことから長期間にわたると思いますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

---

午前9時05分 開 議

議長（泉田壽一君） これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（泉田壽一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により

10番 渡邊正策 議員

11番 池井 豊 議員

を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（泉田壽一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日4日から25日までの22日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日4日から25日までの22日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

議長（泉田壽一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の11月、12月及び1月分並びに同法第199条第9項の規定による定期監査結果報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 池井 豊君登壇）

総務産経常任委員長（池井 豊君） 総務産経常任委員会の所管事務調査報告を行います。

総務産経常任委員会は、2月6日、委員全員と議長出席のもと所管事務調査を行いました。

まず最初に、総務課関連で、原発関連についてでございます。これは、去る平成25年1月9日に安全協定の締結がされたということで、これについての報告がございました。50キロ圏内の屋内待避の件や安定ヨウ素剤の服用の件、それから避難医療の整備、それから避難所の受け入れ、それから一時避難所として田上町体育館、小中学校の体育館が指定されていること、町体が県に報告されていること等々の説明がございました。

この中から質疑で、地域防災計画、国、県との関係はどのようになっているかというような質問があ

りました。なかなか国、県が決まらないので、地域防災計画の策定がずれ込んでいるというような答弁がございました。

また、防災計画の見直しに伴う現状把握はどのようになっているのか、モニタリングは。屋内待避地域でありながら、避難所を受け入れるとはおかしいとの意見もございましたが、県の指導に従うのが現状で、具体的にはこれから整備していくというような答弁がございました。まだ田上町としての地域防災計画の原子力編と申しましょうか、そこら辺はこれからだというような状況にあることが所管事務調査の中から明らかになってきました。

次に、地域整備課関連でございます。まず最初に、除雪の出動の状況が報告されました。2月6日現在では、町内除雪、早朝5回、直営出動が3回、日中の直営出動が2回、それから歩道除雪が1回というような報告がされたところです。

続いて、遊水池についての調査について報告がありました。これは、コンサルに遊水池調査を委託してある業務報告がされたというところで説明がございました。今回の遊水池については、そこに遊水池を設定するかどうかが可能かどうかを調べたというところで、現実的にこの所管事務調査の中でもいろいろな意見が出される中、もっといろいろな方法があるのではないかというような意見もやりとりされたところで、これがすべて今後行われていくというような確定したものではありませんでした。

それに対して、質疑がございました。工事をする場合、国、県の支援はあるのかということですが、今回対象としているのは、普通河川でありますので、今のところはないというような説明がありました。

それから、田んぼダムについての補償はどうなっているのかというような質問ありましたけれども、田んぼダムに関しては、これは田んぼに土砂を入れるとか、そういうものではなくて、通常より水をいっぱい現状の田んぼに入れるということで、補償は考えていない、要はあぜの整備等は考えているというようなことでした。また、流下能力不足の解消をするには、下流の拡大等々は必要なかというような質問もされました。水が流れやすい対策をするが、拡大は考えていない等の話もありました。また、委員からは、土地改良区と行政との連絡体制を強化する必要性も訴えられたところでございます。

次に、新羽生田浄水場についての所管事務調査でございます。これは、後に全員協議会でも報告されましたが、今までの計画よりちょっと増額の検討になっているというような報告がありましたが、これはまた予算委員会等の中で詳細をもんでいこうというような話で、事務調査を終わっております。

それから、最後に産業振興課関連で、田上町の生産調整についてでございます。県内の生産目標数量は54万5,670トンで、前年より2,910トン減少、田上町の実績は3,032.26トンで、前年より17.39トン、ポイントで0.6ポイント減少というような報告がされました。そんな中、ほかの転作の説明もされたところでございます。

質疑の中では、今後の農地利用集積の話なんかも出ておりましたけれども、これから25年までに人・農地プランの策定をしていくというような報告がございました。

以上で総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

議長（泉田壽一君） 委員長の報告が終わりました。池井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を行います。

（社会文教常任委員長 熊倉正治君登壇）

社会文教常任委員長（熊倉正治君） 社会文教常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

期日は、1月31日午後1時半から行いました。調査の項目としては、税と料の収納状況ということで、それぞれ関係の課から調査いたしましたが、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、国民健康保険税、これは町民課の関係でございますし、介護保険料、これは保健福祉課、それと保育料ということで教育委員会、そういった収納状況と、それにかかわる事務の状況ということで調査を行いました。決算にもあるとおり、町税の徴収率については、それぞれ98から99%ということで100%に近い状況ということでありますし、国保税のほうはそれぞれ94から97%ということで、これは平成18年から23年ぐらいのものをしておりますが、国保のほうは若干下がっているということで、あと介護保険料、それと保育料については98%から99%ということで、100%に近いという状況になっているという状況でございます。

それで、滞納繰り越し分の町税の関係では、平成23年度で収入未済額で7,100万円ほど、そのうち収納率は18%程度ということでございました。国保税では、収入未済額が3,500万円ほど、そのうち収納率は25%程度、それと介護保険税は、収入未済額が190万円ほどで、収納率で11%ほど、保育料では、収入未済額が73万円ほどで、収納率で6%程度というような説明でありました。

それで、町税の滞納処分の関係でございますが、平成23年度では72件ほど処分をした結果、390万円ほどの納税があったという実績の報告がございました。それと、平成24年度では88件ほどあるうち、税額では650万円ほどだそうですありますが、390万円ほどの実績があったという報告がありました。

それと、平成21年度から参加をしている県の地方税の徴収機構の説明もございまして、これは3年1期ということで進めているそうではありますが、24年度から2期目の徴収機構の活動ということで、24年から26年度まで2期目の徴収機構の仕事をやっているということで、納税の滞納額の圧縮と、それなりに成果も上がっているのではないかとというような報告もございました。

質疑の中では、年々収納率は多少なりともアップの傾向にあるのではないかとというような説明もございましたし、国保の資格証の関係では、資格証と短期証の発行の状況では、資格証で12世帯、短期証で13世帯というような答弁がございました。それと、不納欠損の処理に関しては、会社の倒産などでは税は最優先に配当されるということになってはおりますが、必ずしもそうではないといったような問題も指摘をされておりました。

以上が所管事務調査の報告でございます。

議長（泉田壽一君） 委員長の報告が終わりました。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生組合議会の報告を求めます。

（6番 皆川忠志君登壇）

6番（皆川忠志君） おはようございます。それでは、加茂市・田上町消防衛生組合議会の12月定例会のご報告をいたします。皆様のお手元には一部事務組合議会報告の1ページから10ページということでお配りしてあるとおりでございます。

期日は、昨年の年も迫った平成24年12月27日に開催されました。当議会からは関根議員、渡邊議員、



今井議員、そして私の4名が出席しました。

議題等につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。平成23年度一般会計の決算の認定であります。どうして年末に差し迫ったところに年度予算が出てくるのか、ちょっと相変わらず首をかしげて戸惑っておりますけれども、概要についてご報告いたします。

まず、歳入につきましては、予算現額で9億8,067万5,635円、収入済額は9億7,546万759円、差額は521万4,876円というふうになっております。一方、歳出につきましては、予算現額で9億8,067万5,635円、支出済額で9億5,377万2,155円ということで、差額は2,690万3,480円というような実績になっています。歳入歳出の差し引き金額につきましては、2,168万8,604円ということになっております。

なお、翌年度へ繰り越す財源はゼロでございます、全額実質収支額として計上されております。審議の結果は、原案どおり認定されました。

主な議論としては、消防の救急デジタル無線の導入に伴う経費の問題、あるいは消防バイク隊の創設、それから救急搬送の問題等々議論がされたところであります。

また、主な施策の成果につきましては、皆様お配りしている中にございますが、特記事項としましては、救急出動件数の増加に対応するために、高度救命処置用資機材を登載した高規格救急自動車2台、これはすばらしい車なのですが、これを2台増設し、救急業務体制の強化を図っているということと、それから救急救命研修所、ここに職員を派遣して、職員の資質の向上に努めているということの報告がございました。

特記事項を含めて、以上簡潔ではございますが、加茂市・田上町消防衛生組合議会の報告を終わります。

以上です。

議長（泉田壽一君） 報告が終わりました。皆川議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（3番 有川りえ子君登壇）

3番（有川りえ子君） 三条地域水道用水供給企業団の定例会が、平成25年第1回定例会が、去る2月26日に水道企業団事務所にて開催されましたので、ご報告いたします。当議会からは池井議員、川口議員と私の3人の議員が出席し、副企業長として佐藤町長が、また所管の土田課長が出席なさいました。

今定例会では、水道料金見直しのための条例一部改正、またそれに基づき算出した平成25年度予算を審議いたしました。

現行1立方メートル当たりの基本料金は81円、使用料金は15円、年間基本受水量を超えた場合は、1立方メートル当たり119円を、見直し後は、基本料金75円、使用料金21.2円、超過分は103円となります。田上町においては、年間約230万円の負担増になります。今回の料金見直し案提出に対し抗議し、副企業長でもある加茂市長は議会を欠席されました。

本会議前の協議会では、出資割合についてや、水道料金は前回、平成13年に決められ、今日まで改定がされなかった点や、供給単価の改定はいつから話し合われたのかという質問のほかが質疑をなされ、これまで三条市が負担増になっていたことや、またこの改定案は平成23年2月の参与会から話し合ってきており、唐突な提案ではない旨の答弁がありました。今回の料金見直しは、構成市町で供給単価の不

均衡があるので、その格差是正が目的であるとのことでした。

本会議では、三条市選出の議員から賛成討論が、また加茂市選出の議員から、消費税もアップし、その上2%の水道料金値上げは、市民にお願いすることができないほかの理由で反対討論がなされました。結果、僅差の賛成多数で原案可決となりました。

平成25年度の水道用水供給事業会計予算は、収益的収支及び支出の予定額といたしましては、収入、営業収益は11億1,488万円と、営業外収益2,108万5,000円を足した水道事業収益は11億3,596万5,000円となります。また、支出は、営業費用9億5,409万7,000円と、営業外費用2億7,769万5,000円と予備費100万円を足した水道事業費用12億3,279万2,000円となります。

また、資本的収入及び支出の予定額といたしましては、企業債11億8,370万円に、出資金1億9,411万5,000円を足した資本的収入は13億7,781万5,000円となります。また資本的支出は、建設改良費5億6,653万6,000円に、企業債償還金14億4,003万1,000円を足した資本的支出は20億656万7,000円となります。

簡単ではございますが、報告とかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（泉田壽一君） 報告が終わりました。有川議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（2番 椿 一春君登壇）

2番（椿 一春君） おはようございます。三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合報告を行います。お手元の資料の18ページから32ページまでついております。

本会は、2月13日三条市役所で開催されました。当町からは佐藤町長、私の2名が参加しております。

議題については、18ページのところにありますが、25年度の施設組合予算と、2号議案が平成24年度の補正予算、それから3番目に、地方公共団体数の減少による規約の変更の3議案でございました。

まず、予算については、冒頭三条の国定市長からありまして、全体は25%、各市町村の負担減になる予算だそうです。全体予算で21ページ、22ページを見てください。まず、22ページの本年度の予算としては2億1,324万6,000円の予算で、前年比2,296万9,000円、これ歳入歳出とも減額予算でございます。この25%の削減の理由としては、職員1名退職によるものの、補充なしということと、シルバー人材に委託していた夜間3名体制でいたのですが、それを1名に削減するというので、措置費の部分が削減されております。24ページのところをはぐっていただくと、各市町村の分担金ということで、当町のものは24年度と比較すると43万1,000円マイナスとなっております。

次に、25ページのほうの第2号議案のところですが、給食業務委託ということで補正予算が提案されました。

次に、27ページのほうで新潟市町村総合事務組合から地方公共団体の数の減少ということで提案がありまして、いずれも1号、2号、3号議案ともに可決、承認されましたことを報告いたします。

簡単であります。一部事務組合の報告を終了いたします。

議長（泉田壽一君） 報告が終わりました。椿議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（8番 松原良彦君登壇）

8番（松原良彦君） おはようございます。私のほうから平成25年第1回新潟県中越福祉事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。

期日は平成25年2月21日10時30分より、見附市まごころ学園にて開催されました。当町より副町長の小日向氏、それから私、2名参加いたしました。今回、議長を含む地元議員が2名交代された関係上、副議長の重岡議員が仮議長になり議事を進め、議長選挙の結果、地元議会議長の久住裕一氏に決まりました。

お手元に配付しております、33ページから48ページの資料のとおりでございますが、36ページの議第1号、42ページの第3号については、補正予算の専決処分でございます。議第2号 組合規約の変更について、議第4号、5号も新潟県中越福祉事務組合技能労務職員の給与の種類や基準を定める条例の改正や、同じく福祉事業使用料条例を一部改正する条例の制定でございます。議第6号は、平成25年度新潟県中越福祉事務組合予算では、3億9,040万4,000円に決まりました。

審議の結果、議第1号から6号まで、原案どおり承認されました。

なお、内容について少しお話ししますと、今年度の田上町の分担金額は、ただいま4名入所しております、539万4,000円であります。昨年と比較して、経費分担の割合で4万4,000円ほど安くなりました。これは、三条市のほうに2名去年より増えた割合で、田上が減ったものでございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長（泉田壽一君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（5番 熊倉正治君登壇）

5番（熊倉正治君） 後期高齢者医療広域連合の2月定例会の報告を行います。

実は、これはきのう午後2時から新潟の自治会館で行われました、ほやほやの報告でございます。議案は、8号までございましたが、私どもの議会と同じで、自治法の改正による広域連合議会の会議規則の改正がございまして、これはちょっとコピーが間に合いませんでしたのでつけてはおきませんが、うちと同じように、通年性の議会は採用しないで、定例会と臨時会ということで、現行どおりに行っていくという会議規則の改正が議員発議によって後で行われたということでございまして、この中に資料入っておりませんが、うちと同じような形で処理をしていくということになっております。それと、委員会とか政務活動費については該当がないということで、改正はありませんでしたので、その部分だけは資料入っておりません。

議案の1号でございますが、総合事務組合の規約の変更、これはどこの一組もみんなそうでございますし、うちの議会にも今回提案されておりますので、同じものでございます。

それと、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正ということで、これは国の基金管理運営要領に準じて、条例の施行期日がこの24年度末になっておりますが、1年間延長して25年度末までとするという改正がございました。

それと、議案3号のほうでは、特別職の職員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正、これは私ども議会も同じでございますが、本会議において公聴会の開催、それと参考人の招致ができるということで、その規定の改正が行われました。

それと、議案4号 後期高齢者医療広域連合第2次広域計画、これは自治法に策定が義務づけられているということで、1次計画が平成19年から24年度までの5年間、これが終わるということで、25年度から新たに第1次計画の基本方針を踏襲して2次計画を、平成25年から29年度までの5年間の計画を策定をしたということでございます。

それと、議案5号、一般会計の補正予算、これは決算見込みに基づいて補正を行ったということでございますし、議案6号の特別会計の補正予算、これについても決算見込みに基づいて補正を行ったということでございます。

それと、議案の7号と8号、これが一般会計と特別会計の新年度予算でございますが、一般会計については総額11億8,320万円ということで、対前年比5.4%減ということになっております。

それと、議案8号の25年度の特別会計でございますが、総額で2,588億6,460万円ということで、対前年比3.2%増という予算になっております。

これら議案8号までの関係は、それぞれ原案承認なり、可決はされましたが、議案4号の関係と7号、8号については、賛成多数ということで可決になっております。以後、議案が終わってから2名の方から一般質問が行われました。

以上でございます。

議長（泉田壽一君） 報告が終わりました。熊倉議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

- 
- 日程第4 議第29号 平成25年度田上町一般会計予算議定について  
議第30号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について  
議第31号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について  
議第32号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について  
議第33号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について  
議第34号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について  
議第35号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について  
議第36号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（泉田壽一君） 日程第4、議第29号から議第36号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました平成25年度の各会計予算案のご審議をお願いするに当たり、私の新年度の町政運営に臨む考え方的一端を申し述べさせていただきます。

まず初めに、昨年を顧みますと、当町においては多少の水害に見舞われましたものの、大きく自然災害もなく、平穏で無事な一年でありました。また、昨年は第5次総合計画の初年度であり、「みんなで作る暮らしの満足度の高いまち」を理念とし、優しさと豊かさできらりと輝く田上をテーマと

して、それを実現するため各地区における自主防災組織の育成支援、消雪施設の維持修繕、少子化対策事業の推進、認知症サポーターの養成などに取り組むほか、かねてより懸案事項でありました本地上工業団地の第2次造成の完成やテレビコマーシャルを使つての観光情報の発信など、重点プロジェクトと位置づけた事業を優先的に取り組み、町づくりを進めてきたところであります。

この第5次総合計画も2年目を迎え、田上町で暮らす人あるいは田上町へ訪れる人誰もが田上町への愛着や町づくりへの理解を深め、より高い充足感や喜びを得ていただくために、計画に定められた5つの柱の目標に向かって町民参加による協働の町づくりを進め、町民皆さんの満足度が少しでも向上するよう努力してまいりたいと考えているところであります。

さて、国政に目を向けますと、昨年12月に衆議院の解散総選挙が行われ、自民党・公明党の連立政権が再び誕生しました。この政権に対しましては、早急に景気回復に取り組んでほしいと願っていたところでありましたが、早速予算編成の方針が示され、15カ月予算という考え方で、平成24年度の大型補正予算と平成25年度予算と合わせまして、切れ目のない経済対策を実行するとされたところであります。その内容といたしましては、平成24年度補正予算では日本経済再生に向けた緊急経済対策の重点であります復興・防災対策あるいは成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化を主として12兆3,000億円が計上されております。そのうち地方自治体に対しても、公共事業や経済対策のための臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の拠出が盛り込まれております。それに続きます平成25年度予算につきましては、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう地方交付税等の一般財源総額については平成24年度地方財政計画と同水準を確保したということですが、より一層アンテナを高くして情報収集に努め、国の新しい政策に迅速に対応してまいりたいと考えております。

そこで、さまざまな国政状況を考慮して作成した田上町町づくり財政計画を基本に、各会計の大綱につきましても説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思っております。

まず、町の財政状況であります。田上町町づくり財政計画あるいはその時々でご説明申し上げてきましたように、町民の皆様の多大なご理解とご協力によりまして、財政健全化計画も一定の成果が得られました。そこで、予算編成の基本方針は、昨年と同様に「町の活性化あるいは町民ニーズの多様化を考慮し、緊急性及び必要性の高い事業を重点的に効率的に選択すること。そして、各課の重要施策に配慮して、町民の要望に対応できる予算づくり」とし、体力維持を基本とすることといたしました。

それでは、平成25年度において取り組む重点施策及び各会計予算の大綱につきましても、順次申し述べさせていただきます。初めに、一般会計の予算額につきましても、その規模を47億8,000万円といたしました。この予算は、平成24年度当初予算と比較して5億7,300万円、率にして13.6%の増額予算となっておりますが、これら平成25年度予算の特徴といたしまして、新規に取り組む事業では、少子化対策とともに子育て支援の充実を図る観点から、不妊治療費の助成や妊産婦医療の助成を行うとともに、子どもの医療費助成の対象範囲を入院・通院とも中学校卒業まで拡大いたします。

社会資本関係では、五明寺トンネルの改修工事あるいは新田堀改修工事のほか、ソフト面では下吉田・羽生田・清水沢・川船河地区の土砂災害ハザードマップの作成や本格的に国土調査事業（地籍調査）に着手いたします。

商工関係では、町内の商工業の活性化と振興を図るとともに、町民皆様が地元の小売店での買い物を

定着させるための取り組みといたしまして、平成21年度に続いてプレミアムつき商品券の発行に対しまして補助をしております。

教育関係では、核家族化と女性の社会進出を背景に未満児の入園希望が非常に高まっており、この状況は今後も継続していくものと思われまますので、竹の友幼稚園の増築を行います。また、小・中学校につきましては、日常生活の変化に伴ってトイレの洋式化が急務となっておりますので、小学校の女子トイレの改修を行うほか、昨今の夏場における猛暑に対応するため、各学校の普通教室の空調対策を行う教育環境改善に努めてまいります。そのほか、県の委託事業であります湯川地区で出土した遺跡の本格発掘調査を行ってまいります。以上のようなことから、予算額を増額したものであります。

また、引き続き取り組んでいく事業といたしましては、定住人口の増加や若年層の町内定住者を促進し、活力のある町づくりを進めるため、新婚世帯家賃支援事業等を実施してまいりますし、認知症サポーターの養成につきましては中学校や町内事業者を新たに対象といたしまして、講座の回数を増やして開催してまいります。

農商工連携では、農業と商業が連携した取り組みから、新たに工業も連携し、町の地域資源を生かした産業の促進を図るため補助金を増額しておりますし、観光におきましてはさらなるイメージアップを図るためテレビコマーシャルを利用しまして、積極的にPRを行ってまいります。

教育関係では、幼、小、中が連携した12カ年教育も4年目となります。町民皆さんから理解していただけるようになりました。平成25年度は、さらに幼、小、中と家庭、地域が連携を強化して田上の12カ年教育を推進し、特色ある学校づくりを目指してまいります。

次に、歳入の主な内容につきましては、国においては地方交付税の総額予算を17兆624億円として、前年度比2.2%の減としております。また、臨時財政対策債の市町村分は1.1%の増となりました。町においては、総予算額の23.2%に当たる町税を11億339万6,000円と見込み、平成24年度当初予算額と比較しまして643万3,000円、率にして0.6%の増額といたしました。経済活動の低迷が続く中、税制改正の影響により法人町民税におきましては減額となっておりますが、町たばこ税においては、その減収分を調整するために県たばこ税の一部が移譲されることにより増額しております。徴収率につきましては、県及び市町村職員の徴収技術の向上を図ることを目的として設立されました新潟県地方税徴収機構へ職員を派遣し始めてから年々向上してきており、今後も引き続き職員を派遣し、税負担の公平性を図るため徴収率向上を目指してまいります。

次に、歳出における各費目の主要事業につきまして説明いたします。総務関連事業では、職員の総合的な政策形成能力や行政管理能力を育成し、職員の資質向上及び意識改革のため、平成25年度より自治大学校への入校を計画的に進めてまいります。

財産管理関係では、曽根交流センターの利用がないことや施設の老朽化から今後の管理に課題を多く抱えることから、町としては取り壊しをしたい旨の考えを施設周辺区長に確認したところ、いずれの区長も町の考え方に沿うものでありましたので解体するものであり、またあわせてその跡地及び未利用地につきまして自主財源確保の観点から、それら用地の売却も引き続き行ってまいります。

住民基本台帳関係では、東日本大震災の教訓を生かし、戸籍の正本及び副本が同時に滅失する危険性があることから、何らかの大規模災害が発生した場合の対策としまして、国の指示に基づきましてこれ

を防止するためのシステムを構築いたします。

選挙関係では、参議院議員通常選挙が7月に施行される予定であり、その関連経費を計上したほか、開票における事務の効率化と迅速化を図るため、開票集計システムを導入いたしました。

福祉・健康づくり関連事業では、健やかに長生きできる健康寿命の延伸、高齢者や障害者の誰もが住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう地域全体で支える基盤づくりに努めるとともに、少子化対策や子育て支援の充実を踏まえた事業にも取り組んでいきます。

高齢者福祉では、認知症サポーターの養成等、認知症の方への支援の推進などを含めまして、高齢者の見守り活動により、いつまでも自立して自分らしく暮らせるような環境整備を促進いたします。

障害者福祉では、社会福祉協議会からも相談支援事業を実施していただくことで、障害者の相談支援体制の強化を図ります。

健康づくりでは、子育て支援や少子化対策とも関連しますが、新たに妊産婦医療費の助成、特定不妊治療費の助成に取り組むとともに、子どもの医療費助成事業の拡充を図ることで母子保健・学童保健事業の推進を図ります。また、町の食育推進キャラクターの活用により、食育の面からも生活習慣病やがん予防を進めてまいります。

このように、町民がいつまでも健康で生き生きと暮らせるよう、保健事業とともに介護予防、あるいは認知症予防教室なども実施してまいります。

労働関連事業では、田上駅、羽生田駅周辺の環境美化に努めるとともに、貸し付けを円滑に行うために労働金庫への預託を行ってまいります。

また、平成24年度で終了予定でありました緊急雇用創出事業臨時特例基金事業につきましては、平成25年度も継続して事業を実施することとなりましたので、引き続き雇用の創出を図ってまいります。

農林水産業関連事業では、平成19年度より農地・水・環境保全向上対策事業で、町内3地区で共同活動事業を実施してまいりましたが、平成24年度より2地区で新たに取り組みを行い、町内全体で5地区の実施となり、農道の草刈り、砂利敷きなどを行い、農業施設の維持管理に努めてまいります。

それに、町内2地区で向上活動事業を実施しておりましたが、平成25年度より新たに1地区実施する予定で、町内全体で3地区の実施計画となり、用水路のコンクリート化に向けて事業を実施してまいります。

また、継続事業といたしましては、戸別所得補償制度、あるいは農地の利用集積、担い手の育成、新規就農者の育成、地産・地消の推進、農商工連携、林業関連等の事業推進を行い、農林業の振興を図ってまいります。

商工・観光関連事業では、景気悪化が深刻な中で中小企業対策といたしまして、不況対策等緊急特別資金をはじめとした制度資金の貸付事業や保証料助成を継続実施し、商工業の育成・振興を図ってまいります。

本田上工業団地は、第2次造成工事により、ようやく全ての造成が完了いたします。これからは、販売の促進と企業誘致に努めてまいります。

町の観光施設では、椿寿荘、総合公園YOU・遊ランドが既に指定管理者制度を導入しておりますが、湯つ多里館につきましても指定管理者制度を導入するために指定管理者の募集あるいは選定を行ってま

います。

商工業関連では、近年小売業者においては廃業が目立ち始めており、今後高齢化社会を迎えるに当たり、自宅付近に商店がないといった買い物難民が出てくるおそれも考えられます。今後も引き続き小売業者のさらなる育成に取り組んでいかなければなりません。このような状況の中で、商工会ではプレミアムつき商品券の発行を行うことといたしましたので、町も商工業者のため、また町民のために支援をしてまいります。

また、観光関連では、JR東日本、新潟県、県内各市町村でプレDCに向けた取り組みを行うことといたしました。新潟の歴史、あるいは文化、芸能、四季の自然、食などをテーマとして、町でも多くの観光客誘致に努めてまいります。

土木関連事業では、道路関係につきましては、町の道路交通体系の根幹となる国道403号バイパス整備において広域的な道路ネットワークを形成いたしまして、地域間の経済・文化等の活発な交流を支え、活力ある町づくりを推進する重要な役割を果たすものであり、救急医療における患者の搬送体制においては命の大動脈として必要不可欠なものと位置づけております。早期整備促進のための要望活動等の成果として、道路築造工事が着々と進んでおります。平成25年度末には町道本田上・横場線（本田上農免）から才歩川を越えて県道新潟・五泉・間瀬線まで供用予定となっています。今後は、県道新潟・五泉・間瀬線からJR田上駅裏の町道中店後藤1号線までの早期供用開始に向けての要望や新潟市への働きかけも引き続き強化してまいりたいと考えております。また、県道新潟・五泉・間瀬線など主要地方道の改良整備促進につきましても、期成同盟会に働きかけまして、引き続き早期整備促進に向け要望活動を強化してまいります。

水害対策関連事業及び河川整備における一級河川山田川改修につきましては、山田地内の最終工事区間が予定されており、早期完成に向け着々と工事が進み、本年度末には全区間の改修が完了する予定となっています。また、信濃川の築堤工事の完成に伴い、支川となる加茂川での堤防かさ上げ工事についても、千代橋下流の右岸堤防において引き続きかさ上げ工事が行われる予定と聞いております。

町単独事業については、従来からの各地区の要望になかなかお応えできない状況ではありますが、町民生活に支障を来すと思われる生活関連道路の整備や維持補修、小河川の浚渫や改良及び排水路の整備や維持補修、継続中の工事等を中心に実施してまいります。また、継続して国の交付金制度を活用して、町道坂田湯川3号線（五明寺トンネル）の改修及び保明・後藤線の改修を実施してまいります。

ソフト面においては、防災対策として調査が完了した下吉田・羽生田・清水沢・川船河地区の土砂災害ハザードマップ作成、人口減少抑制対策の新婚世帯家賃支援事業、空き家情報バンク、住環境の整備促進に関連した国土調査事業、都市計画関連事業の各施策を引き続き実施をしてまいります。

消防・防災関連事業では、消防団活動を行うに当たり非常に重要な資機材が老朽化しているため、機動性及び消防力の向上を図ることから、引き続き消防団積載車及び消防ポンプの年次計画により更新を行い、さらなる消防力の向上を図ってまいります。

また、地域の安全・安心の確保という観点においては、万が一の災害に備える自主防災組織の育成を図るために結成された田上町自主防災組織連絡協議会を中心に、研修会あるいは視察研修・情報交換等の活動を充実させまして、既存の自主防災組織の育成を図ってまいりますし、災害や有事の際の町民皆



様へ情報伝達の迅速かつ確実性を図ることを目的に、全国瞬時警報システム（J—ALERT）と連携した緊急速報メール連携システム導入をしております。

なお、自主防災組織については、町内で16地区となり、地域における防災力は向上してきておりますが、共助の精神を町民に意識づけてもらえるよう未組織地区における自主防災組織の結成に向けまして、積極的な支援を継続しております。

教育関連事業では、町で掲げる田上の12カ年教育の理念である「田上の子供は田上で育てる」を効果的に推進するため、子育て支援体制の充実と、園児や児童の教育環境を整備し、「教育のまち田上」を推進しております。

竹の友幼稚園では、園児の遊びや集団生活を通して自律心を養い、好奇心と遊ぶ意欲を育てる教育を実践しながら、ゼロ歳から2歳までの園児には保育を中心に、3歳から5歳までの園児には幼児教育における基本的な生活習慣を身につけさせ、幼・小のアプローチプログラム、それからスタートカリキュラムの実践を通して小学校へのスムーズな移行を目指しております。

また、施設整備面においては、核家族化と女性の社会参加を背景に、未満児の保育希望が増えることが想定されるため、それらの対応策として施設の一部を増築することといたしました。

学校教育におきましては、田上の12カ年教育を構築するため、幼・小・中学校の縦の連携と家庭、地域との横の連携のもと、工夫、改善を図りつつ、志を持って意欲的に学び、自律と思いやりの心を持つたくましい子供たちを、そして確かな学力を持った子供たちの育成、地域に信頼された開かれた学校づくりを目指しております。

小・中学校では、小学校で実施してきました算数や外国語活動と中学校で取り組む数学や英語を中心に、田上町教育研究協議会等の協力を得ながら、教育活動の評価や改善を通して教育課程、接続プランを具体化するとともに、家庭・地域団体等の連携のもとに、道徳教育、キャリア教育、地域活動を推進しております。

教育環境整備につきましては、教育効果と事務の効率化を図るため、人的指導体制の継続と教材備品を整備するとともに、安全で快適な施設を管理するため保守点検を徹底するとともに、新たに小学校トイレの一部改修と各学校教室の空調対策を行っております。

生涯学習関係では、既設施設である公民館や体育館などの活動拠点施設の整備を図り、町民ニーズの把握と生涯学習推進計画に基づき事業を推進し、満足度の高い明るい豊かな人づくり・地域づくりを目指します。

社会教育では、社会教育団体の育成支援と情報発信を通じまして、各種教室・講座や青少年活動事業を開催していきます。

体育スポーツ関係については、佐藤杯駅伝競走大会をはじめとした各種スポーツ大会を開催するとともに、地域スポーツクラブ、体育協会などを育成、支援して、そして連携を保ち、スポーツ人口の拡大と健康づくりを推進しております。

芸術文化活動につきましては、文化団体と連携による文化祭などを開催し、発表や鑑賞の場を提供し、芸術文化に対する関心を高めてまいります。

また、文化財管理で湯川地内の国道403号バイパス予定地内の埋蔵文化財調査を新潟県の委託事業と

して実施してまいります。

なお、平成22年度より行っています（仮称）生涯学習センターの建設基金積み立てについては、平成24年度同様4,000万円といたしました。

次に、特別会計について説明をいたします。最初に、下水道事業特別会計につきましては、予算額を4億3,460万円とし、平成24年度当初予算に比較しては1億8,640万円、率にして30.0%の減額といたしました。主な事業としては、中央公共下水道事業再開に向けた下水道事業全体計画の見直し業務及び山田川改修工事に伴う管渠移設工事を実施してまいります。維持管理につきましては、修繕を適切に行いながら施設の維持管理に努めるとともに、地域環境の改善や河川などの水質保全を図ってまいります。

次に、集落排水事業特別会計につきましては、予算総額を7,580万円とし、平成24年度当初予算額に比較して270万円、率にして3.7%の増額といたしました。

集落排水事業につきましては、整備も終わり、維持管理が主要な事業であります。処理場の適切な維持管理を行い、農家世帯の多い地域での用排水の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、予算総額を13億2,200万円とし、平成24年度当初予算額に比較して3,700万円、率にして2.9%の増額予算といたしました。歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金が主な内容であります。

なお、国民健康保険税の税率につきましては、医療費の増加、後期高齢者支援金あるいは介護納付金の負担増加により、平成25年度におきましても本算定において将来にわたり安定的な国保財政の運営ができるように、国民健康保険給付準備基金も考慮に入れながら検討してまいります。

歳出では、保険給付費あるいは後期高齢者支援金、介護納付金につきましては、過去の実績及び負担増加に伴い増額といたしましたが、共同事業拠出金につきましては減額といたしました。保健事業費においては、40歳から74歳の方を対象に実施しております特定健康診査の第2期計画をスタートいたしますが、第1期計画の反省を踏まえながら受診率の向上を図ることにより、病気を早期に発見し、その結果に基づく適切な健康づくりを支援する特定保健指導の充実を図り、バランスのとれた食生活、適度な運動習慣を一人ひとりが身につけることで、生活習慣病の予防が可能で、医療費削減にも通じるものと考えております。継続事業としましては、ジェネリック医薬品差額通知あるいは人間ドック補助事業など、今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額を1億1,000万円とし、平成24年度当初予算額に比較して100万円、率にして0.9%の増額予算といたしました。後期高齢者医療制度は、新潟県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行い、町におきましては保険料の徴収あるいは申請及び届け出の受け付けや人間ドックの補助事業などに取り組んでおります。引き続き広域連合との連携を図りながら制度の適正な運営に努めてまいります。

次に、訪問看護事業特別会計につきましては、予算総額を3,940万円とし、平成24年度当初予算に比較して110万円、率にして2.7%の減額予算といたしました。訪問看護事業につきましては、終末医療を含めまして在宅療養者に喜ばれる質の高いサービスの提供に今後も努めてまいります。

次に、介護保険特別会計につきましては、予算総額を11億7,400万円とし、平成24年度当初予算に比較して1億4,100万円、率にして13.6%の増額予算といたしました。介護保険事業につきましては、要

介護認定者の増加あるいは開所が予定されている認知症高齢者グループホームなどの給付費の増加も見込んでおります。超高齢社会の到来を迎えまして、今後とも介護費用の増大が見込まれることから、適正な介護給付とあわせて、できる限り要介護状態とならないようにその予防に取り組んでまいります。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出の水道事業費用の予定額を2億4,603万4,000円、資本的支出の予定額を3億7,126万9,000円といたしました。水道事業につきましては、水道法に基づく水質検査などを実施しまして、安全・安心で良質な水道水の供給に万全を期してまいります。また、老朽化した計器・設備機器の計画的な取り替えや修繕を行い、施設・設備の適正な維持管理に努めるとともに、漏水などが起きている水道管の布設替え工事等を実施し、水道水の安定供給に努めてまいります。

また、山田川改修工事に伴う水道管移設工事の実施や、震災に備えた重要水道拠点としての羽生田浄水場の建設工事につきましては、平成25年度中の供用開始を目指しまして、電気計装設備、構内設備の各工事を行ってまいります。

以上、いささか私の所信を申し述べるとともに、各会計の平成25年度当初予算の大綱と施策の方針を申し上げました。

よろしくご審議の上、各会計予算についてご賛同・ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8案件につきましては、平成25年度当初予算であり、いずれも重要な案件であります。

よって、十分な精査が必要と思われますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8案件につきましては、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

- 
- 日程第5 議第 9号 田上町税条例の一部改正について  
議第10号 田上町職員定数条例の一部改正について  
議第11号 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
議第13号 田上町使用料条例の一部改正について  
議第14号 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について  
議第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について  
議第19号 田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議長（泉田壽一君） 日程第5、議第9号から議第11号、議第13号及び議第14号、議第18号及び議第19号の7案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました7議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議第9号 田上町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正が行われたことによりまして、田上町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、町税の賦課に係る処分または不利益処分に対する理由の提示について、田上町行政手続条例の適用除外から除くものと、今まで国が一律に定めておりました固定資産税の課税標準の特別措置を市町村が自主的に判断し、条例で決定できる仕組みが導入されたことによるものであります。

また、東日本大震災の復興財源を確保するため、個人町民税の均等割の標準税率に係る特例を定めるものであり、平成26年度から平成35年までの間、個人町民税の均等割の税率を現行の年額3,000円から500円引き上げて、3,500円とするものであります。

次に、議第10号 田上町職員定数条例の一部改正につきましては、平成25年度より教育委員会におきまして、埋蔵文化の発掘調査や町民の保育ニーズにこたえるべく保育士を増員するため、教育委員会の事務部局の職員数を改正するものであります。

次に、議第11号 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、県の人事委員会の勧告に基づきまして、給与構造改革における経過措置額の廃止及び給料表の改正を行うため、改正するものであります。

次に、議第13号 田上町使用料条例の一部改正につきましては、田上町曾根交流センターを廃止することに伴い、同施設の関係する使用料条例の一部を削除すること、また町民の体力増進を図るため、トレーニング機器を町民体育館の一室に設置しましたので、この部屋をトレーニングルームの位置づけとして使用料を定め、町民からご利用いただくため、また民間事業者による太陽光発電施設を公共施設の屋根に設置する事業が予定されており、関係事業者から使用料を徴収するに当たり、必要事項の整備を行うものであります。

次に、議第14号 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、町の少子化対策の一環として、子育て世代の経済的負担感を軽減するため、本年4月1日より通院の場合の医療費の助成対象年齢をすべての子供について中学校卒業までに拡充することで、入院、通院ともにすべての子供の医療費の助成対象、中学校卒業まで拡充するものであります。

次に、議第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、道路法施行令が平成24年12月2日に改正され、道路占用許可の対象に太陽光発電設備、風力発電設備、津波避難施設が新たに規定されることに伴い、これらの占用料金について国に準拠し、制定するものであります。

次に、議第19号 田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、この施設は昭和40年10月に建てられ、児童館及び保育所として長年保育事業に活用してまいりました。しかし、近年子供の減少に伴い、平成18年度から交流センターとして管理し、町民に開放してきましたが、

老朽化と地理的条件からほとんど利用されず、遊休的施設となっていますので、今後の維持管理や防犯面を考え、施設を廃止するものであります。

以上、7議案についてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの7案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております7案件につきましては、平成25年度当初予算と関連がありますので、先ほど設置いたしました予算審査特別委員会に会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております7案件につきましては、予算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前10時23分 休憩

---

午前10時45分 再開

議長（泉田壽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に渡邊正策議員、副委員長に皆川忠志議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

---

日程第6 議第1号 専決処分（平成24年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について

議長（泉田壽一君） 日程第6、議第1号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議第1号 専決処分（平成24年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ1,065万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,833万円といたしましたものであります。

その内容は、昨年の暮れから降雪に伴いまして、予定しておりました除雪関係費が不足を生じたため、おおむね3回分の除雪関係経費を増額しております。なお、これらの経緯につきましては、緊急を要するため、1月28日付でやむなく専決処分いたしましたものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承諾いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（泉田壽一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

---

日程第7 議第2号 専決処分（新潟県市町村総合事務組合同規約の変更）の報告について

議長（泉田壽一君） 日程第7、議第2号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議第2号 専決処分（新潟県市町村総合事務組合同規約の変更）の報告につきまして、その概要をご説明申し上げます。

平成25年3月31日限りで解散による組合を脱退する地方公共団体があることと、新たに公平委員会に関する事務について、小千谷市から参画の申し出があったことから規約を変更するものであり、国への許可事務の関係上、特に緊急を要するため、1月21日付でやむなく専決処分いたしましたものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論及び採決を行います。

これより議第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり承認されました。

- 
- 日程第8 議第 3号 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議第 4号 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 議第 5号 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について
- 議第 6号 田上町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 議第 7号 田上町都市公園条例の制定について
- 議第 8号 田上町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 議第12号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議第15号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議第16号 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 議第17号 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正について

議長（泉田壽一君） 日程第8、議第3号から議第8号まで、議第12号及び議第15号から17号までの10案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました10議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議第3号 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、緊急事態宣言が発令された場合に、市町村も対策本部を設置することとなりましたので、対策本部の組織、運営など必要な事項を定めるため、条例制定をお願いするものであります。

次に、議第4号 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定及び議第5号 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定につきましては、一括法と言われております地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、これまで国の法律や政省令で定められていた長期密着型サービス等の事業の基準を地方自治体の条例で定めることが必要になったことから、それぞれ制定をお願いするものであります。

次に、議第6号 田上町道の構造の技術的基準等を定める条例制定につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、つまり一括法の制定に伴い、改正された道路法に定められている構造基準について、地方公共団体において条例を定める事項

とされたことから、制定をお願いするものであります。

次に、議第7号 田上町都市公園条例の制定につきましても、議第6号と同様に、一括法の制定に伴い、改正された都市公園法及び高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律に定められていた現行基準を、独自に地方公共団体において条例で定める事項とされたことから、制定をお願いするものであります。

次に、議第8号 田上町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定につきましても、一括法の制定に伴い、改正された下水道法に定められた構造基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準について、地方公共団体において条例で定める事項とされたことから、制定をお願いするものであります。

次に、議第12号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則が改正され、防疫等作業手当の内容に口蹄疫及び鳥インフルエンザに係る作業に対し、手当の金額が明記されたことに伴いまして、それらが発生した場合、職員も防疫作業に従事することから、関係する条例を制定するものであります。

次に、議第15号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、県の実施要項改正に伴い、助成対象者にDV保護命令を受けた児童を追加するとともに、法律の改正に伴い、引用する条文を整理するものであります。

次に、議第16号 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正及び議第17号 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正につきましては、それぞれ関係する法律の改正に伴い、引用する条文を整理するためのものであります。

以上、10議案についてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの10案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております10案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第9 議第20号 田上町道路線の認定について

議長（泉田壽一君） 日程第9、議第20号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議第20号 田上町道路線の認定につきましては、本田上工業団地の造成に伴う2路線の認定及び原ヶ崎新田地内において、新潟県から譲与を受けた国道403号バイパス側道1路線の認定をお願いするものであります。



以上であります。

議長（泉田壽一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

- 
- 日程第10 議第21号 平成24年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について
- 議第22号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 議第23号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議第24号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議第25号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議第27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 議第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について

議長（泉田壽一君） 日程第10、議第21号から議第28号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議第21号 平成24年度田上町一般会計補正予算（第7号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億863万円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、年度末に至り事業がほぼ確定したことにより、収入支出それぞれの増減整理をお願いするものであります。まず、歳入では、町税におきましては、町民税では個人所得が当初見込みよりも多かったこと、固定資産税においても、大臣配分に係る償却資産の増加と徴収強化による収入額の増加により増額。地方交付税におきましては、普通交付税で単位費用の引き上げなどにより増額。分担金及び負担金におきましては、保育料で当初見込みよりも入園児数が少なかったことによる減額。使用料及び手数料におきましては、ごまどう湯っ多里館割引券利用者の増加に伴い、入館料の

減額。国庫支出金におきましては、保育料、広域入所児の増加に伴い増額。公共土木事業災害復旧費では、平成23年度施越分の補助金の追加、利用者が当初見込みより少なかったことによる障害者自立支援給付負担金の減額、事業確定に伴う子ども手当や社会資本整備総合交付金など、それぞれ関係する負担金及び補助金の減額。

県支出金におきましては、国庫支出金同様に保育所広域入所、障害者自立支援給付費、子ども手当のほか、高齢者福祉施設開設等支援事業補助金の追加。財産収入におきましては、旧坂田保育所跡地の売却に伴う不動産売り払い収入などの受け入れ。寄附金におきましては、ふるさと田上町応援給付金及び社会福祉への指定寄附金の受け入れ。繰入金におきましては、今年度の執行残が見込まれることから、財政調整基金繰り入れの減額。平成23年度の精算による後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計からの受け入れなど。諸収入におきましては、市町村振興協会市町村交付金や宝くじに関する市町村振興協会基金交付金の増額。平成23年度の精算による加茂市・田上町消防衛生組合負担金や県医療に係る高額療養費の立てかえ分の受け入れなど。町債におきましては、それぞれの事業の確定及び交付決定に伴い、減額をお願いするものであります。

一方、歳出では、総務費におきましては、後年度の財政運営に備えるため、今後の起債の償還に対応するため、財政調整基金、減債基金への現金積立金の追加。民生費におきましては、利用実績に伴う配食サービス業務委託料の減額、支給実績に伴う在宅寝たきり老人等介護手当の減額、歳入でもご説明申し上げましたが、介護基盤緊急整備臨時特例補助金の増額や追加、重度心身障害者の医療費給付実績に伴う助成費の減額、障害者自立支援事業においては、事業の実績に伴う介護給付費の減額、同じく障害者自立支援事業においては、平成23年度の事業費確定に伴う国県返還金の増額、入園児が当初見込みより少なかったことによります臨時職員の賃金の減額、支給実績に伴う子ども手当の減額。衛生費におきましては、各種検診等及び予防接種等で、当初見込みより受診者が少なかったことによる関係経費の増減整理、また合併処理浄化槽設置数の実績に伴う補助金の減額。

農林水産業費におきましては、農地面的集積促進事業補助金の追加あるいは修繕料等の減少による集落排水事業特別会計の繰出金の減額。商工費におきましては、省エネの啓蒙を目的とした商工会が実施するエコタウン推進事業補助金を追加、湯っ多里館の施設改修調査委託料の減額。土木費におきましては、事業確定に伴う消雪パイプ関連委託料、それから都市計画基礎調査業務委託料、下水道事業特別会計への繰出金、在宅耐震診断、改修補助費などの減額。消防費におきましては、消防救急無線デジタル化整備に伴う加茂市・田上町消防衛生組合負担金の増額。教育費におきましては、事業確定に伴う学校介助員の関連経費、小中学校における要保護・準要保護援助費、学童保育で当初見込みより参加が下回ったことによりまして関連経費の減額。公債費におきましては、長期借入金において平成23年度借り入れ時の金利を3%と見込んでおりましたが、実際は平均1.1%程度の借り入れができたことに伴う減額補正をお願いするものであります。

次に、議第22号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ5,105万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,127万6,000円とするもので、その主な内容は、年度末に至り予定した事業がほぼ確定したことによりまして、歳入においては負担金、使用料、繰越金の増額及び国庫補助金、繰入金、諸収入、下水道事業債の減額をお願

いするものです。

また、歳出においては、修繕料あるいは手数料、委託料、工事請負費、公債費等の減額をお願いするものであり、その主な内容であります。国庫補助事業における工事費の精算及び山田川改修に伴う工事費の減額であります。

次に、議第23号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ588万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,805万9,000円とするもので、その主な内容は、年度末に至り平成24年度の事業がほぼ確定したことにより、経費の整理をお願いするものであります。

次に、議第24号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ878万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億678万3,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では、国庫支出金、療養給付金等交付金、共同事業交付金におきましては、それぞれ交付金の決定及び確定見込みにより増減整理をお願いするものであります。

歳出では、保険給付費におきましては、一般、退職、それぞれ療養給付費において不足が見込まれることから増額。介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費におきましては、それぞれ額の確定及び事業の確定等によりまして整理をお願いするものであります。

次に、議第25号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ246万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億653万1,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では、後期高齢者医療保険料あるいは納入金、繰入金におきましては、それぞれ額の確定、見込みにより経費の整理をお願いするものであります。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金におきましては、それぞれ額の確定、見込みにより経費の整理をお願いするものであります。

次に、議第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ236万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,286万円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、平成23年度からの繰越金の受け入れとともに、年度末に至りまして事業がほぼ確定したことによりまして不用額が見込まれることから、関連経費の整理をお願いするものであります。

次に、議第27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,640万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,484万1,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では、保険料あるいは国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金並びに繰越金において、それぞれ額の決定あるいは見込みにより増減整理をいたすものであります。

歳出では、保険給付費におきましては、利用者の増加などにより経費の不足が見込まれることから、

居宅や施設介護サービス給付等の追加とともに、年度末に至りまして事業がほぼ確定したことから不用額が見込まれることから、関連経費の整理をお願いするものであります。

最後に、議第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）の議定につきましては、予算第3条に定めた収益的収入の水道事業収益予定額を1,170万円追加し、2億6,466万5,000円とする補正、収益的支出の水道事業費用予定額を743万2,000円減額し、2億3,576万円とする補正、並びに予算4条に定めた資本的収入予定額を2,101万1,000円減額し、1億7,953万2,000円とする補正。資本的支出予定額を3,091万円を減額し、3億5,215万6,000円とする補正、及び予算第4条本文括弧書き中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,252万3,000円を1億7,262万4,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本収支調整額1,701万円を1,554万3,000円に、過年度損益勘定留保資金6,551万3,000円を5,808万1,000円に改めて予定額を補正するものであります。

その主な内容は、収益的収支あるいは資本的収支ともに、予定した事業がほぼ確定したことによりまして経費の整理をお願いするものであります。

以上、8議案についてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては14日の本会議に、また予算審査特別委員会に付託いたしました案件につきましては、最終日の本会議にそれぞれ報告できますようお取り進めをお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午前11時14分 散会

別紙（１）

田上町告示第４号

平成２５年第１回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２５年２月２５日

田上町長 佐藤 邦義

- １．期 日 平成２５年３月４日
- ２．場 所 田上町議会議場

## 別紙（1－1）

## 平成25年第1回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

| 議案番号  | 件名   |
|-------|--|
| 議第1号  | 専決処分（平成24年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について                                  |
| 議第2号  | 専決処分（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）の報告について                                       |
| 議第3号  | 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について   |
| 議第4号  | 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について                         |
| 議第5号  | 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について |
| 議第6号  | 田上町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について  |
| 議第7号  | 田上町都市公園条例の制定について   |
| 議第8号  | 田上町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について                                     |
| 議第9号  | 田上町税条例の一部改正について  |
| 議第10号 | 田上町職員定数条例の一部改正について   |
| 議第11号 | 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正について   |
| 議第12号 | 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  |
| 議第13号 | 田上町使用料条例の一部改正について  |
| 議第14号 | 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について  |
| 議第15号 | 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について                                      |
| 議第16号 | 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について                              |

| 議案番号  | 件名                               |
|-------|----------------------------------|
| 議第17号 | 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正について       |
| 議第18号 | 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について            |
| 議第19号 | 田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について  |
| 議第20号 | 田上町道路線の認定について                    |
| 議第21号 | 平成24年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について     |
| 議第22号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について   |
| 議第23号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について  |
| 議第24号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について  |
| 議第25号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 議第26号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について  |
| 議第27号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について    |
| 議第28号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について      |
| 議第29号 | 平成25年度田上町一般会計予算議定について            |
| 議第30号 | 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について          |
| 議第31号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について         |
| 議第32号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について         |
| 議第33号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について        |

| 議案番号  | 件名                           |
|-------|------------------------------|
| 議第34号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について     |
| 議第35号 | 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について       |
| 議第36号 | 同年度田上町水道事業会計予算議定について         |
| 議第37号 | 平成24年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について |



別紙（２）

| 平成 2 5 年 第 1 回 田上町議会（定例会）議事日程          |           |                          |                |
|--|-----------|--------------------------|----------------|
| 議事日程第 1 号 平成 2 5 年 3 月 4 日（月） 午前 9 時開議 |           |                          |                |
| 日程                                     | 議案番号      | 件名                       | 議決結果           |
|  |           | 開会（開議）                   |                |
| 第 1                                    |           | 会議録署名議員の指名               | 1 0 番<br>1 1 番 |
| 第 2                                    |           | 会期の決定                    | 2 2 日間         |
| 第 3                                    |           | 諸般の報告                    | 報 告            |
| 第 4                                    | 議 第 2 9 号 | 平成 2 5 年度田上町一般会計予算議定について | 付 託            |
|  | 議 第 3 0 号 | 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について  | 付 託            |
|  | 議 第 3 1 号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について | 付 託            |
|  | 議 第 3 2 号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について | 付 託            |

| 日程 | 議案番号  | 件名                          | 議決結果 |
|----|-------|-----------------------------|------|
|    | 議第33号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について   | 付託   |
|    | 議第34号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について    | 付託   |
|    | 議第35号 | 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について      | 付託   |
|    | 議第36号 | 同年度田上町水道事業会計予算議定について        | 付託   |
| 第5 | 議第9号  | 田上町税条例の一部改正について             | 付託   |
|    | 議第10号 | 田上町職員定数条例の一部改正について          | 付託   |
|    | 議第11号 | 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正について    | 付託   |
|    | 議第13号 | 田上町使用料条例の一部改正について           | 付託   |
|    | 議第14号 | 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について | 付託   |
|    | 議第18号 | 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について       | 付託   |

| 日程 | 議案番号  | 件名   | 議決結果 |
|----|-------|--|------|
|    | 議第19号 | 田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について                                      | 付託   |
| 第6 | 議第1号  | 専決処分(平成24年度田上町一般会計補正予算(第6号))の報告について                                  | 付託   |
| 第7 | 議第2号  | 専決処分(新潟県市町村総合事務組合規約の変更)の報告について                                       | 承認   |
| 第8 | 議第3号  | 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について   | 付託   |
|    | 議第4号  | 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について                         | 付託   |
|    | 議第5号  | 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について | 付託   |
|    | 議第6号  | 田上町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について  | 付託   |
|    | 議第7号  | 田上町都市公園条例の制定について   | 付託   |
|    | 議第8号  | 田上町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について                                     | 付託   |
|    | 議第12号 | 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  | 付託   |

| 日程  | 議案番号  | 件名                                      | 議決結果 |
|-----|-------|---|------|
|     | 議第15号 | 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について         | 付託   |
|     | 議第16号 | 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について | 付託   |
|     | 議第17号 | 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正について              | 付託   |
| 第9  | 議第20号 | 田上町道路線の認定について                           | 付託   |
| 第10 | 議第21号 | 平成24年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について            | 付託   |
|     | 議第22号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について          | 付託   |
|     | 議第23号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について         | 付託   |
|     | 議第24号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について         | 付託   |
|     | 議第25号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について        | 付託   |
|     | 議第26号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について         | 付託   |

| 日程 | 議案番号  | 件名                            | 議決結果 |
|----|-------|-------------------------------|------|
|    | 議第27号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について | 付託   |
|    | 議第28号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について   | 付託   |
|    |       | 散会                            |      |

別紙（3）

平成 2 5 年 3 月 4 日 第 1 回 定 例 会 議 員 出 欠 表

定員 1 4 名 出席 1 3 名 欠席 1 名 欠員 0 名

| 出 | 欠 | 席 番 | 氏 名         |
|---|---|-----|-------------|
| ○ |   | 1   | 今 井 幸 代 君   |
| ○ |   | 2   | 椿 一 春 君     |
| ○ |   | 3   | 有 川 り え 子 君 |
| ○ |   | 4   | 浅 野 一 志 君   |
| ○ |   | 5   | 熊 倉 正 治 君   |
| ○ |   | 6   | 皆 川 忠 志 君   |
| ○ |   | 7   | 川 崎 昭 夫 君   |
| ○ |   | 8   | 松 原 良 彦 君   |
| ○ |   | 9   | 川 口 與 志 郎 君 |
| ○ |   | 1 0 | 渡 邊 正 策 君   |
| ○ |   | 1 1 | 池 井 豊 君     |
|   | ○ | 1 2 | 関 根 一 義 君   |
| ○ |   | 1 3 | 泉 田 壽 一 君   |
| ○ |   | 1 4 | 小 池 真 一 郎 君 |

別紙（４）

説明のため出席した者の職氏名

| 職 名       | 氏 名     |
|-----------|---------|
| 町 長       | 佐 藤 邦 義 |
| 副 町 長     | 小 日 向 至 |
| 教 育 長     | 丸 山 敬   |
| 総 務 課 長   | 今 井 薫   |
| 地域整備課長    | 土 田 覚   |
| 産業振興課長    | 乾 彰     |
| 町 民 課 長   | 鈴 木 和 弘 |
| 保健福祉課長    | 吉 澤 深 雪 |
| 会 計 管 理 者 | 吉 澤 宏   |
| 教育委員会事務局長 | 今 井 登   |
| 代表監査委員    | 窪 田 白   |

別紙（５）

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 野 幸 作

平成25年田上町議会  
第1回定例会会議録  
(第2号)

---

---

- 平成25年3月13日
- 議事日程(第2号)は別紙(1)のとおり
- 本日の会議に付した事件は議事日程に同じ
- 応招議員は別紙(2)のとおり
- 出席議員(14名)は別紙(2)のとおり
- 説明のため出席した者の職氏名は別紙(3)のとおり
- 職務のため出席した者の職氏名は別紙(4)のとおり

---

午前9時05分 開議

---

議長(泉田壽一君) 改めておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

---

日程第1 議第37号 平成24年度田上町一般会計補正予算(第8号)の議定について

議長(泉田壽一君) 日程第1、議第37号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)



町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議第37号 平成24年度田上町一般会計補正予算（第8号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ3億9,400万円を追加し、歳入歳出それぞれ47億263万円といったすものであります。

その内容といたしましては、国の平成24年度の大型補正予算の決定に伴い、平成25年度に予定しておりました社会資本整備総合交付金事業につきまして、日本経済再生に向けた緊急経済対策の中の防災安全交付金として内定をいただきましたので、五明寺トンネル修繕工事、保明後藤線の舗装補修工事及び路面の状態が非常に傷んでおります本田上横場線などの舗装補修にかかる工事関連経費の追加をお願いするものであります。

その財源といたしましては、国庫支出金が6割、残りの4割につきましては、緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成に遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し、緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として補正予算債による対応がなされたところであります。

また、第2表繰越明許費につきましては、年度内での完成が見込めないのが明らかでありますので、その予算を繰り越すものでありますし、第3表地方債補正につきましては、この事業にかかる公共事業等の受け入れをするために、借入れ限度額の変更をお願いするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第2 一般質問

議長（泉田壽一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、9番、川口議員の発言を許します。

（9番 川口與志郎君登壇）

9番（川口與志郎君） 川口與志郎でございます。一般質問をさせていただきます。

今回3点、3項目にわたって質問をいたします。学校教育の体罰について。2点目は、子供医療費助成について。3点目は国保特別会計について。この以上3点であります。

まず、1点目の学校教育の体罰についてから始めます。大阪市立桜ノ宮高校バスケットボール部の男子生徒が自殺するという痛ましい事件が起きました。心からのご冥福をお祈り申し上げます。その死を無駄に終わらせないためにも、学校から、そして社会から体罰をなくしていくことが求められている

ものと思います。そのことを申し上げて、学校教育の体罰について一般質問をします。

2月13日、大阪市教育委員会は桜ノ宮高校バスケット部顧問の小村基教諭の懲戒免職処分を発表しました。小村教諭の体罰や暴力行為が生徒を死に至らしめたということがその理由です。この桜ノ宮高校の事件について、まず教育長の見解を伺います。教育長はこの事件をどう考えておられますか。

新聞報道によりますと、新潟県教育委員会はこの問題にすぐ対応しています。1月18日、県庁で緊急の学校体育団体連絡会を開き、部活動での体罰と暴力防止の徹底を要請しました。中山道夫教育次長は、「体罰、暴力は次代を担う児童生徒の心と体を大きく傷つけるだけでなく、社会全体から学校、教職員、指導者の信頼を大きく損ない、絶対に許されない」と表明しています。児童生徒の心と体を傷つける、信頼を損なうなど、絶対に許されないと、「絶対」という表現を使っています。そして、3点について徹底するように求めています。体罰の未然防止に向けた資質と意識の向上を図ること。そして、教職員、指導者の共通理解と連携によるお互いが点検できる体制づくりをすること。また、万一不祥事が発生した場合の事故の迅速な対応と説明をすること。責任を果たすことの3点です。その上、軽度な体罰は指導の一環として許されるという誤った認識を排除し、体罰だけでなく、児童生徒への精神的な暴力についても許されないという共通理解を求めています。

この県教育委員会の要請について、教育長は異論がないものと思いますが、念のために伺います。どのように受けとめられましたか。そして、教育長もメンバーになっています田上町教育委員会は、この問題でどのような動きをしていますか、伺います。この事件を聞いて、田上町民は学校は体罰や暴力のない安全な、安心して子供たちが教育される場であってほしいという思いを強くしたものと思います。その点で、過去に田上の学校教育の現場でこのようなことはなかったと私は認識しています。教育長に伺います。そういう認識で間違いありませんか。

ちょっと話がわき道にそれます。佐藤町長は、ご承知のとおり元教員です。私も一緒に仕事をしましたので、よく承知しているのですが、町長は教員をしていたある時期、卓球部の顧問でした。町長は体罰や暴力とは全く無縁の指導者でした。私はそう思っています。いろいろな条件の中で、結果として地区大会とか県大会とかでいい成績を上げられなかったのではないかと思っていますが、町長はそのことで余り落胆してはおられなかったのではないかと思います。成果が上げられなかったというの、間違っていましたらお許しください。町長は成果を上げることは結果であって、目的ではないこと。部活の目的は別にあることなど、部活のあり方をきちんと認識されていたものと思います。町長に質問する内容ではありませんが、学校教育での体罰、暴力についての町長の見解はいかがですか。コメントがありましたら、していただけますとありがたいと思います。

この点での田上の教育は信頼できると先ほど申し上げましたが、そのように思っています。しかし、この問題は根が深いと思うのです。問題が表面化していなくても、見えていない部分があります。県教育委員会の指摘にもありますが、体罰の未然防止です。もう起こってからでは遅いのですね。体罰の未然防止に向けた教職員の意識と資質の向上を図ることを県教育委員会は強調していますが、やはりいささかもその点を軽視することはできないと思います。今回の事件を契機に、しっかりと対応していただきたいと思います。私からもお願いいたします。いかがでしょうか。

次に、軽度な体罰は教育の一環として許されるという誤った認識についてです。別な言い方しますと、

愛のむちは許されるという考えとも共通しています。それは教育界だけでなく、家庭のしつけの問題としても広く存在しています。たたいてもいいので厳しく教育してほしいという保護者もいます。体罰を否定する教員が、同僚から暗に生ぬるいと見られることもないとは言えません。体罰を受けるのは生徒であり、体罰を下すのは教員です。ところが、罰がふさわしいと判断するのは教員で、罰を受けるのは生徒です。生徒の弁護をする人はそこにはいません。一方的に体罰は行われています。こんなことは教育の世界でともすると許されてきました。愛のむちだからというのです。

精神的な暴力も許されないと県教育委員会は共通理解を求めています、これも大事な指摘です。教員や指導者が無抵抗な生徒、児童に精神的な暴力の打撃的な言動や不用意な発言をしない保証はありません。生徒たちは成長過程にあり、よほどのことがない限り反論は不可能です。精神的暴力といっても生徒、児童の受けとめ方はそれぞれ違います。生徒、児童への深い愛が必要になりますが、愛を持ってそれぞれの生徒、児童に合った対応が求められます。タイミングを十分図って発言するとか、よく考えた言葉で、その生徒に合った言葉で表現することが必要になります。愛のむちではなくて、愛の言葉です。手っ取り早く体罰を加えるなどもってのほかです。それに多くの生徒が見ている前での見せしめ的な言動や体罰を加えること。教室の中で、みんなの前で問題の生徒をどなることも慎重でなければならぬと思います。見せしめはその児童、生徒を深く傷つけます。それを見ている生徒にも悪影響を与えます。

また、教員が問題発言をしても、問題だということを立証することは困難です。告発されることがなくても、立証をされなくても、そういうことはしないということは教員の資質の問題です。良心です。多くの教師はそのことをクリアしていると思いますが、心配がないとは言いきれません。成長過程で何らかの体罰を受けたことのある人は加害者になりやすく、安易に手を下しやすいとも言われています。いわゆる負の連鎖です。私の過去のことは棚上げにして申し上げてきましたが、県教委の指摘のように、教員の資質、意識の向上は急務です。桜ノ宮高校の事件はいい機会だと思うのですが、教育長の見解を求めます。痛ましい犠牲者の供養のためにも、通り一遍で過ごしてはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育における部活動について質問を移します。教育長は、学校における部活動をどのように考えていますか、伺います。新聞から拾った3人の言葉を紹介しながら質問します。

最初は、元巨人軍、桑田真澄さんです。見出しは、「中学まで毎日練習で殴られた。服従で結びつく時代は終わり」とあります。そして、次のように述べています。その要点は、体罰は不要。殴られた経験を踏まえ、体罰は子供の自立を妨げ、成長の芽を摘みかねないです。桑田さんは次のように述べています。「体罰肯定派の人に聞きたいのです。指導者や先輩の暴力で失明したり、大けがをしたりして、選手生命を失うかもしれない。それでいいのかと。私は、体罰は必要ないと考えています。絶対に仕返しされないという上下関係の構図で起きるのが体罰です。監督が采配ミスをして選手に殴られますか。スポーツで最も恥ずべきひきょうな行為です。殴られるのが嫌で野球をやめた仲間を何人も見ました。スポーツ界にとって大きな損失です。また、殴ってうまくなるなら誰もがプロ選手になれます。私は体罰を受けなかった高校時代に一番成長しました。愛情のあらわれなら殴ってもよいという人もいますが、私は体罰に愛を感じたことは一度もありません」と述べられています。体罰によりけがをすることはよ

くあることです。それでは保護者は安心して子供を学校に預けられません。また、愛のむちの誤りを桑田さんは指摘しています。体罰はひきょうだという言葉も響きます。

サッカーなでしこジャパンの佐々木監督は、「指導者が未熟だと体罰に走ってしまう。指導者が未熟だと。指導の質を高めることが大事。選手たちの未来に触れていることを根本に考えれば、間違った事件は起こることはないと思う」と述べています。指導者の質を高めることの大切さ、子供たちの未来に触れているのだという自覚を持つことの大切さを指摘しています。

J2 京都サンガのつながり隊コーチ、池上正さんの言葉です。「体罰という名の暴力に頼らない指導理念がスポーツの世界で確立していないからだと思います」と。「音楽にしても絵画にしても、文化と呼べるレベルに達してこそ子供たちに教育できるもの。残念ながら、スポーツはまだその域に達していません。スポーツ文化を語る人もとても少ない」と。「教育界とも一緒になって、いろんな指導法や理論を積み上げていく必要を強く感じます」と言っています。部活で文化系よりも運動系に問題が多いのは、そこにスポーツ文化が育っていないということのようです。スポーツ文化というレベルがスポーツ界では低いのは残念です。欧米よりも日本はおくれていると言われています。また、指導法や理論の大切さが強調されています。3人の言葉はいろんな示唆を与えてくれます。

学校教育には教科活動と特別教育活動の2つの分野があります。部活は特別教育活動の分野で、柱の一つに位置づけられています。非常に重要な教育活動です。部活は何を目的に行われているのでしょうか。そのあり方はどうあるべきでしょうか。教育長の見解を求めます。

NHKの夜の9時の番組にニュースウオッチ9がありますが、そこに大越キャスターがいつも登場します。彼は新潟高校から東大に進学し、卒業後NHKに入ります。彼は新潟高校時代、野球部で活躍しました。そのときの野球部は県大会で優勝し、甲子園に行ったのではないかと思います。甲子園に行ったかどうかは別にして、大越キャスターのすばらしさは部活と学習を両立させていることです。大越さんは部活でスポーツの楽しさ、ルールの大切さ、チームワークとはどういうものかなどなど、また集団生活とは何かとか、人間関係とか、人間とはどういうものかなど、さまざまなことを学んだものと思います。もちろん大越さんは才能に恵まれていたのだと思います。でも、東大は優秀なだけでは合格しません。部活をしながらしっかり学習をしたのだと思います。そして、新潟高校の部活で得たことは今に生かされていると考えられます。

部活はその人の人間性を豊かにします。一面的にではなく、全面的に発達させます。部活によっては、暗くなってもまだ練習している部があります。毎日その練習が続きます。休日も練習する部活があります。そのくらいしなければ勝てないのです。生徒はくたくたに疲れて、授業中は休息という生徒もいないではありません。「君は何をしに学校に来ているのか」と聞きますと、「部活をしに来ているのです」と開き直す生徒もいないではありません。授業も軽視、部活もしない、帰宅部というふうに俗に言われているのですが、そういう生徒も存在します。部活をしている生徒は、帰宅部の生徒よりもまだだという論法もあります。一面正しいように見えますが、しかし学習軽視の考えは疑問です。競い合うこと、勝つことも大切です。それは大いに部活の励みになります。しかし、それだけが目的になるなど、一面的に極端に走ってはいけなのではないでしょうか。桜ノ宮高校の事件は、勝つためには手段を選ばないなど、部活の真の目標を見失った結果の悲劇だったと思います。桜ノ宮高校だけが陥った特殊なケース

ならいいのですが、そうとも言えないようですし、そこが問題だと思います。いかがでしょうか。特別教育活動の柱である部活のあり方について、教育長の見解を伺います。

オリンピックの創始者、クーベルタン男爵の明言があります。「健全なる精神は健全なる身体に宿る」という言葉です。つまり健全な精神を保証するのはスポーツだということです。スポーツで鍛えた身体が健全な精神の支えになる。スポーツは健全な精神のための必要条件ということでもあります。「オリンピックは参加することに意義がある」とも言われていますが、勝つことだけのものではないと理解できません。桜ノ宮高校の小村基教論は結果が重大であったということはもちろんですが、健全な精神の持ち主であったかどうかということも問われるところでもあります。以上、学校教育の体罰についての質問でした。

次に、2番目の質問に移ります。子供医療費助成についてです。平成25年度の子供医療費助成の対象範囲拡充に関する経費、妊産婦医療費助成経費が新規に498万円計上されました。田上町は24年度まで、入院は子供の数にかかわらず中学卒業まで、通院は子供が3人以上いる家庭の場合という条件つきで中学卒業まで助成されていました。それが子供の数にかかわらず、通院も助成の対象になりました。入院も通院も両方です。これですっきりしたわけですが、ただし通院は1日530円、入院は1日1,200円の負担がありまして、全額補助されるということではありません。このような制度を既に実施している県内の市町村は18あります。田上も19番目で仲間入りしたわけですが、県内30市町村がありますので、やっぱりちょっと遅かったかなとは思いますが、ともかくよかったです。妊産婦医療費助成とあわせて子育て支援ということで前進したことになります。この施策は少子化対策の一環としても意味を持ちます。ちなみに入院時食事療養費助成が、これは入院しているときの食事の援助ということだと思いますが、減額認定証交付者のみ、条件つきで入院している子供、中学生までも助成されるということだと思いますが、全対象者に広げてもらえないでしょうか。全対象者を該当させる自治体はほとんどないのですが、加茂市が唯一実施しています。

それで質問しますが、全対象者に広げると幾らの経費がかかりますか。田上町の場合です。全対象者に広げていただきたいと思うのですが、いかがですか、伺います。

3項目め、国保特別会計について伺います。平成25年度施政方針に国民健康保険税につきましては、予算総額を13億2,200万円とし、平成24年度に比較して3,700万円、率にして2.9%の増額予算といたしましたとあります。また、国民健康保険税の税率につきましては、医療費の増加、後期高齢者支援金、介護納付金の負担増加により、平成25年度につきましても本算定時において将来にわたり安定的な国保財政の運営ができるように、国民健康給付準備基金も考慮に入れながら検討してまいります。……長いセンテンスで丸がないのですね、これ。よく読めばわかると思います。国保財政が3,700万円の増額予算となったわけですが、町民の負担は増えないのでしょうか、伺います。

燕市では10%の値上げ、三条市では8.5%の国保料の値上げが提案され、いろいろ論議を呼んでいます。燕市は約5億8,000万円が財源不足になる。三条市は22年度に基金を使い果たして、最終的に約6,600万円の赤字に陥ったということです。これは燕、三条に比べましたらいいのですが、田上町は12月末現在、約1億円の黒字だというふうに聞いております。町長はこの金額をどのように考えていますか。田上の高い国保料を引き下げてほしいと思いますが、どうでしょうか。田上は30市町村の中で高いほう

に属しています。少しずつ下がってきているとは思いますが、かなり高いところにいます。できたら余り高いところにいるのは名誉なことではありませんので、また町民の皆さんの懐ぐあい見ますと、この国保税は大変大きなおもしになっています。できれば引き下げてほしいと思いますが、無理ではないかとも思いますけれども、よろしくご検討いただきたいと。

健康増進の推進で、特に力を入れることがありますか。ジェネリック医薬品の普及促進は有効ですが、どのように考えていますか、伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） ただいまの川口議員のご質問にお答えしますが、最初に学校教育での体罰、暴力についての町長としての見解についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のように学校教育法、第11条のただし書きで、体罰はいかなる場合においても行ってはならないと、こういうふうに規定されております。また一方、生徒に対する懲戒という視点では、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらないと、こういう項目も規定されています。しかしながら、今回の大阪市立桜ノ宮高校のバスケット部の顧問教師の行為は、懲戒のための体罰というよりは、むしろ生徒に対する暴力行為であったと、こういうふうと考えております。

クラブ活動の指導は、あくまでも生徒の技術指導とスポーツあるいはクラブ活動を通じての人間性の向上のための側面からのアドバイスをすることが、いわゆるクラブ顧問の使命だというふうに私は考えてきました。勝利はあくまでも生徒たちの練習の結果としてついてくるものだというふうに思っております。

なお、教育長の回答につきましては、この後の私の回答が終わった後に行いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、子供の医療費助成において、入院時食事療養費の助成を全ての対象者に広げてほしいとのご質問であります。健康保険制度では入院したときの食事代として、一般の方は1食当たり260円の標準負担額を自己負担することになっておりますが、町単独の制度としましては、所得の低い家庭の子供の食事代については、全額助成をすることにいたしております。それを全ての対象者に広げた場合の経費のお尋ねであります。今のところ中学校卒業までのデータはございませんが、ゼロ歳から小学校卒業までの子供の最近の入院実績から推計しますと、40万円から50万円程度と見込んでおります。経費的にはそれほど大きな負担になるとは思っておりませんが、低所得者以外に高額所得者も含めたいわゆる一般の方の食事代の自己負担についてまで、町で全額補助することはいささか疑問があると、こういうふう感じております。

なお、議員も十分承知のことと思われませんが、当町の子供の医療費助成制度においては、医療費自体も全額補助する制度としてはおりません。入院については1日1,200円、通院については1回530円の一部負担金については自己負担とさせていただいております。

最後に、国民健康保険特別会計についてのご質問であります。平成25年度予算におきましては、保険税については据え置きとしておりますので、町民の負担は増えません。しかし、例年、前年所得が確定した段階で、その年の保険税率の試算を行いますので、所得や医療費の動向によっては、引き上げに

ついて検討が必要となることも想定されますが、現在の給付準備基金残高から判断いたしますと、引き上げは必要ないと考えております。給付準備基金残高のみを捉えますと、1億円ですが、決して少ない金額とは思っておりませんが、現在の医療費等の状況を踏まえ、保険税率を引き下げる状況ではないと考えております。

次に、健康増進の推進対策といたしましては、40歳から74歳の方を対象に実施しております特定健康診査により、病気を早期に発見し、その結果に基づく適切な健康づくりを支援するいわゆる特定保健指導の充実を図っていきまして、生活習慣病の予防が可能で、医療費削減にも通じるものと考えておりますし、継続事業としましてはジェネリック医薬品差額通知、人間ドック補助事業なども医療費削減の効果が期待できるものとして、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 川口議員のご質問にお答えをいたします。

学校の体罰についてのご質問であります。包括的にお答えをさせていただきます。体罰は、明治以来学校での体罰を禁止しております。明治12年の教育令で、「学校においては生徒に体罰を加えるべからず」と規定したのに始まり、その後の教育法制では一貫して児童生徒に対する体罰を禁止する規定を置いてきました。戦後は学校教育法第11条において、体罰禁止を定めております。

大阪市の高等学校において、体罰を原因とした痛ましい事故が発生しました。体罰は法によって厳に禁止されている行為であるだけでなく、生徒の心に深い傷を残すこととなります。人を教える立場の者として、決して行ってはならない行為であります。園校長会におきましても、機会あるごとに教職員の非行為の根絶をお願いをしております。なお、私が就任して4年余りになりますが、体罰事案は記憶にありません。

次に、部活動の意義についてであります。部活動は学級や学年を超えて共通の興味、関心を持つ生徒たちが、自主的、自発的に集い、顧問教師の指導のもとに互いに切磋琢磨することにより、規律、友情、忍耐、チャレンジ精神等を学ぶ重要な活動であります。部活動により、生徒は基本的欲求を充足させるとともに、社会性や協調性を養い、リーダーシップやフォロワーシップを身につけ、豊かな人間関係づくりができる大切な活動と考えております。

部活動は希望者により構成されることから、活動内容が高度化しやすいなどの問題点が指摘されております。私は次の配慮が必要だと考えております。1つ、学校の教育活動の全体の中に部活動を位置づけておくこととともに、教師が適切な指導を行うこと。2つ目は、特に運動部においてはいたずらに高い水準の技術を競って、危険なことなどのないよう注意することであるとと考えております。

以上、包括的にお答えをさせていただきました。

9番(川口與志郎君) 体罰問題につきまして、町長、教育長の判断というか、認識といたしますか、それは全面的に正しい把握であるというふうに考えます。

問題は、それが実際学校教育の現場で、部活あるいは授業、進路指導も含めてですが、さまざまところでどう現場が対応しているかと。教員の一人ひとりどう生徒に向き合っているかということが一番ポイントになるところであります。建前としては全くそのとおりでありまして、特に田上町は教育長が

今判断されましたように、体罰問題というのは表面化しておりません。比較的信頼できる学校教育体制になっていると私は思っています。

ですが、今申し上げましたようにちょっと見えない部分、先ほども申し上げましたが、実践の現場ではよほど注意してかからないと、子供たちを傷つけてしまう、肉体的にも精神的にも。そういう危険性をはらんだ場所であるわけです。だから、教員の資質とか認識というのが向上が求められるということなのだと思いますが、その点で大きな問題は起こっていませんので、田上町教育委員会はまだ動いていないのだというふうに思いますが、緊急に動かなければいけないというような状況でないこともわかりますが、この桜ノ宮高校の事件、これをきっかけにマスコミ、全力を挙げて学校教育から体罰を駆逐しようというキャンペーンを張っています。ということは、かなり体罰が学校教育の中であるということ。危険性があると。多分にあるということであるわけです。場合によってははじめにつながったり、不登校につながったり、教師の対応が悪いとそういうこともあり得るわけです。ですから、何もしないというのは今の状況からして、田上町としてはちょっといけないのではないかと。何か教育委員会としても取り組んでいただきたい。今緊急に取り組まなければいけないということではないと思いますが、でも余り2年後、3年後ではちょっと間があき過ぎますので、やはりこの点を前向きに何かの形で取り組んでいただけたらというふうに思います。1点目、それが再質問です。

次に、子供医療費の助成について、前進したことは大変よかったというふうに思います。新潟県の方針はひどいものですから、どうしても地方自治体に対応しなければならないということで、18自治体が既に実施していたわけであります。田上町もその仲間入りをしたと。これは前向きに評価していいのだというふうに思います。

これは欲を言っていることなのですから、入院のときの食事代の補助ですが、40万円から50万円、推定で。そのぐらいの費用があれば全ての入院の子供たちに食事代の補助もできるという答えがありました。可能な額だと思います。ただ、理念として、考え方としてちょっと問題があるのではないかと。ことだと思いますが、そういうわけではほかの自治体は加茂市以外の自治体はやっていないということですから、そこを突破して加茂に追いつくとか、加茂はすぐれていますから、あそこは福祉の町を標榜していますから。でも、不可能な額ではありませんし、この田上町というのは安全運転なのです。大体ほかの自治体はやってから、平均的にはおくれをとらないようにするという感じが強いのですが、率先してちょっとやるというのはいかがなものでしょうか。もう一度その点で質問いたします。

国保料のことにつきまして、引き下げはできないということでありました。それはわからないわけではありません。ただ、25年度も据え置くという方針が示されました。国保料の料金の町民の負担ですね。これは大変やっぱり評価できるのだと思っています。過去3カ年引き上げがされていません。今度4年目になります。先ほどお話ししましたように燕とか三条とか、あっちこっちで値上げがされています。先ほど言ったようにどうしようもないような状況になっている。なぜだったかは別としまして、そういう中で田上は4年間据え置いてきたというのは、これは大事なことだと思います。欲を言えばさっき言ったように引き下げいただければ一番いいのですが、そうは思いますが、どうもでも安易に今後、25年度は据え置かれました。でも、その後はどうなるかわからないということですが、そこはいろんな手を



尽くして、来年、26年度も据え置くことができる、そういう体制を組んでいただきたいというふうに思いますが、これは要望です。

では、以上2回目の質問を終わります。

教育長（丸山 敬君） それでは、教育委員会のご意見についてお話をさせていただきます。

先ほど触れませんでしたけれども、園校長会は毎月上旬、大体5日前後に実施をしております。教育委員会はその後、20日前後に例会をいつも開いております。その教育委員会の例会の折、私は上旬に行いました園校長会の教育委員会としての指導事項を必ず報告をしております。ですから、園校長会に指導したことは、教育委員会にも必ず報告したり話題にしております。ですから、何も平和だからしていないということではなくて、常にその資料等もお配りしてありますので、それを踏まえて話題にさせていただいておるところでございます。

新聞報道によりますと、新潟県全体として過去5年間、平成7年からの5年間でしたでしょうか、新聞に出ておりましたけれども、25件、年間平均にしますと5件ぐらいずつ出ております。そのうち高等学校が16件、小中学校が8件だったでしょうかね。あと特別支援学校が1かな。その場面というのが、部活動が最も多いのですけれども、ふだん授業中とか、あるいは休憩時間でのやはりそういう体罰事案というのが発生している状況がございます。そういうことを考えますと、部活動の指導だけではなくて、日々の子供たちの向き合う中で、そういうことをきちっとやはり資質向上、意識づけをしていくということは必要になってきておりますので、今後とも丁寧にその辺対応してまいりたいと考えております。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの医療費の助成についてお答えしますが、ご承知だと思いますが、県は第3子以降の子供に対する中学生までの補助ということになっておりまして、新潟市もそうでありますが、軒並み大きい市はそういう形になっておりまして、中学生までいわゆる補助しているというのは、町村は大概のところはそうなっておりますが、隣の三条市も県並みのということになっておりますので、これ現状では加茂市が飛び抜けてきましたので、私どもはせめて加茂市と同様にということをやっと検討してきましたので、こういった医療費の助成をするということにしております。

入院費とかそういうものは、入院費の例えば食事料の補助は先ほど申し上げましたように260円は、これは家庭にあっても当然必要な経費でありますので、一般の方に対しては当然支払ってもらってもいいというふうに思うのは私の考え方でありまして、やはり低所得者、そういう方には手厚くしていきたいと、こういうふうに思っております。

3つ目の国保税についてですが、現在準備基金が1億円になっておりますが、大体7,000万円から1億円ぐらい用意しておりませんと、その時々医療給付費の支払いに間に合わないということが起き得るということで、以前にもお答えしましたように、田上町はどういうわけか退職された方の高額医療というのは、恐らく他市町村に比較しますと、去年はそれほどではありませんでしたけれども、ずっと数年見てきますと、高額医療の対象者というのは、退職された方の六十二、三歳ぐらいからの方が非常に多くて、この高額医療費の給付がそう高くなければ、余りこの準備基金は必要ないかなと思っておりますが、特別ないわゆる急に新型のインフルエンザが蔓延したとか、そういうことがなければ大体安定してきておりますが、依然として高額医療が、一般もそうですけれども、退職者の高額医療というのが高

くなる傾向にありますので、現状ではそれを引き下げて医療費を引き下げることにはしないで、安定した形で医療給付ができるようにしていきたいと、こう思っております。

9番（川口與志郎君） いろいろご検討いただいてご回答いただきました。よろしくお願いいたします。

以上、私の質問を終わります。

議長（泉田壽一君） ここで暫時休憩いたします。

午前 9時56分 休憩

---

午前10時10分 再開

議長（泉田壽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、松原議員の発言を許します。

（8番 松原良彦君登壇）

8番（松原良彦君） おはようございます。8番、松原です。一般質問をさせていただきます。

田上の里にもようやく春がまいった気候になってまいりました。今定例会も24年度最後の定例会ということで、私も一般質問の中において私が質問したあれこれを踏まえて、総括したものにしてまいりたいと思っております。

通告文に従いまして伺いたいと思います。今回は、3つの項目について質問させていただきたいと思います。1つは景気対策のようなこと、それからT P P関係、経営所得安定対策に関する農業問題、それから2つ目に、町と地区防災組織が一体となつての総合防災訓練についてお伺いしたいと思います。また、3つ目には通学路の安全対策や通学歩道についてのことについて伺っていききたいと思っております。

さて、昨年12月に行われました衆議院選挙では、大方の予想どおり自民党の大勝となり、3年3カ月余りにわたった民主党政権に激しい審判が下されました。敗因は幾つか多岐にあると思われませんが、景気回復、地震と原発の問題、消費税値上げ問題、またT P P等など、どれも国民生活に直結した問題などを早急に決めて前に進むことができなかつた政府に、これはまだまだだめだと国民はおきゅうを据えたとは思ってなりません。

一方、政権に返り咲いた自民党は、1番の政権公約である地震の復興、経済の立て直しなど、大型予算や大型公共事業の推進などで、景気浮揚に力を入れています。国を挙げての景気対策として、公共事業の大盤振る舞いは、人によっては先祖返りという方もおられます。その延長線を見ると、我が田上町も403号バイパスの早期完成や、五明寺トンネルの改修など、国に頼るところが大なり小なりたくさん出てきます。

そこで、今後の自民党政権は、田上町にとってよい方向に向かうと思うか、町長に景気回復やT P Pに対する町長の考え、また農政の中でも一番悩みになっている経営所得安定対策や、担い手農地総合対策等、考えについて国政の絡みもありますので、答えられる範囲で町長に次の2点について所見をお伺いいたします。

町長は、「聖域なき関税撤廃を前提にする限り、T P P交渉参加には反対します」と答えてきましたが、安倍政権がさきの日米共同声明で、関税撤廃の例外が容認されたと事実上の方針転換とも受けとめ

られる主張が聞こえ始めましたが、町長の気持ちは今までとお変わりありませんでしょうか。

次に、経営所得安定対策、旧農業者戸別補償制度の中において、米の所得補償交付金や米価変動補填交付金、また意欲ある若い農業者に規模拡大加算や今まで頑張ってくれた出し手に対する支援、農地集積協力金などが盛り込んでいます。農村は生産現場で価格低迷や高齢化で疲弊しています。農業再生を盛り込んだ人・農地プランは、田上町においての進捗状況、またあわせて今後の見通しなどもお聞かせください。

次に、町と地区防災組織が一体となつての総合防災訓練についてお伺いします。東日本大震災から3年目に入りました。7.29新潟・福島豪雨もいまま少して3年、月日のたつのは本当に早く、ややもすれば記憶も遠くになりそうになってきました。でも、被害に遭った人たちは、生涯忘れることなく黙々と復旧に取り組んでいることと思います。

今回私は7.29水害で避難指示を町から伝達を受け、町民体育館に避難を余儀なくされ、1泊した一町民として、どうしても早急に1回は避難訓練実現をと提案いたします。その理由として、一般質問で何回も避難関係のことについてお話をいたしました。例えば避難所に集まった人数は半数にも満たなかったその理由はとか、またあの真夏の暑い7月29日とはいえ、雨の続く夜中の体育館はとても寒くて、毛布が必要であったとか、また福祉避難所のあり方等々、十数回以上を質問してまいりました。私の質問で、かなりの要望が幾つか改善、実現いたしました。まだまだ満足の域に届きません。さらに安全・安心の町づくりを進めていくために、次の3点について町長の見解を再度お聞かせください。

1つ目、町が主体となる避難訓練は、町長は実現する意思が本当にありますか。

次に、田上町の自主防災組織はどのくらいの加入率で、単体組織で防災訓練や避難訓練を1回以上実行した地区防災組織で、詳しく内容を聞いておられますか。

3点目、地区防災組織のできていない集落には、町として精いっぱい働きをしてきましたか。以上、3点をお伺いしたいと思います。

次に、通学路の安全対策や通学歩道についてお聞きいたします。昨年4月、京都府亀岡市の小学校で、登校中の児童と引率の保護者の列に軽自動車が突っ込み、計10人がはねられて3人が死亡、7人が重軽傷を負った大変痛ましい、取り返しのつかない最悪の交通事故が発生いたしました。この事故をきっかけとして、文部科学省、国土交通省、警察庁より、通学路の交通安全の確保の徹底についてという依頼についての文書が各都道府県教育関係機関に出されました。それを受けて、各学校、保護者、警察等、二度と事故が起きないような対策や合同点検をして、実行なるところから始めたと思います。また、歩行者道路や自歩道、車いすなどで安心して移動できるような通行帯を作るのも、安心、安全の町づくり、住みよい町づくりにつながると思うが、次の4点について町長、教育長にお伺いいたします。

各学校は、PTAと危険箇所の把握や改善要望など、町に要望書を提出しているはずだが、町長、教育長はどのくらい期待に応えられておられますか。

最近、登校、下校時に生徒の事故や自転車事故などありましたか。

スクールバスに乗って通学できる距離は、小学校においてはおおむね2キロ以上、中学校ではおおむね3キロ以上となっていますが、児童数によっては4月に線引きの変更はしていますか。

最後に、4つ目に、町にスクールバスが小学校4台、中学校2台、計6台運行していますが、事故の

申告などありましたか。また、運転手の方々と教育委員会は、話し合いなど定期的に設けておられますか。以上、4点を質問していきたいと思います。

私の第1回の質問はこれで終わりにします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの松原議員のご質問にお答えしますが、まず最初に「聖域なき関税撤廃を前提とする限り、TPP交渉参加に反対する」とのご指摘であります。これまでの答弁では、「慎重に対応すべきである」というふうにお答えをしてきましたので、そういう点では今でも変わりありません。

このことは、自由民主党の選挙公約でありますので、安倍総理は公約を守らなければならないと、そういうことになっております。アメリカのオバマ大統領との会談で、どこまで詳しく意見を交換したのかは報道されておられませんのでよくわかりませんが、報道によれば、「交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ求められるものではない」という共同声明を受けて、安倍総理は聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったと、こういうふうの説明しておりますが、現実はどうなっているかと見ますと、現実には全ての品目が交渉の対象になっていると、こういうことが前提になっておりますので、今後の自由民主党の議論、あるいは議会での議論、あるいは国内の世論を十分に考慮して決断をしていただきたいと、こういうふうに思っております。

次に、人・農地プランについてのご質問であります。高齢化や後継者不足、あるいは耕作放棄地の増加などの、人と農地の関係が懸念されている中で、今後5年あるいは10年後の町の農業の展望が、実は描けない地域が増えているのも実態となっております。このような状況を改善するため、今後地域の皆さんで話し合いを行い、人と農地の問題を解決するために平成24年度の戸別所得補償制度から事業が盛り込まれました人・農地プラン、地域農業マスタープランとありますが、人・農地プランを作成することとなっております。

このプラン作成に際しては、地域農業の将来見通しや、あるいは農地の有効利用、あるいは継続可能な経営など、アンケート調査を行いまして、集落、地域における話し合いを行いまして、町による検討会でも内容について協議を行ってまいりました。現在のプランの作成状況は、石田新田、千刈新田、原ヶ崎新田、羽生田、本田上、上野、川前の7集落では完成しております。また、説明会は山田、中店、湯川、曾根、川船河、上横場、上中村、下中村の8集落で実施してまいりました。今後は、現在作成されたプランをもとに、作成されていない地区につきましては、認定農業者や集団農業ビジョンに掲載の担い手をベースに、地域の中心となる経営体として位置づけ、プランを町全体として一本化して、一本化に向けまして、平成25年度中には作成をまいります。

次に、町と地区防災組織が一体となつての総合防災訓練についてのご質問であります。町が主催となる避難訓練につきましては、今年度ですが、平成25年度には自主防災組織連絡協議会で検討を行いまして、平成26年度において実施したいと考えております。具体的には川通り地区での水害に対する避難訓練を想定しております。山手の地区とか、あるいは日赤の方、民生委員、社協、消防団またはアマチュア無線クラブなど、団体も連携を図りながら避難する団体と受け入れをする団体とが合同で行う訓練としたいと考えております。

次に、自主防災組織につきましては、現在の組織率は86%になっております。その活動につきまして

は、自主防災組織連絡協議会での情報交換等で、避難訓練あるいは安否確認、または消火訓練などを実施していると承知をしております。実際には7ないし8地区が何らかの形で訓練を行ったと報告を受けております。なお、必要に応じては職員も参加してきたところであります。また、未結成地区への働きかけにつきましては、区長会議とか、そういった場におきましてその結成を呼びかけるとともに、個別に相談等をさせていただいているところでありますが、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 松原議員のご質問にお答えをいたします。

通学路の安全対策や通学歩道について、4項目にわたりましたの質問であります。最初にPTAからの要望に対して、町長、教育長はどのくらい期待に応えるかという質問でございますが、要望書は毎年11月上旬に提出され、関係機関との連絡、調整等を行った上、翌年の1月中旬に文書回答をしております。その後、2月に開催されますPTA連絡協議会の場において、回答に対する概要を口頭説明をしております。

平成24年度要望では、18件に対して要望がありました。内訳は、新潟県が管理する国道403号線の歩道設置などの4件で、新潟県からは「沿線関係者の理解や立地条件などで設置は難しい」という回答をいただいております。町としても、安全対策上必要な施設であることから、継続して要望してまいりたいと考えております。

公安委員会が管轄する横断歩道、信号機の設置、交通規制などは7件で、加茂警察署が継続して公安委員会に要望を行う旨、交通規制等については指導、取り締まり等を行っていくという回答をいただいております。

町に対する要望では、歩道、ガードレールの設置、道路側溝整備、街灯設置、踏切改修など7件でありました。回答といたしまして、既に整備済み2件、継続中1件、25年度中に実施に向け検討する2件、予算的な問題から今後検討1件、今のところ整備計画のない踏切改修1件と回答させていただきました。なお、検討事項につきましては、今後実施する公共事業とのバランスに配慮しながら実施していくよう考えてまいりたいと思っております。

PTA役員の皆様には、毎年地域の要望が11月上旬に区長を通して要望書が提出されておりますことから、地区要望に重なるものにつきましては、事前に地区と調整され、統一要望の形で提出していただくようお願いをしております。

2項目めの最近の登下校時における事故等についてのご質問であります。各学校に照会いたしましたところ、登下校時における事故はどの学校においても発生はしていないという報告でございました。自転車事故についてであります。学校管理下外の事故が小学校5件、中学校1件の報告をいただいております。

次に、3項目めの児童のスクールバス通学のご質問であります。現在田上小学校では1.8キロメートル、羽生田小学校では見直しを行い、平成24年度からは1.5キロ以上の児童を対象に乗車を許可しております。ご質問の児童数によっては4月に線引きの変更があるのかというご質問であります。25年

度も対象児童数が24年度と同数程度であることから、教育委員会といたしましては各学校と協議をし、変更しないこととして既に事務作業を進めておるところでございます。なお、今後著しく児童生徒数が減少するような状況があれば、学校、PTA、保護者とを交えて検討していく必要があろうかと考えております。

4項目めのスクールバスの事故発生時の申告、届けがあるのかという、それから教育委員会と運転手との話し合いの機会があるのかというご質問であります。事故発生時は必ず事故報告書を提出していただくこととしております。また、運転手との話し合いの機会ですが、連絡会議を年5回程度開催をし、主に安全運転励行に対する示達や運転マナーに対する苦情等に対する指導、対応についてお話をさせていただいております。また、運転上の課題、問題及び意見交換などの内容で協議をさせていただいております。各学校においても、定期的に安全運行等について懇談会をしておるところでございます。

以上でございます。

8番（松原良彦君） たいだいまは細やかな説明、大変ありがとうございます。

TPPについては、私も少し早とちりの言葉がありまして、要旨の中に町長はTPPに反対という言葉を書きましたが、私の誤りで訂正させていただきます。

いずれにしてもこのTPPの問題、国会での討論を聞いていますと、内容もはっきりしない、それからいろんな情報が入っていないということで、総理の言うことだけが本当の正しいような意見でして、どこまで広がっていくのかなんていうことはないというように私も感じております。

このことについて、少しだけ話をさせていただくと、国に対してTPPに関する意見取りまとめと称しまして、地方六団体、全国市議会議長会、全国市長会、全国自治会、全国町村会、全国村議会議長会、全国都道府県議会議長会、個別に都道府県からも懸念のまとめの意見書が提出されています。1つ例を読み上げますと、全国町村会からは例外なき関税撤廃を原則とするTPPは、我が国の農林水産業を崩壊させ、食料の安定供給を揺るがすのみならず、地域経済、社会全体にはかり知れない打撃を与えるおそれがあるにもかかわらず、その影響について広く国民が納得する議論の詳細や情報開示がなされていないことから、TPP協定交渉への参加は反対ということで、全国町村会から出ております。その他いろいろコメントが述べられておりますが、今現在の日本国の状況では、参加をしても国益をなさないということだと思っております。

また、TPP交渉で扱われる分野は21科目あり、その中で問題なのは物品市場アクセスというところでございます。その作業部会の中で、農業、繊維、衣料品、工業などがあります。皆様もテレビや新聞でご承知のとおり、日本に輸入される食料品に関税がかかります。主な品物では、米・精米で778%、乳製品360%、砂糖で328%、小麦252%、牛肉38.5%、イチゴも6%です。これらの農産物が参加協議に入ると、11カ国との間に10年以内に関税が撤廃になるとも言われております。いずれにしても、国対国で相互の貿易のことでございますので、メリット、デメリットがあるのは当然のことでございます。諸外国に対して弱い部分は早急に立て直しを考え、見通しがつくまで国からの大きな支援が必要ではないかと思っております。このTPPに関しては、私は今後の政府のかじ取りにかかっていると、それ一言に尽きるのではないかと感じております。TPPに関しては、これで終わりにします。

次に、農業の再生、活性化についてひとつお伺いします。先ほど町長の見解では、人・農地プランは7集落が完成し、随時説明会を開いて、最後は田上一つで人・農地プランを仕上げていくとお話をなされました。私は、これについて大変強力な、大変よいお話というふうに私は承っております。なぜかといえば、今田上町の現状を見ますと、大変少子高齢化、高齢化の部門が大きくなりまして、60歳以上の方々の農業従事者の方が大変たくさんになってきております。

そんな中で、私もひとつ農業関係のことを少し調べてみました。ちょっと読み上げますけれども、今田上町の農家総数は、農業センサスによると平成17年434戸、平成22年では282戸、実に5年間で152戸も減っています。また、今年の数字はもっと減ると思っております。また、米の所得補償制度加入者は、平成23年度では231件、平成24年度は213件で、これまた1年で18件減っております。ということは、農業をする人が18件減ったということでございます。また、JA田上主食米出荷契約者数は、平成22年212名、平成23年206名、平成24年は205名と、農協では資料を出しております。3年間で7名、これまた減ったということでございます。

それで、今田上町で農業を頑張っている人たちはどのくらいいるのかと、これまたあちこち聞いてみますと、田上町農協青年部は今13名、田上町担い手協議会に入っている会員は81名でございます。また、田上町認定農業者と言われる人は今79名だそうでございます。そのうち女性が3名入っております。実に現実に厳しい数字が出ております。この中においても、やはり高齢者の方もかなりたくさんいるということでございます。やはりこれから大量に農業の離退者が出る現実を目の前にして、町長はどのようなことを考えておられるか。田上町の担い手の育成については、大風呂敷を広げても結構でございますので、農業の方向をどう考えておられるかお尋ねしたいと思っております。

次に、避難のことについてお伺いいたします。私もいろいろ1年間を通して、避難所のことや避難訓練のことを聞いてきました。私は今回初めて26年度に水害地域を対象にした避難訓練を計画していると、はっきりと年度が入ってきた言葉をお聞きしまして、少し安心しているところでございます。町長は、きずなでも何回も避難訓練をしなければならない、避難訓練は大事だ、避難訓練によって助かった人たちがたくさんいると言っていました。私も同感でして、避難訓練の大事さは最も私も身にしみてわかっておるつもりでございます。ぜひ早く避難訓練、総合訓練をしていただきたいと思っております。このことについても、私は総合防災訓練というような名前をつけて、小学校の子供から大人までを対象にした訓練のことについて、再度またやる気があるのかないか、そのことについてまたもう一つお伺いしたいと思っております。

最後に、教育長にまたお願いでございますが、先般地元の方から、原ヶ崎地区の人たちから、中学校の堤のところに歩道をぜひ作っていただきたいというような要望が私のところに飛び込んでまいりました。よく聞いてみると、堤のあの曲がり角付近ですか、ちょうど羽生田田上宮下線というところで歩道が、私の実測では約70メートルぐらいまだできておりません。私も冬道やら孫の送り迎えで通っておりますけれども、なかなか雪が降ると道路幅も狭くなったり、車と人が、中学生の子がすれすれの状態ですれ違っております。ここは私も早くPTAからの要望、区長からも要望を出してもらって、早急にしていただきたいということをひとつ提案いたします。

それから、先般私がマイクロバスの方と、保明嶋の保明大橋の関係で通行止めになるというようなこ

とで、少しばかり話をした中において、スクールバスの運転手と教育委員会は定期的に話し合いをしていますかというようなことをお聞きしましたら、小学校のほうは今までは年に何回もしていたけれども、今は1学期に1回ぐらいしかない。中学校のほうは全くないと。日程表みたいののは配ってきますけれども、全くないという、そういうお返事でした。教育長の月5回というのは、ちょっと話が違うというように思いますけれども、そこら辺の答弁をもう一度お願いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わりにします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの松原議員のご質問にお答えしますが、最初に人・農地プランについてであります。当初からと申しましょうか、町では各地域にこの作成を依頼をしてきたわけでありましたが、最終的には町一つとしてのプランを作成する必要があるというような形で、それぞれの地区から出してもらうと、こういうことになっています。実際には今まで出てきたプランはほぼ大体似通った形になっておるわけでありまして、これは一言で言えば今農村が抱えている問題は、今後の農業についてはやはり農地の集約と後継者に尽きるのだというふうに私は思っておりまして、この農地の集約が、実は民主党政権になって、戸別補償になってから、少し一段落といたしましょうか、ちょっと足踏み状態になりましたので、また改めて農地集約をするということが、この田上町でももう必ず必要になってくるということに考えておりますので、これから各地区が出されたものをまとめ上げて、しっかりした農地プランを作っていくと、こういうふうに思っているところであります。

松原議員からいろいろ調査していただきまして、今ほど報告を受けたわけでありまして、現実には後継者の問題が大変だというふうになっておりますし、2番目の今後の農業の方向性ということにつきましては、これは昔から農家が余りもうからないというふうになっておりまして、作ることは作ると。だけれども、実際にはどう販売したらいいかというところが、米を供出すればそれで済むということではないのしょうけれども、作ることに専念をしてきたということがありまして、やはり効果的な販売方法とかそういったもので、いわゆるもうかる農業をやはりこれからは推進していかなければいけないだろうと、こう思っております。

ご承知のように、田上町はそのために農商工連携が十分ではありませんが、その緒についたわけでありまして、農商工連携を推進いたしまして、いわゆる6次産業を確立できるかどうかにかかっているということだと思っております。60の後半から70代の皆さんには大変恐縮であります。その年代の方につきまして、この話をしてもなかなか進展しませんので、昨年いわゆる後継者、若い人たちを集めて話を持ちましたところが、若い人は若い人なりに農業の経営のあり方について研究をしておりまして、やっぱり収入を上げていると。特にかなり何人かは西洋野菜を作って、契約栽培をしているという方も結構おりましたし、最近は越後姫を作る人が今3件ぐらいでしょうか。かなりだんだん多くなってきておりますので、やはりそういった6次産業化につなげていくためにも、農家の方から販売、工場も作るというような方向に、大変難しい課題であります。やはりそれを推し進めていくしかないかなと、こういうふうに思っております。

それから、避難訓練のあり方につきましては、先ほど申し上げましたように26年度には実施いたしますが、実は昨日、国土交通省の信濃川下流事務所の所長が来まして、新しく信濃川のハザードマップを作成するというに今しているようでありまして、田上町はそれをいわゆるもとにして、新たなハザ



ードマップも作る準備にもう入りつつありますが、その中で問題になったのは避難経路の問題が出てきておりまして、特に三条市の市長は避難経路を横より縦の形にした避難というような形です。簡単に言えば、2階、3階の建物に避難をしていくと、そういったようなことを検討しているようではありますが、県のほうもそういうことも入れながら避難をする経路の問題と、それから受け入れ態勢の問題を確立することが当町にとっては大変だろうと、こう思っております。実際には、これまでも水害があったわけでありまして、とりあえず水害に対する避難訓練、地震とかそういうものにつきましては、これはちょっとかなり面倒な問題がありますので、今後検討してはいきますが、とりあえずは川通りを中心にしながら、避難訓練をしながら、山手側の人たちにも協力していただくような、そういう体制づくりをしっかりとしたものにしていきたいと、こういうふうに思っております。

以上であります。

教育長（丸山 敬君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、原ヶ崎にあります運動公園のわきの歩道がまだ未整備というお話ですが、記憶では前に今井議員さんのほうからこの歩道を整備してくれということで、先ほど回答させていただきました既に整備済み2件のうちの1つが歩道整備でございます。歩道は道路側ではなくて、桜の木の植栽の内側のほうに歩道が整備されてあります。ちょっとわかりづらい、本当に道路の側道、わきにあるというスタイルではないものですから、あるいはわかりにくいかもしれませんけれども、既に整備をしているというふうに伺っております。

それから、運転手との協議、先ほども5回程度というふうにお話しさせていただきましたが、この連絡会は小中学校の運転手さん全員がそろう会議でございます。既に私も記憶では2回ほど顔を出させていただいて、いろいろ交通安全、事故等の防止についてお願いをした記憶がございます。

以上でございます。

8番（松原良彦君） 3回目の質問をさせていただきます。

ただいま町長より、人・農地プランについて今後のお話をさせていただきました。大変私は町長みずからそういうふうに頑張っていただけということは、これからの田上町農業にとって大変よいことだというふうに納得させていただきました。農業の関係はこれで終わります。

私は、この防災関係についてももう少し質問させていただきます。防災は地震、それから土砂災害、それから水害といろいろな種類があるわけでございますが、特に今回福島、宮城、岩手は地震の関係でございます。毎日新聞紙上をにぎわしているのは断層の話でございますが、その中において、ではこの間も栃木県日光市で地震がございましたけれども、なぜその地震の予知ができないのか。そこを私はちょっと考えまして、先般新潟地方気象台防災業務課に電話を入れまして、日本に地震計は幾つあるのか、そういうことをお尋ねしました。そうしたら、ファクスで送られてきたのですけれども、2012年11月15日現在、日本全国でわかっているのは4,358カ所、これだけ日本中地震計が設置されているそうです。その内訳として、気象庁が658カ所、都道府県で2,922カ所、防災科学研究所で778カ所、合計4,358カ所でございます。しかしながら、いまだかつて地震の予知はなかなか難しく、できていない。いつも地震が起きてからあたふた、大騒ぎしているのが現実でございます。

そのことを踏まえて、もう一つ私は言わせてもらおうのですけれども、私は中越地震、中越沖地震で災

害復旧の現場に行ってきましたことは、一番最初に感じたことは、集落のまとまりや団結力、きずなが一番大事だなということを私は感じました。

2つ目に、やはりインフラの整備を一刻も早くしなければならないというのがわかってきました。ということは、電気、ガス、水が出てこない、うちが幾ら壊れなくても避難所に参加行くわけです。というのは、水が出なければ風呂に入れない。電気、ガスが来なければ御飯が炊けない。そういうことでどうしても、うちが幾ら丈夫であっても、インフラ整備ができていないとその避難所にどうしても行かなければならない。こういう現実があるわけでございます。ですから、体育館は大丈夫であっても、この避難訓練は水や電気やガスが1週間くらい来ないというような想定をしていただけると大変皆様の参加する人たちの気持ちも、もっと真剣に、もっといろんな装備をしてくるかと思えます。ただただやるから来いよでは私はだめではないかというふうに思っております。

次に、先ほどのスクールバスの運転のことでございますが、氏名を言うと大変なことになりますので伏せておきますけれども、こういうことはわかっていないのではないのでしょうかね。田上町スクールバス運行管理規程というものがあります。その中において、第8条、第9条でバス利用の見直しや、学期ごとに学校、運転員と安全及び効率的なバスの運行について協議しなければならないと明記してあります。にもかかわらず、今教育長は年5回とか何とか言っておりますけれども、実際に規程にあるものですから、これを把握していないということに当たるかと思うのですけれども、その辺もう一度そこだけご答弁お願いしたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、いわゆる防災関連についてお答えします。

先ほどはいわゆる川通りの水害に対する避難についてお話いたしました。実は私は個人的には……個人的にはというのは大変失礼ですが、地震に対しての対応策というのはほとんど不可能だというふうに思っております。これはちょっと難しい問題になりますので、地震起きたときのいわゆる先ほど申し上げました避難の経路とか、あるいは避難場所さえも恐らくなくなってしまうだろうというふうに想定されますので、大変難しい対応が迫られると思っておりますので、これは今後研究をしますが、その前に今田上町では水害の次に指摘されておりますのが土砂災害でございます。山手側のほうの土砂災害が、とりあえずは3カ所指定されておまして、昨年度その地域で説明会ないし懇談会を開かせていただきました。改めて町で土砂災害のハザードマップを作成していくと、こういうことになってあります。そういうことで、まずは水害の次には土砂災害と。いつ起こるかかわからぬ地震というのは一番おっかないのですけれども、怖いのですけれども、ちょっと対応策がないというのが大変無責任でございますけれども、これは慎重に考えて、最も効果的なものは何なのかということの研究をまいりたいと、こう思っております。

それで、いずれにいたしましても、まずは避難する場合には安否確認というのが第一でありますので、その安否確認の方法というものを、各地域で確立していただくと。その後に実際の避難をどこへ、二、三日の避難をどうするかというふうなことがその次に出てくるわけでありまして、避難の際に少なくとも二、三日の非常食を持ってというふうをお願いしているわけでありまして、実際には今までの経験ではそういうことはなかったようでありまして、各家庭に災害時の備蓄食料を備蓄していただけるよ

うな啓蒙もしていかなければいけないと、こういうふうに思っておりますので、これから県の方針も相  
当この避難については、繰り返し指摘があるようでありますので、私どもも町独自の防災訓練を積み重  
ねながら、最終的には総合避難訓練ということに持っていきたいと思っております。

再三申し上げますように、とりあえずは川通りの地区、それから土砂災害に対する避難、地震は後と  
いうわけではありませんが、地震についても十分に検討させていただきたいと、こう思っております。

教育長（丸山 敬君） バスの運転規程ということのお話でございますが、年度当初バスの利用の申請をい  
ただいて、そして学期が始まるごとに変更等がございますので、大体各学校とも教頭が中心になって調  
整を図っておりますが、そういう話し合いの機会を持っておりますし、町民の方々からも実はいろいろ  
苦情をいただいております。何せ田上町教育委員会というネーミングの入ったバスを運転しております  
ので、少しスピードの出し過ぎではないかとか、運転のマナーが悪いとか、大変事細かな実は苦情等を  
いただいております。また、各地区からこのバス停は非常に危険だから少し動かしてくれと、ルート  
を変更してくださいというようなことがよく、そういう要請をいただきますので、運転手ともども試走  
してみたり、あるいは乗りおりする位置を反対側に動かしてみたりというような、そういう検討等も随  
時行っております。どのような理解なのか、その辺の理解の仕方があるいは私どもと食い違いがあつて  
の今の松原議員のお話かと思うのですが、いろいろ苦情をいただいたり、要望を日々いただいております  
ので、可能な限り改善できるように、常に運転手の方々、そして学校とも連絡をとりながら調整をし  
て、安全運転に心がけておりますことをぜひご理解いただければありがたいなと、そんなふうに思いま  
す。

以上です。

議長（泉田壽一君） 松原議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時15分 再開

議長（泉田壽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、川崎議員の発言を許します。

（7番 川崎昭夫君登壇）

7番（川崎昭夫君） 7番の川崎です。今回は、私は湯っ多里館の民営化に伴う方向性と、これからの高齢  
者支援についてお伺いいたします。

最初に、湯っ多里館の民営化に伴う方向性についてですが、湯っ多里館は町の北地区拠点を観光リフ  
レッシュゾーンとして内外に向けて広くアピールし、自然の中で心身ともにリフレッシュできる施設と  
して、平成13年の4月にオープンしました。当時は飲める温泉、館内持ち込み自由として脚光を浴び、  
入館制限することもあったほどのにぎわいのものでありましたが、12年間が経過する現在、入館者は年  
間18万人前後と、近隣類似施設の中で多いものではありませんが、頭打ちの状態になっております。

打開策として、平成27年には指定管理者制度への移行を前提とする町の方針が示されました。指定管  
理者制度は、平成15年6月、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から民間業者、NPO等の団

体を指定管理者に指定して管理を委任できる指定管理者制度への制度の改正が行われました。田上町も平成21年4月から、椿寿荘、YOU・遊ランドが指定管理者制度に移行されました。湯っ多里館も指定管理者制度への移行を前提として伺います。

1つは、今後の運営が町の活性化になるため、町の財政負担とならない施設でなければなりません。そのために湯っ多里館の今後を考えますと、1つ、起債の返還が平成32年で終了しますが、その後は。

2番目、応募する指定管理者の提案も参考にして施設の改善を行うとすると、改善費の上限を4,000万円としていますが、本当にその予算でよいのか。一般財源の必要はどののでしょうか。

3番目に、現在余り利用していない体験棟の活用はについて町長にお伺いいたします。また、以前に指定管理者導入のメリット、デメリットについての考えが示されました。メリットでは、民間事業者のノウハウを生かしたサービス提供が可能である。2番目に、運営の一元化ができる。3番目に、指示系統を統一できる。デメリットは、民間事業者によるサービスの質が左右される。2番目に、人件費の抑制などのコスト削減のみが着目され、サービスの低下が懸念される。3番目に、指定管理者の倒産、撤退等により、サービスが途絶える可能性があるというデメリットが言われました。デメリットのリスクを解決策を講じなければ、指定管理者の移行する意味はありません。解決策について伺います。

それから、2番目に、これからの高齢者支援について伺いいたします。現在高齢者介護も障害者と同様に、日中のサービス等はある程度対応ができますが、夜間の対応が十分であるとは言えません。町長は2年後に特別養護老人施設の増床を考えておられ、非常に期待しているところであります。特別養護老人施設の増床のメリットはというと、待機者の緩和、低料金で入所できる等が挙げられますが、反対の意味もありますけれども、余り施設を作り過ぎると介護保険の増となりかねません。介護の基本は、やはり在宅介護と言われておりますが、介護度3、4、5となると、在宅介護は不可能になります。町の財政を考えますと、施設の建設は無理と考えます。それにはどうすればよいかと。高齢者健康福祉の理念の実現に基づいて、人間性の尊重、自主自立の確保、以上のことから寝たきりや認知症の予防のために、高齢者を家に閉じこもらせてはなりません。進んで外出の機会を与えることです。町でもゲートボールクラブ、カラオケ友の会等、いろいろサークルがあります。こういった活動を支援するために、高齢者の移動を考慮し、各地にコミュニティの設置を、例えば空き家の利用、余り利用されていない本田上にある民俗資料館等の提供をしていただくことです。

また、ボランティア活動、地域包括センターの増強が必須と考えます。最近、傾聴という言葉をよく耳にしますが、やはり高齢者に対しても話をよく聞くことが大切です。ぜひ場所の提供に力を入れていただきたいと思います。伺います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの川崎議員のご質問にお答えしますが、最初に湯っ多里館の民営化に伴う方向性についてのご質問であります。初めの起債償還後の施設の活用につきましては、湯っ多里館の建設設置目的あるいは位置づけといたしましては、町民の健康増進とか、あるいは魅力ある温泉施設を進めていくと同時に、護摩堂山を中心とした新しい観光地の核として実は建設されたものであります。したがって、起債の償還が終了しても、当初の基本的な施設の運営に対する考え方は変わらないもの

と思っております。

次に、改修費の上限4,000万円です十分かとご心配いただいておりますが、当初の改修費4,000万円は、施設ももう築10年を経過しております、劣化が目立つ……壁紙とかあるいは大広間の床あるいは浴室のタイルなどが必要最小限の改修を観光施設整備基金の範囲内で行う予定としておりましたが、今後指定管理者制度による募集要綱を作成するに当たりまして、もう少し工事費に余裕を持たせることによりまして、投資効果も十分考慮した施設の改修内容の提案が指定管理者を希望する業者からいただけるものと思っておりますので、必要に応じて基金以外の財源の活用も検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、利用されない体験棟の活用であります。建設当初は竹細工の体験教室を実施しておりましたが、指導者の高齢化に伴いまして、やむなく断念した経過があります。また、飲める温泉を利用して、豆腐やコンニャクづくりも行ってみました。温泉施設の利用者を巻き込んだ事業にまではなりません。現在の利用方法といたしましては、開館前の待合所やあるいは清掃用具などを入れる物置として利用しておるのが実態でありまして、十分な活用ができておりませんので、今後は指定管理者と一緒に知恵を絞りまして、新たな体験棟の有効活用を検討してまいります。

また、指定管理者導入によるデメリットのリスクの解決策を講じないと、制度への移行の意味がないということですが、以前示した指定管理者導入のメリット、デメリットについては、一般的に言われている内容を示したものであります。これらのリスクを全て解消することは非常に難しいと思っております。しかし、応募される指定管理者の発想の転換によりまして、これらのリスクを少しでも解消できる企画提案があるものと期待しているところであります。いずれにいたしましても、現在抱える問題と比較した場合は、指定管理者制度の活用により、少しでも改善されると思っているところであります。

次に、高齢者支援についてのご質問であります。議員のご指摘のとおり寝たきりや認知症予防のために、高齢者に外出の機会あるいは活動機会などの場の提供ということは、大変大切なことだと考えております。そのような趣旨を踏まえまして、実際には老人クラブ活動への助成あるいは地区敬老会開催の支援、ボランティアセンターへの支援、あるいは民生委員の運営によりますいきいきサロン、中店のふれあいの家あるいは原ヶ崎のくつろぎの家といったコミュニティデイホームの運営などがこれまでも進めてきましたが、今後とも高齢者が生きがいを持てるような環境づくりをより一層進めていきたいと考えているところであります。

また、要介護認定者あるいは相談件数の増加、困難事例の増加など、地域包括支援センターのマンパワー不足が実は痛感しているところであります。保健師の配置増員の必要性も大いに感じておりますが、職員採用にかかることなので、慎重に検討していきたいと考えております。

以上であります。

7番（川崎昭夫君） 町長の前向きな回答、大変ありがとうございました。

2回目の質問なのですがすけれども、湯っ多里館の指定管理者制度の移行については、前に町長は「椿寿荘とYOU・遊ランドの今後の状況を見きわめてまいります」と答弁されております。この2つの施設は、指定管理者制度に移行されまして、早いものでもう4年がたちます。早急にこの施設の運営の成果

物等、報告を求めているので、それらも参考にするとともに、本当に先ほど私が言ったように一番心配しているのは、基金が4,000万円あるという前提で改善計画の上限を目途としていますが、本当に一般財源が必要になってくるのではないかと考えられます。ぜひ後戻りのない、指定管理者制度の移行を選択していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、高齢者支援についてですが、田上町の第5次総合計画の中に高齢者の充実ということで、現状と課題、施策の展開、目指す指標の取り組みが示されておりますが、ぜひ早目に実現を期待するものであります。

これからは老老介護の時代となるような気がしてもまいります、再度高齢者の移動をぜひ考えられて、各地区に最低1カ所の集会所が……集まってお茶飲みをするといったような施設、コミュニティとか名前がつくと高齢者も引け目を……ちょっと抵抗あると思うのですけれども、よってけ亭とか、そういったような名前の家、やすらぎ亭でも、そんなような名前がつけただけならば、高齢者も気楽にお茶を飲みに行かれるのではないかと。それで、我々も、町民も本当にボランティア活動が大事だと思うので、そういうことも協力していくべきだと私は思いますけれども、町長が再度どんなお考えでいますか、お聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、指定管理者制度、椿寿荘と湯つ多里館のいわゆる委託が来年度で終了するというようになっておりますので、これまでも再三担当と話し合いをしてきておまして、その指定管理者制度の成果とか反省も何回か意見交換をしておりますが、実際には指定を受けた業者の方が、必ずしも満足がいつているというふうには受け取っておりません。資金的な面もあると思っておりますが、いずれにいたしましても町としては、この制度をしばらくは活用しながら、民間からも参加してもらおうというような基本精神でありますので、十分な精査をしながら、よりよい指定管理者制度に持っていきたいと、こういうふうに思っております。

2点目の高齢者の支援のためのいわゆる地区コミュニティについては、これまで川崎議員からも、そのほかの議員さんからも何回かご提案あったわけでありましたが、私どもも空き家等を利用しながら思っておりますが、なかなか空き家を貸してくれるというところが案外ありそうですけれども、なかなか地権者のいろんな問題があったり、相続の問題があったりして、なかなか難しいというのが現実でございますので、基本的には今老人福祉センターあるいは心起園、それから各地区の公民館等が中心になっているわけでありまして。

先ほど申し上げましたように、いきいきサロンなどもそういうところを活用しながらやっていくわけでありまして、川崎議員ご指摘の気軽に寄ってお茶が飲めるというようなところは、それは当然必要だと思いますが、その管理の問題とか、そういうこともあったりして、地域で十分話し合いをして、そういったボランティアでも世話していただける人がいるということであれば、また再度各地域での空き家とかそういったものを検討していかなければいけないということで、大事な指摘でありますので、私どもも今後とも検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

7番（川崎昭夫君） 町長ありがとうございました。

先ほども何遍も言いますが、本当に指定管理者制度への移行は、後戻りのない指定管理者制度に移行していただきたいと思います。

それから、高齢者の充実ですけれども、本当にやっぱり高齢者の足がない人がいっぱいおられます。私もこの前ある老人の方からお話を聞きましたけれども、温泉へ行きたくてもバスに乗るのも、停留所が近ければいいのだけれども、遠くてちょっとねというような話もいろいろ入ってきます。

それで、私は近間に、歩いて二、三分のところ、本当できれば高齢者が喜んでいかれるというような集まり場所、お茶飲み場所をぜひ町長、やりますというお答えをいただきたいと思いますので、その答えを聞いたなら私の質問はこれで終わります。

町長（佐藤邦義君） 川崎議員のたつてのお願いでありますので、いわゆる歩いていける地域のそういう集まる場所については、担当課ともよく相談して、そういう空き家を探しながら何とか努力してやっていきたいと思っておりますが、今まで空き家対策でも何件か当たってみました、なかなか快くいいですよというところがないものですから、再度努力をして、何か所か、少しでもそういう場所を見つけられるように努力いたします。

議長（泉田壽一君） 川崎議員の一般質問を終わります。

次に、3番、有川議員の発言を許します。

（3番 有川りえ子君登壇）

3番（有川りえ子君） 3番、有川りえ子でございます。まず冒頭に、東日本大震災から2年が経過いたしました。いまだ避難生活を余儀なくされている方々が31万人以上、亡くなられた方が1万5,881人、行方不明の方が2,668人です。心より哀悼の意を表したいと思っております。私の友人や家族が復興支援事業に携わっている関係で、私も時折福島県や宮城県を訪れますが、除染作業は冬の間は全くといっていいほど進まず、その広大な対象地域に茫然としてしまいます。また、沿岸部では瓦れきの撤去は随分と進みましたが、建物の基礎だけが残っている地域が多く見受けられます。一日も早い復旧、復興を望んでやみません。私も自分のできる範囲の支援を続けていきたいと思っております。

本日は、一般質問を湯っ多里館ほか2点について質問させていただきたいと思っております。ただいまの川崎議員に引き続き、町政クラブの中継ぎとして湯っ多里館に関してまず質問させていただきたいと思っております。ごまどう湯っ多里館の設立の経緯について、川崎議員と今井議員と3人で何度か勉強をさせていただきましたところ、問題点が集約してしまい、同様の質問が重なりますが、私の質問にも答えていただきたいと思っております。

平成13年に竣工した当初のごまどう湯っ多里館は、田上町の多目的交流施設として整備を行い、議会とは別に農業委員会会長、商工会長、区長会長など、12名の構成委員から成る田上町ふるさとづくり推進委員会とともに、温泉の活用方法や掘削場所についてなど検討を重ね、町民説明会も2回にわたり実施をしたということがわかりました。当時の護摩堂ふれあいフレッシュゾーン整備構想の資料を拝見いたしますと、護摩堂山登山者年間7万人、湯田上温泉を16万人の人が訪れている。これらの人たちをゾーンの中で回遊させることにより、今以上の活気を呼び起こそうと考えているとありました。これまでこのゾーン化の検証を町は行ったことがあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

先ほど川崎議員からも質問がありましたが、交流の拠点として作られた体験棟が今のところもう活用

されていないということ。私は1度だけ竹細工の活動に参加したとは思っているのですが、現在待合室や物置状態になっているというのは大変残念なことだと思います。本館から離れているということもありますので、カラオケの施設や、また消防団の広報班でもこれからラップ隊も練習していかなければいけないということなので、こういった音楽などをする人たちのために使えないかというようなこと、こんなことも考えられないかということをお聞きしたいと思います。

次に、改修費用について伺います。先ほど町長からは施設の劣化や大広間のタイルなどの補修が必要であるということですが、現在の段階で、その補修や修繕に今幾らかかるというふうに積算なさっているのでしょうか。これまで再三食堂の改善をという意見が議会からもたくさん出されたり質問されておりましたが、実現に至ってきませんでした。今回この改修のときに、この食堂の改善ということは1つのテーマになると思いますが、現在の大きさそのままのスペースでも煮炊きのできるプランも考えられているとお聞きしております。先ほど町長からは4,000万円という基金だけではなく、少し一般財源も考えていようなご答弁もございましたが、どのぐらいの範囲で持ち出しが可能なのか。今、考えられる金額がありましたら、お聞かせ願えればと思っております。

また、起債償還後のことも川崎議員からお尋ねがございました。今後は、目的としては町としては変わらないということでしたが、もしその指定管理者の方が運営がうまくいって、とても町の持ち出しもなくなっていくというようなすばらしい指定管理者が出てくるとも限りません。そういった場合に、施設を売却して固定資産税や入湯税というので町がやっていくということも考えられないのでしょうか。その点についてもお伺いしたいと思います。

そして、指定管理導入までは今およそ2年間の工程表案が出ておるわけですが、冒頭にお話ししたように、この施設が竣工するまでは、ふるさとづくり推進委員会とともに丁寧にプランニングを進めてきたのに、年数が経過するにつれて当初の多目的交流施設という目的意識が薄れ、日帰り温泉施設としてひとり歩きして行って、利用者の増が望めなくなると、だんだん入館者が減って行ってしまっているような形になってしまったと思います。本当に当初の多目的交流施設として竣工した当時の原点に戻って、指定管理導入までの2年間も、また導入後も町はコーディネーターとしてしっかりと多目的交流施設としての位置づけをサポートしていくべきと考えますが、町長の見解をお聞かせ願えればと思います。

次の質問に移ります。ちょうど1年前の3月議会で私質問させていただきました新電力PPS、パワー・プロデューサー・アンド・サプライヤーについてお尋ねいたします。東京都世田谷区で電力の契約先を、東京電力値上げを前にエネットという新電力PPSに切り替え、電気料金をおよそ7,000万円削減できたとお聞きしております。昨年、私の質問に対し、町長は今後研究していかなければならないのであろうとの答弁でしたが、この1年間どのような取り組みをなさったのかお尋ねしたいと思います。

この1年間にPPSを取り巻く環境はかなり改善されてきたということです。これまで東京電力や東北電力に安く売電してきた自家発電装置を持っている工場などが、たくさんPPSに電力を供給したり、休止していた発電機を再稼働させています。つまりPPSにたくさんの電力が集まるようになってきています。

東北電力は、平成25年7月1日から電力の値上げを発表いたしました。50キロワット以上の高圧電力



の契約者に対しては、17.74%の値上げをすると発表しています。この値上げに対し、町は今年と同様の電気が利用状況だとして、どのぐらい電気料金が上がると試算していらっしゃいますか。

新潟県内では、三条市や南魚沼市でP P Sによる動力供給を開始したとのこと。また、最新のニュースでは、川崎市立小中高等学校の電力供給の入札で、162施設の学校への電力供給をP P Sが落札したとのこと。また、1月からは東京都中央図書館では、東京電力とP P Sのエネットと複数契約を導入いたしました。これは、契約電力をベースの部分50キロワットは東京電力に、また変動部分はP P Sからの電力供給を受け、年間400万円の節約になるそうです。

2012年4月現在の特定規模電気事業者である新電力会社P P Sは全国に約50社あります。この機会に見積もりだけでもとってみてはいかがでしょうか。電気設備は不要で費用も無料であり、現在と同じ送電線網を使い、万が一発電トラブルが発生してもふだんどおりの電力は供給されます。もしP P Sの単価が高くなってメリットが少なくなったり、仮に破綻した場合は、元の電力会社に戻ることは可能です。つまり電力に関する請求元が変わるだけなのです。このまま電気料金に対して何も対策をしないで、ただ東北電力に引き続き契約をお願いをするのか、電気料金が1円でも安くなるのかどうか努力をしてみるのか、町長の決断をお伺いしたいと思います。

3つ目の質問です。最後は、中国から飛散してくると言われておりますPM2.5、微小粒子物質についてお尋ねいたします。この物質は、粒形が小さいことから肺の奥深くまで入りやすく、粒子表面にさまざまな有害物質が吸収、吸着されているため、健康影響が懸念されています。現在、新潟県内では上越市、新発田市、長岡市、新潟市内各地でPM2.5が測定され、県のホームページではリアルタイムで公開されています。日本の環境基準では、1年平均1立方メートルにつき1年平均値15マイクログラム以下かつ1日平均1立方メートル当たり35マイクロ以下とされています。

PM2.5の質問をしようと情報収集をしていた2月27日に、環境省は専門家会合を開き、環境基準値の2倍を超える、つまり70マイクログラムとされる日には、健康に被害を与えるおそれがあるということで、都道府県が住民へ外出の自粛や屋外での激しい運動の禁止などを注意喚起することを柱とする指針を決めました。法的な警報や注意報には当たらない暫定的なものとしているとの発表がありました。

新潟県では、雪解けは山間部を除き随分と進みました。また、先週末からは花粉の飛来、そして黄砂もかなり飛んできております。PM2.5は3月から6月がピークとも言われております。PM2.5が飛散することにより、花粉症やぜんそくが悪化するのではという予測も立っております。町民の皆様もさまざまな弊害が発生することが予想されますが、何か町でも対策や注意喚起を考えているのでしょうか。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（泉田壽一君） 有川議員の一般質問の途中でありますが、お昼のためここで暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時15分 再開

議長（泉田壽一君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

先ほどの有川議員の質問に、町長の答弁を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) 午前中の有川議員のご質問にお答えしますが、最初に湯っ多里館についてのご質問ですが、初めのリフレッシュゾーンの整備構想のゾーン化の検証については、湯っ多里館の職員を含みます担当レベルではこれまで検証しておりますが、必ずしも満足する結果ではありません。そもそもこのリフレッシュゾーン計画整備構想というのは、温泉施設を建設するに当たりまして、平成10年に護摩堂山ふれあいリフレッシュゾーン整備構想として策定いたしましたものであります。その内容は、町の総合計画に基づきまして、土地利用構想では田上駅を中心としました北地区拠点開発エリアとしまして、護摩堂山、それから湯田上温泉といった自然豊かな山や温泉を活用して、観光レクリエーション拠点として位置づけておりました。そのために、新しい温泉施設、湯っ多里館を建設したわけでありまして、それを核として、既存の観光施設を線で結びまして、ゾーンとしてお客様の回遊をさせるという、こういう構想でございました。

そこで、護摩堂山の登山道の整備あるいは癒やしロードの遊歩道の整備を行いまして、お客様の回遊を狙ってみましたが、これも必ずしも十分な成果にまでは至っておりません。今後は新たな発想の転換で、さまざまな仕掛けを考えてまいりたいと思っております。

次に、体験棟の利用状況につきましては、先ほど川崎議員にもお答えいたしましたとおりでございます。建設当初はそれなりの活用もありましたが、最近では残念ながら物置としての利用でありますので、今後は指定管理者とも協議し、有効な活用を図ってまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、改修費の上限4,000万円につきましては、これも川崎議員に答弁したとおり、指定管理者制度の導入に当たりまして、募集要綱の作成時までに見直し、検討してまいります。一旦予算を検討した経過がございますが、実際現時点では改めて検討し直さなければいけないということで、先ほど申し上げましたような風呂のタイルとか壁紙とかそういったこと、あるいは床とか、最低限そういうことも含めまして、新たな指定管理者が決まりましたらその要望を入れながら、しっかりした財政を組んでやっていきたいと、こうなっております。現時点では、今先送りいたしましたので、25年度になりましてから対応してまいりたいと、こう思っております。

次の起債償還後に売却も可能かとのご質問であります。町の条例で定めておりますように、財産の処分を行うときは、一定条件に該当した場合は議会の議決が必要ですが、議会の承認が得られれば売却は可能となっていきます。

次に、町は多目的交流施設としての位置づけを今後もサポートすべきとのご意見でありましたが、現在指定管理者制度を導入しております椿寿荘や総合公園の運営につきまして、全て指定管理者に丸投げというような運営は行っておりません。したがって、湯っ多里館につきましても、指定管理者の募集要綱に北地区拠点エリアのそれぞれの観光施設を結ぶ新しい観光施設の核である趣旨を表記いたしまして、町の考え方を十分に理解し、企画、立案を指示した指定管理者を決定し、担当課と常に連携を密にしてまいります。

次に、新電力PPSについてのご質問ですが、新電力に対する取り組みにつきましては、これまでほかの市町村の状況を参考にしながら、成果について検討してきたところでありますが、当町におきましては、新電力事業者から電気を購入できるいわゆる高圧受電施設、高圧の施設が14カ所あり

ますが、現在これらの施設については、新電力事業者の代理店と通じまして、電気料の見積もりを徴しているところでありまして、その導入の可否については、具体的な検討を今行っているところでありまして、できる限り電気料の値上げに対する影響を抑制してまいりたいと考えております。

なお、東北電力の電気料値上げに対する影響額については、高圧受電施設では現在の電気料金に比べまして、年間でおおむね800万円程度増加するものと試算をしているところでもあります。

最後に、PM2.5についてのご質問であります。注意喚起の対応方針については、環境省において専門家会議等が開催して検討を行っているところでもありますけれども、議員ご指摘のとおり2月27日には第3回専門家会合が開催をされまして、対応方針等について報告の取りまとめが行われたところでもあります。しかし、この方針はあくまでも注意喚起のための暫定的な指針ということで、正式なものではありませんが、現在国、県においてとりあえずこの指針に基づいて注意喚起を実施していくということになっておりますので、町としてもこの指針に基づきまして、県からの注意喚起の情報提供を受けた時点で、ホームページあるいは携帯メール等で町民に注意喚起を行っていきたいと考えております。

なお、今後県主催の担当者会議も予定されておりますので、それらの内容を踏まえまして必要な対応をとっていきたいと考えているところでもあります。

以上であります。

3番（有川りえ子君） 町長、ご答弁ありがとうございました。

最初の質問のゾーン化の検証が、担当レベルでは検証を行いましたけれども、満足のいく結果ではなかったということは、ちょっと残念な結果だと思います。ぜひこの指定管理者を導入するに当たって、町としてこのゾーン化ということは、本当に点から線に、そして線から面へという、本当に人が回遊していくということがこの田上町の活性化になっていくと思いますので、ぜひそれをするためにはどうしたらいいのか、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

あと、先ほど改修費用のことがございましたけれども、補修や修繕に……先ほど広間の改修とかいろいろ出ているのですが、この改修だけでもう4,000万円かかってしまうのでしょうか。それとも、それより少ないレベルなのでしょうか。ここのところをちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、湯っ多里館については、起債償還後の平成32年度には議会の承認、議決があれば売却も可能であるということがご答弁いただきましたので、そういったときにはまた第三セクターとかそういったことも考えられるのではないかと思います。この辺のところもご答弁いただければと思います。

次に、新電力のPPSについて、いろいろご検討をいただきましてありがとうございます。今、お見積もりをとっていただいているということなので、この値上げをすると、そのまま放置しておくと800万円電気料だけで高くなってしまうということは、この田上町にとってやはり負担となっていきます。この14カ所の50キロワット以上の高圧電力のところの箇所を全て変えなくてもいいと思いますが、幾つか対策をしたことによって、何十万円か、100万円以上かわかりませんが、電気料金を節約することができれば、本当に町民の方にとっても喜ばしいことではないかと思いますので、ぜひ見積もりの結果を見ただいて、それを採択できるような方向にさせていただければと要望いたします。

今回のこのPPSを使うということの今イメージなのですが、おわかりにならない方のためにちょっと説明いたしますと、例えば電話回線というのは、よく事業所はNTTを使っていることが多い

のですけれども、営業マンを多く抱える事業所などでは、ソフトバンク同士が通話無料ということで、その事業所全体をソフトバンクに電話回線を切り替えるという場合があります。このPPSに切り替えるというのは、こういうイメージになります。電話機も電話回線もそのままだけれども、電気メーターも取り替える必要はなく、その請求元がPPSの会社に変わるだけということでございますので、大がかりな工事とかそういうのは必要ございませんので、そういった方法があるのであれば、ぜひ電気料金の削減に向けて見積もりをとって、その成果を生かしていただきたいと思っております。

また、PM2.5につきましてでございますけれども、先ほど同僚の皆川議員からちょっと資料をいただいたわけなのですが、環境省では複数の地点で平均して1時間に85マイクログラムを上回った場合、1日平均の濃度が環境基準値の2倍に当たる70マイクログラムを超える可能性が高い場合に注意喚起をするという指針を発表していたのですが、3月11日、新潟県では国より厳しく、測定局の1カ所でも、午前5時から7時の間の濃度が85マイクログラムを超えた場合に注意を喚起すると新潟県は発表し、これから会議とかが開かれるということでございました。

今月の5日に、熊本県で5時から7時の1時間の値が85マイクログラムを超えたので、熊本県ではホームページやメールで外出や屋内の換気を呼びかけるように取り組みを始めたわけですが、その下の自治体に至っては対応がばらばらで、防災無線で呼びかけただけの自治体、教育委員会経由で幼稚園、小学校にメールを送った自治体と、さまざまな対応になってしまったということです。

先ほど町長からは田上町ではホームページと携帯タウンメールでお知らせするという事なので、それを使っていない方にどういふふうに対応するかというのも考えていかなければならないと思うのですが、そういったところのお考えもあればお聞かせいただきたいです。

また、先週末は今まで被害が多かった西日本だけではなく、東日本でも大変PM2.5も高い数値が観測されました。東京都の清瀬市では1立方メートル当たり290マイクログラムという記録も出ました。これまで新潟県では70マイクログラムを超える値は出ておりませんが、1月13日、新潟市南区で52マイクログラムが一番最大の数値だったようでございますけれども、これから偏西風の流れが変わったりしていくと、本当にどうなるかわかりませんし、そうなったときに慌てないように今から対策を考えていただきたいと願いますが、ホームページやタウンメールを使っていない方に何か対策があればお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの2回目のご質問にお答えしますが、ゾーン化の有効化のための施策でございますが、正直言いまして、指定管理者であります椿寿荘あるいはYOU・遊ランド、そしてこれから予定しております湯っ多里館と、せめてその3点を結んだような形で有効ができればというふうになっております。いわゆる点検がうまくいっていない1つの例は、やはりそれぞれの指定管理者が別々であるということがありまして、それぞれの指定管理者が施設を管理する発想が大分違っておりまして、私どもとしては、本当はそれほど大きい施設ではありませんので、1社がそこをまかればそれぞれの施設が有効に使えるようなことができるだろうと思っておりますが、現状ではそうになっておりませんので、やっぱり町が話し合いの場を設けて、お互いがそういういいところを出して、有効活用になるようにというのをこれからの課題にしていきたいと、こう思っております。

それから、いわゆる改修の費用については、4,000万円という観光基金ございますが、当初試算したときはやっぱり四、五千万円、6,000万円近くかかるのではないかというふうな、概算で設計したことは担当のほうでありますけれども、それは先送りいたしましたので、最小限の改修ということに、先ほども申し上げたように改修等いたしましたので、4,000万円を基準に、恐らくは一般会計からもう少し持ち出しをしなければいけないかなど、こう思っておりますが、大きいのは今の大広間の床改修がかなりかかりますので、床改修と壁紙といいたしでしょうか、その改修もかなりかかりますので、そのほかに厨房等の多少の改修とか、そう見込んでおりますので、実際の実設計になったときにはしっかりとした形でやっていくつもりでおりますが、現状では最初の、当初の概算で出した範囲内でございますので、精査をしていきたいと、こう思っております。

それから、償還後の施設のあり方、これは運営のあり方だと思いますけれども、恐らくはどこかに売り払うということは私はないと思っておりますが、第三セクターももうご承知のようにどこの市町村も、これみんな失敗しておりますので、それも余り考えられないわけではありますが、仮に指定管理者制度に委託をしてでも、やはりかなり町が基本的なところでは指導しながら健全な運営というのが一番望ましいのではないかというふうに思っております。

それから、PPSの利用については、有川議員相当知識があるようでございますが、簡単に言うと一般の家庭には対応はされるものではありませんので、あくまでも高圧受電施設ということで、先ほど申し上げましたように町内には14施設ということでありますので、これは今見積もりを徴しているわけですが、少しでも経費が安くなるということで、基本的にはソフトに移行しようかなと思っております。

それから、PM2.5の対応につきましては、これは新聞等では先ほどお話があったように、西日本のほうではかなり飛散しているようでありますが、一般のマスクでは対応できないというふうになっておりますので、やはりもう少し微小粒子を吸い込まないようなマスクが必要だというようなことをこれから、せめて小学校と中学校には啓蒙しながら対応していきますが、恐らくは黄砂がこういう状況でありますので、今新潟県にそれほど多くの黄砂が来ていないので、余り神経質になっておりませんけれども、もうちょっとすると相当の黄砂が降ってくるわけですが、それと一緒にこのPM2.5を含んだ粒子が飛んでくる可能性がありますが、それまでにまた教育委員会と話をし、学校関係にはそういう啓蒙をしていくと。町民にはきずななりあるいは回覧か何かで対応していくようにしたいと、こう思っております。

以上であります。

3番（有川りえ子君） ご答弁ありがとうございます。

湯っ多里館につきましては、最後に今井議員が控えておりますので、また改めて今井議員からお聞きいただければと思います。

あとPPSにつきましては、本当に見積もり次第というところだとは思うのですが、なかなか通常経費を減らすということは大変でございますが、こういった手法があるということで、1円でもこの経費が安くなればと思ってご提案させていただきましたので、ぜひ採用になることを要望したいと思います。

また、PM2.5に関しましては、小学校、中学校に教育委員会と一緒に話し合いをして、注意喚起

をしていくということ。そうですね、やはり関東とか、あと西日本のテレビでの映像ですけれども、に比べて今のところは新潟ではマスク姿の方が少ないというわけでございますけれども、これから本当に黄砂もちょっと多くなり、花粉も増え、そしてそこにPM2.5がついているということになりますと、そのマスクの質であるとか、マスクの着用方法などについてもきちっと対応して、ご説明しておくとおかないとでは全く対応が変わってしまうということでございますので、ぜひそういったところも教育委員会で対応していただけるのであれば、私としては本当にうれしい次第でございます。

私からの質問はこれで、以上で終わります。ありがとうございました。

議長（泉田壽一君） 有川議員の一般質問を終わります。

最後に、1番、今井議員の発言を許します。

（1番 今井幸代君登壇）

1番（今井幸代君） 議席番号1番、町政クラブ、今井幸代でございます。

まずは、去る3月7日、田上中学校卒業式において107名の卒業生が立派に卒業していかれました。中学校の卒業式には非常に珍しい暖かい陽気の日となりまして、校長先生が穏やかな春の木漏れ日のような温かい雰囲気を持った生徒たちに、いい人になってください、幸せになってくださいと述べられておりましたが、生徒たちを思う校長先生をはじめ教職員の先生方の優しいお気持ちを私は非常に感じました。午後、休憩中の中で教育長のほうから卒業式の話伺いまして、最後卒業生の歌の後にいろんな呼びかけがありましたけれども、それが実は卒業生たちのサプライズであったというような話も聞いて、いかに生徒たちと先生方といますか、学校が非常にいい関係であったか、そういったことを裏づける話だなと思ひまして、非常にうれしくなりました。心豊かに優しく育った生徒たちであります、そのためにご尽力された学校の先生方をはじめ地域の皆さんや、また家庭の保護者の皆さんの力が合わさりまして、それぞれが見守り、支えていくという12カ年教育の成果の1つがこの生徒たちの様子にあらわれているように感じました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回は、所属会派町政クラブで、3人で湯っ多里館の指定管理者制度導入についての執行の見解を伺ってまいりました。昨日のWBC、日本対オランダ戦の抑えのピッチャー、牧田投手のように、最後この質問について、今までの議論を踏まえてぱしっとまとめていけるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、湯っ多里館について質問をさせていただきます。川崎議員、有川議員のほうからも同じこのテーマについて今まで議論がされてまいりましたが、まずは湯っ多里館のこの施設の位置づけ、目的についてももう少し伺いをしたいと思います。観光施設の核といたしまししょうか、各観光拠点を結びまして、ゾーン化するための施設、そのほかにも町民の健康増進でありますとか、既存の観光施設の活性化とか、さまざまな目的があるかと思ひます。その中で、第一義的な目的といたしまししょうか、湯っ多里館が果たすべき最大のミッション、これは一体どういったものなのか、何が一番重要なのか、そういったところは何なのか、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、お考えをお聞かせください。

湯っ多里館のこの指定管理者制度導入という、これは一つの機会に、私は今後の町づくりをもう一度考える非常にいいチャンスだなというふうに思っております。今までの質問、答弁の中でも、先ほどの有川議員の質問の中では、ふるさとづくり推進委員会が設置され、作る前までは非常に町民の皆さん、

各団体の方々から意見を踏まえて、どのような施設にしていくのか話がされていたけれども、できてしまってからなかなか第三者の目といたしましうか、第三者の声を拾う機会がなかなかなかった。その結果として、なかなか観光のゾーン化であるとか、体験型の交流施設、多目的交流施設としての機能が果たされてこなかった、そういったことが非常に反省すべき点であるなどというふうに捉えております。

今回の指定管理者制度導入を機に、やはり観光やこの町づくりというものを民間協働で検討していく非常にいい機会になるのではないかなというふうに思っております。観光ゾーン化の道筋、また民間活力、これを生かすためには、やはり町はコーディネーターとしていろんなさまざまな観光事業をさせていらっしゃるの方々、また民間でも観光になり得るポテンシャルを持っている事業をさせていらっしゃる方、若手の農業者もそうですけれども、そういった観光につながるような事業をやっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういったものをいかにつなぎ合わせていくかというのが非常に重要なのではないかなというふうに思っております。町はそういったコーディネーターとしての役割を私は果たしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、町が果たす役割、またその役割を果たすためにはどのような仕組みを作っていくことが必要なのか、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

施設の改修計画、この基金が4,000万円だからというふうな話ですとされてきておりますけれども、今後のプロポーザル等の話の中で、必要があればこの湯っ多里館の位置づけ含め、やはり町づくりの中の大きな核となるのであれば、一般財源からの予算化もしていくというふうなことで理解をしていけばよろしいでしょうか。確認のため聞かせていただきます。

あと指定管理者制度導入に当たりまして、非常に心配しておりますといいますが、懸念される点が1点、私感じているところなのですけれども、まず雇用と町内の事業所への経済波及効果といいますが、現在直営にすることによって、大半の町の湯っ多里館の施設経費等は町内の中で循環されております。大体1億円弱、9,000万円程度だとは思うのですけれども、そのお金が町内で今循環されているかと思うのですけれども、指定管理者制度を導入することによって、全くこれが町外へ出ていくことも可能性としては大いにあるわけでありまして。

また、雇用に関しても今業務をいろいろ委託を受けていることによって、新たに雇用している事業所もあるわけでありまして。そういった雇用の面もそうですし、非常に大きな町内の事業所への民間への公共投資というふうな側面も、私は一つあったのではないのかなというふうに思いますと、指定管理者制度を導入することによって、それが全くなってしまうというのは、非常に大きな打撃となるのではないかなというふうに懸念を感じてなりません。そういったところを町長はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お考えをお聞かせください。

また、入館料について少しお伺いしたいと思います。全国の類似施設においては、料金設定等について、こういった温泉施設を指定管理者制度に導入していくというのは非常に全国的にも多い事例でありまして、こういったときに何が問題になるのかというところ、料金設定のところでは採算性を求める事業者側と、やっぱり現行維持を求める行政や議会との調整に非常に苦労しているというような自治体や事業所も多く存在しているというふうに伺っております。実際に町内の椿寿荘においても、そういった声といたしましうか、そういった悩みもあるというふうに聞いてもおりますけれども、今回の指定管理者制度

導入に伴いまして、料金設定についても、プロポーザルによってはそういったことも執行として条例改正も提案というのもあり得るのかどうかということもお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、教員住宅についてお伺ひいたします。現在の教員住宅でございますが、空室が非常に多い状態が続いております。使用目的が限られた教員住宅というふうになっているのですけれども、それを町営住宅のほうへ移行をしていってはどうかというふうな話が出ているということで、その検討もしているというふうには聞いていますのですけれども、現在どのような形で、どのような状況で話が進んでいるのか。また、今後の方向性がどのようなものになっているのか、見解をお聞かせください。

まずは1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの今井議員の質問にお答えしますが、最初に湯っ多里館に関連した何点かのご質問がありましたのでお答えしますが、最初に施設の位置づけや目的につきましては、川崎議員や有川議員の質問にもお答えしたとおりであります。湯っ多里館の設置目的あるいは位置づけとしましては、町民の健康増進や魅力ある温泉施設を進めていくと同時に、護摩堂山を中心としたいいわゆる新しい観光施設の核として建設されたものであります。

次に、今後の町づくり施設の目的達成のために必要な仕組みはにつきましては、それぞれの観光施設を結びつけることによりまして、観光施設のゾーン化や体験棟の利用など、当初の目的に対し、十分な運営や活動になっていない状況であることは、これも川崎議員や有川議員にも答弁したとおりであります。そこで、今後の利用方法につきましては、今ほど今井議員から提案がありましたように、指定管理者制度を導入しまして、民間のノウハウや活力を生かしまして、それぞれの観光施設や椿寿荘など、既に指定管理をお願いしています関係者と定期的な協議の場を設けまして、それぞれの役割を果たすべく進めてまいります。

次に、4,000万円の施設改修計画につきましては、これも川崎議員、有川議員にも答弁いたしましたとおり、必要によりましては一般会計からの、一般財源からの活用を考えていきたいと思っております。

次に、入館料についてであります。指定管理者の募集要綱には、必ずしも現状の料金に縛りをかけずに、営業時間やあるいは料金改正なども含む施設の根本的な運営方法についての見直しなど、民間の視野に立った発想の転換による企画立案を求めてまいりたいと思ひます。

次に、町内民間業者への影響についてであります。現在湯っ多里館では3名の管理人をはじめ清掃や受付業務などで15人前後の雇用を生み出しておりまして、あるいはクリーニング、灯油、各種消耗品や修繕など、多くの町内業者がかかわりまして、湯っ多里館が直接関係する経費だけでも約1億円以上の経済効果を生み出してあります。今回、指定管理者制度の導入を検討しておりますが、この制度を導入するということは、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経営の効率化が導入目的の一つであります。このことは少なからず民間の競争原理が働いてくることを意味しております。これは、指定管理者制度のメリットでもありますし、逆に町の中での循環していたお金が町外に流れる可能性などで、これは逆にデメリットでもあるわけでありまして、全てが現状のままで継続するということは非常に難しいことでありまして、町としてはそれを制限することは制度のメリットを損なうこととなります。しかしながら、雇用や経済効果の確保については、町として大きな関心事であり、魅力でもあります。指定



管理者制度の際には、経営の効率化と雇用、経済効果の確保のバランスを見きわめていく必要があると考えております。

最後に、教員住宅についての質問であります。教職員の人事異動の方針とか、あるいは教職員が望む住宅要望の多様化によりまして、今の教員住宅のいわゆる建物構造上の問題から、教職員の入居は平成22年の4月以降ゼロの状態が続いております。教育委員会からは、教員住宅の役割が終えたので、今後も必要がないので他用途への利用について検討してほしいという旨が昨年から出されて、申し出がなされているところであります。これを踏まえまして、今後の利用については、建物の現場、調査などを行いながら、庁議や少子化対策委員会などで検討を行っているところであります。

以上でございます。

1 番（今井幸代君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。まずは、施設の目的といいたいまいしょうか、位置づけというところになるのですけれども、北地区の観光拠点の核となる施設だというふうなご答弁ありましたけれども、ではそもそも観光とは何なのかというところにもなると思うのですよ。やっぱり人は人が来て、そこで山へ登るのもいいでしょうし、温泉につかるのもいいでしょうし、さまざまなそういった施設であったり、場所を利用して、やっぱりお金を落として、それを担っている事業所でありますとか、町でありますとか、そういったところに経済波及効果があつて、やっぱり観光として成り立つのだと思うのですよね。人は来てもお金が落ちずだと、なかなかそれは観光としてはなり得ないといいたいまいしょうか、やはりそこにお金が落ちる仕組みを作っておかないと、なかなか意味がないといいたいまいしょうか、そういう意味でこの湯っ多里館というのは町民の健康増進も大事だし、もちろん町の観光ゾーン化の拠点となるというのもそうでしょうけれども、観光施設の核となるのであればなおさらやはり事業の採算性といいたいまいしょうか、そういったところにも力点を置いていかなければならないなというふうに思っております。そのために指定管理者制度を導入というところではあると思うのですけれども、北地区の開発拠点エリアが観光施設の核、観光ゾーン化の核というふうなところまではわかりましたけれども、ではそもそも観光とは何なのか、そのためには本当にどういったことをしていかなければならないのか、その湯っ多里館の一番なし遂げなければならない事業というのはどういったことなのかというところをもう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

指定管理者制度を導入していらっしゃる西蒲区のじよんのび館なんかは、新潟市からの指定管理を受けまして利用料金制、いわゆる入館料でありますとか、館内のお買い物をしたりお食事をしたりという、そういった純粋な利用料金のみで運営されておまして、市として財政負担をしているものは一切ないというふうに伺っております。

第三セクターはなかなか今厳しくてというふうにおっしゃられておりますけれども、下田のいい湯らていさんなんかは第三セクターでまだ頑張っている施設の一つだなというふうに理解しております。いい湯らていさんなんかは三条市と45社で、下田郷開発という会社を立ち上げていらっしゃるというふうに伺っております。やはりいい湯らていさんの支配人なんかともお話を伺いましたけれども、「この施設の一番の目的は何ですか」といったら、「黒字化させることです。あとは下田地域の客寄せ施設

なのだ」というふうにおっしゃっておられました。

やはり採算性というのは非常に重要だなと思いますので、交流人口を増やすのは非常に大事だと思いますし、それと同時にやっぱりお金が落ちる仕組みをどういうふうに作っていくのか、町はどういうふうサポートしていくのか、どういうふういろんな事業をくっつけていくのかという、そのコーディネーターとしての役割が非常に大事かなと思いますので、2年間あとありますから、その中でどのような形で町内の事業者または団体といいたまいますか、そういったものを活力を使っていけるのか、そういったところをどうやってつなげていけるのか考えていっていただきたいなというふうに思っております。

あと教員住宅については、少子化対策検討委員会と庁議のほうで検討されていくというふうなご答弁でありましたけれども、なかなか教員住宅は私も見ましたけれども、少子化対策で使えるにはちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。壁も非常に薄いですし、若い新婚世帯の皆さんたちが使えるような住宅かと言われると、少し疑問も残るなというふうに思いますので、私といたしましてはやっぱり低所得者の方の町営住宅というふうなものも考え方の一つだなというふうに思っております。今後なるべく早い段階で、用途の限られた教員住宅から町営住宅というふうな形で移管できるように進めていっていただきたいなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 施設の設置の目的のところ、今井議員のほうからご指摘がありました観光というのをどう捉えているかということでございますが、ご指摘のとおりだと思っておりますが、もともとこの施設を設置したときには、田上町というのは、人が来るのは湯田上温泉だけというような、正直言ってそういう状況でございました。それで、湯田上温泉に来て、あと1泊泊まって帰るというようなことぐらいでありますし、護摩堂山も私は室の山というふうに命名しましたけれども、登って帰るだけと、こういうような状況でございましたので、何とか今井議員ご指摘の……言葉はあれですけれども、お金が落ちるような施設はないのかと、こういうふうなことが正直ありまして、多目的交流施設、大変いい言葉でございます。多目的交流施設ですから、そこにはいろんな人が来て、いろんな交流をして、お金をできるだけ田上町に落としてもらおうということではありますが、残念ながら今の施設の中では入湯料金、お風呂に入る料金以外はそんなにお金を落とすような仕組みにはなっておりませんので、その辺あたりをもう少し検討すべきだというご指摘でございますが、今後やはりその辺も検討して、残念ながらほかの市町村の施設よりもその面積が非常に狭いので、あの場に何かを建ててどうかというのは、それなりの費用がかかるわけありますので、なかなか難しいのです。ですので、とりあえずはあそこの体験棟を活用しながらものを販売したり、何かそういうことも当然検討していきたいと思いますが、これもコーディネーターとしての町の役割ということでございますので、当然今後とも仮に指定管理者制度にいたしましても、町としては本来の目的であります観光の中心になっている場と多目的交流の場と交流人口を増やしていくと、そういったことの視点から当然かかわっていききたいと、こういうふうに思っております。

次に、その教員住宅の利用については、これも先ほど申し上げましたように、今井議員からご指摘のように私も何回か見ておりますが、少し残念ながらあの施設は今流ではありませんので、防音装置がさ

れていないと言ってもいいような施設でありますので、2階の音が聞こえたり、隣でかけているテレビの音が聞こえたりというようなことでございますので、やっぱり対応を何とかしなければいけないと、こう思っております。

現在、町の職員が2人と福島から来られた方が1人という、3世帯が入っているわけではありますが、今後改修をするなりということではありますが、先ほど申し上げましたように教育委員会から早くいわゆる町営住宅に目的を変えてほしいと言われておりますので、本当にこの1年間で検討して、改修なり、あるいは何らかの形で再活用もあると思っておりますが、そういうふうにしていきたいと、こう思っております。

以上であります。

1番（今井幸代君）では、まずは教員住宅に関しましては、大きな改修をしなくとも今のままで使いたいというふうなおっしゃっていらっしゃる方も中にはやっぱりいらっしゃるのですよね。ちょっと私もいろんなといいますか、ある小さいお子さん含め子供を持つひとり親のご家庭でいらっしゃる、やはり民間のアパートに入っているけれども、その家賃が非常に大きな負担というふうになっている。その負担分をああいっただけの施設に、町営住宅というような形で入れれば、それだけでもやっぱり家計としては非常にありがたいというような話も聞いておりますので、改修して少子化対策に使っていくのだというふうな考え方もひとつあるかとも思いますけれども、既存のままの住宅でも使いたいといいたまいますか、利用したいというふうにおっしゃられる町民の方も、潜在的には結構いるのではないのかなんていうふうにも思っておりますので、まずはその施設の利用目的というのを、教員住宅という縛られたものからまずは早く町営住宅というふうな形に進んでいくといいのではないかなというふうに思っておりますので、今後の庁議含め、検討される委員会等で素早く審議されていくことを要望して、これに関しては以上で質問を終わります。

次に、湯っ多里館についてでありますけれども、多目的交流施設、観光施設というふうには、プロポーザルでどういった提案が出てきて、どういった事業所が選定されるかわからない中で話をしていくのは非常に難しいかと思うのですけれども、ただ民間協働で町にいる例えば農業団体もそうですけれども、体験型の農業といいたまいますか、私も実際にお邪魔させていただきましたのですけれども、イチゴをやっている農家さんなんかは実際にハウスでイチゴの摘み取り体験なんかをさせていただいたり、あとはハウスでハウレンソウですとか大根ですとか、そういったものを栽培していらっしゃる方は実際に収穫体験をさせて、その場で食べてもらって喜んでもらったりというような、ふだんの仕事の流れの中で、体験型農業、体験型……これ私観光につながっていくなと思うのですけれども、そういったものを行っていらっしゃる事業者さんもいらっしゃいますし、そういったものをつなげていくといいたまいますか、そういう人たちの力をどんどん町のほうでもう吸い上げていくといいたまいますか、そういったものはやっぱり必要だなというふうに思っております。

私たちも情報をどんどん提供していかなければなりませんし、どういった町に事業所があって、どういったことやっていて、それがどういうふうには、観光のほうにつなげていけるのかというのを私自身ももっと勉強していかなければならないなと思いますけれども、産業振興課等でそういったものを掘り起こしていく、今あるもので、つなぎ方によっては観光として成り立っていくものというのは非常に大き

いな、観光に寄与するなというものは非常に多くありますので、そういったものを、町長なんか若手の商工会の青年部ですとか、JAの青年部の方たちとも意見交換されていच्छゃったり、接する機会を設けていच्छゃいますので、そういったところでもぜひ観光とつなげていけるようなものはないかというようなところもぜひ意見交換していつていただきたいなというふうに思います。

商工会との意見交換会も総務産経常任委員会のほうで意見交換会というのをされたというふうにも聞いておりますけれども、そういった商工関係の方のご意見といいましょうか、民間の活力もぜひ聞いていつていただいて、プロポーザルの中で指定管理者、どういうふうな提案してくるかもわからないですけれども、それと同時にそういった外からの仲間集めといったら変ですけれども、そういったサポーターではないですけれども、そういったものをしっかりと集めていくというのは非常に大事なことかなと思いますので、そういったところをご尽力いただけるかどうか、返答をお願いいたします。今後も湯っ多里館に関しましては、全員協議会ですとかそういったところで説明も今後されていくかと思っておりますので、また機会を見つけて、このテーマに関しては非常に大きな問題なので、私たちとしてもいいご提案といいましょうか、いい話し合いが執行ともしていければいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

町長（佐藤邦義君） 教員住宅の件につきましては、先ほど申し上げましたようにいずれ教員住宅という枠を外していくということに、基本的にはなっておりますが、現在在住している方もございますので、今後検討しますが、本当のことを言いますと、これまでもいろいろ検討をしてきました、障害者の方たちのいわゆる住まいにしていこうかとか、あるいは利用料を1万円ぐらいにしたら、今井議員がご指摘のあったような方が、1万円ぐらいだったら来るのではないかなという、そういった推測なんかもして話をしてくれておりますが、一応規則を町営住宅ということにしなければいけませんので、これは今年度中にしっかりとの方針を出したいと、こう思っております。

その湯っ多里館と、田上町の農産物の連携で、いわゆる農業も観光の一環だという、こういうご指摘だろうと思っておりますが、ごもっともな形で、プロポーザルの方式で募集いたしますが、そういったことも入れてくるような候補者もあると思っておりますが、今現在の駐車場にあります直売所もその一つかなとは思っておりますけれども、もう少し若い人たちが自分たちも観光の一環を担っているというふうな体感できるような、そういう話し合いも今後進めて、この湯っ多里館が今後とも有効な施設になっていくように町としても引き続き考えていきたいと、こう思っております。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 今井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時10分 散会

別紙（１）

|           |           |                                   |  |                       |  |  |  |                |  |  |  |
|-----------|-----------|-----------------------------------|--|-----------------------|--|--|--|----------------|--|--|--|
| 平成 2 5 年  |           |                                   |  | 第 1 回                 |  |  |  | 田上町議会（定例会）議事日程 |  |  |  |
| 議事日程第 2 号 |           |                                   |  | 平成 2 5 年 3 月 1 3 日（水） |  |  |  | 午前 9 時開議       |  |  |  |
| 日程        | 議案番号      | 件名                                |  |                       |  |  |  | 議決結果           |  |  |  |
|           |           | 開議                                |  |                       |  |  |  |                |  |  |  |
| 第 1       | 議 第 3 7 号 | 平成 2 4 年度田上町一般会計補正予算（第 8 号）議定について |  |                       |  |  |  | 付 託            |  |  |  |
| 第 2       |           | 一般質問                              |  |                       |  |  |  |                |  |  |  |
|           |           | 散会                                |  |                       |  |  |  |                |  |  |  |

別紙（２）

平成 25 年 3 月 13 日 第 1 回 定 例 会 議 員 出 欠 表

定員 14 名 出席 14 名 欠席 0 名 欠員 0 名

| 出 | 欠 | 席 番 | 氏 名         |
|---|---|-----|-------------|
| ○ |   | 1   | 今 井 幸 代 君   |
| ○ |   | 2   | 椿 一 春 君     |
| ○ |   | 3   | 有 川 り え 子 君 |
| ○ |   | 4   | 浅 野 一 志 君   |
| ○ |   | 5   | 熊 倉 正 治 君   |
| ○ |   | 6   | 皆 川 忠 志 君   |
| ○ |   | 7   | 川 崎 昭 夫 君   |
| ○ |   | 8   | 松 原 良 彦 君   |
| ○ |   | 9   | 川 口 與 志 郎 君 |
| ○ |   | 10  | 渡 邊 正 策 君   |
| ○ |   | 11  | 池 井 豊 君     |
| ○ |   | 12  | 関 根 一 義 君   |
| ○ |   | 13  | 泉 田 壽 一 君   |
| ○ |   | 14  | 小 池 真 一 郎 君 |

別紙（3）

説明のため出席した者の職氏名

| 職 名               | 氏 名     |
|-------------------|---------|
| 町 長               | 佐 藤 邦 義 |
| 副 町 長             | 小 日 向 至 |
| 教 育 長             | 丸 山 敬   |
| 総 務 課 長           | 今 井 薫   |
| 地 域 整 備 課 長       | 土 田 覚   |
| 産 業 振 興 課 長       | 乾 彰     |
| 町 民 課 長           | 鈴 木 和 弘 |
| 保 健 福 祉 課 長       | 吉 澤 深 雪 |
| 会 計 管 理 者         | 吉 澤 宏   |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 今 井 登   |

別紙（4）

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長                      中 野 幸 作

平成25年田上町議会  
第1回定例会会議録  
(第3号)

---

---

- 平成25年3月14日
- 議事日程(第3号)は別紙(1)のとおり
- 本日の会議に付した事件は議事日程に同じ
- 応招議員は別紙(2)のとおり
- 出席議員(14名)は別紙(2)のとおり
- 説明のため出席した者の職氏名は別紙(3)のとおり
- 職務のため出席した者の職氏名は別紙(4)のとおり

---

午前9時00分 開議

---

議長(泉田壽一君) 改めておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

---

日程第1 一般質問

議長(泉田壽一君) 日程第1、一般質問を行います。

5番、熊倉議員の発言を許します。

(5番 熊倉正治君登壇)

5番(熊倉正治君) おはようございます。一般質問させていただきます。



東日本大震災、あの日から2年ということで、2年経過したわけではありますが、なかなか福島の第一原発も含めて復旧・復興が進まないということで、私としても何ができるのかといえば、できるものは少ないように思いますが、できれば復旧・復興を早めていただきたいということで、そのことを祈るばかりかなとは思っておりますが、改めて被災をされた皆さんや、亡くなられた皆さんのご冥福をお祈りをしたいというふうに思います。

それでは、一般質問させていただきたいと思いますが、今回は1点に絞って、ごく簡潔に質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。交付税の減額と公務員給与の引き下げということで、新聞等ではいろいろ書かれておまして、私はそのことに対して町長のご見解をお伺いしておきたいというふうに思います。地方六団体、町村会、町村議長会も含めて6団体あるわけですが、そこでこの問題に対しての声明が出されておりますので、町長ご存じかと思ひますし、町村会の副会長という立場も、県の副会長という立場もあろうかと思ひますので、ぜひこの件に関しては基本的に反対をしていただきたいということで、私は質問をしたいと思ひます。

政府は、1月15日に国と地方の協議の場ということで、地方というのは先ほど言ひました地方六団体ということでありますが、地方公務員の給与水準を国家公務員並みに引き下げるため、2013年度に地方自治体へ配分する地方交付税、2012年度は約17兆円と言われておりますが、それを6,000億円圧縮する方針を地方側に伝えた。山田全国知事会会長、京都府知事でございますが、交付税を使って政策を強要するのは地方分権に反すると強調し、方針撤回を求めたという報道がありました。ご承知のように、この国の給与削減は、既に2014年3月まで2年間の時限立法で運用されておまして、平均7.8%削減し、捻出される財源2,900億円は、震災復興に充てるとされております。昨年の9月議会でも、このような国の動きに対して質問をいたしました。あの時点では国会での審議や国の対応を注視して、適切に対応したいと考えているが、今のところ国県の動向は承知していないという町長の答弁でございました。

1月27日には、この問題に関して、先ほどから申し上げておりますように、平成25年度地方財政対策、地方公務員給与についての共同声明として、地方六団体が3項目にわたって声明を出しています。この中では、この10年余り国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものであり、極めて問題であるというようなことを書かれています。さらに、地方公務員の給与は、公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強要することは、地方自治の根幹にかかわる問題であり、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。

さらに、公務員の総人件費や給与の適正化のあり方については、国、地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきであり、今後ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、早急に国と地方の協議等において十分協議することを求めるというような内容になっております。また、この問題では、3月5日に新潟日報にも掲載をされておまして、知事、政令市長8割が反対、地方公務員給与カット、国が押しつけというような報道もなされております。その中では、47都道府県、それと政令市20あるわけですが、その中でほとんどが削減した政府の姿勢はどうかということに

対しては、反対であるというようところが56団体ということで、84%ほどになっておりますし、給与引き下げ予定はあるのかということに対しては、検討中という団体が56団体ということでありまして、なかなか地方においてはこのことに対しての方針というか、方向がなかなか定まっていない、総じて言えば反対というものが多いうように私は受けとめました。この共同声明は、新聞報道では地方は国をはるかに上回る行政改革を既に10年以上も前から行ってきており、そのことの努力や評価も一切なく、一方的に国の政策だとして交付税の削減や給与の引き下げを地方に押しつけてきていることを問題視しており、私も全くそのとおりでというふうに考えます。

当町においても、合併議論の中で合併がとんざした時点で、単独でのまちづくりということで財政再建をいろいろやっていったわけではありますが、給与、報酬の減額や、職員数の削減というか、退職不補充というような職員数の削減や、議員定数の削減、さまざまな行政改革を行ってきているわけでありますので、国が今さら何をというような思いもありますが、町長はこのようなこの国の動きに対してはどのようにお考えか。また、現実には交付税が減額されるとすれば、どのような影響になるのか。それと、地方に対する実施時期は、本年の7月に先送りをしたということになっておりますが、そのとおりに実施をされるのか。また、今現在国、県の動きはどのようになっているのかをお伺いをしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) それでは、熊倉議員のご質問にお答えしますが、最初に交付税の減額と公務員給与の引き下げについてのご質問であります。このたびの給与削減の動きについては、今ほど議員が申されたとおりでありまして、また地方六団体の声明でもあり、本来であれば地方自治体のあり方あるいは地方分権という観点からしますと非常に問題があると、私はそういうふうに考えております。

次に、交付税の影響や国、県等の動きについてであります。今のところ具体的には承知しておりません。といいますのは、近々町村会が開かれ、また県内の自治体の退職金等規定しております総合事務組合の会議が、これも近々開かれていますので、今までの会議の中ではこれがテーマになってはおりませんでしたので、具体的には承知していません。そういったことで、今後県や他市町村の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、交付税の削減についても触れられておりますが、これも具体的な国からの指示とか、そういうのはまだ来ておりませんので、はっきりしたことは言えませんが、おおよそ2%ぐらいの削減はあるだろうというふうには想定をしておりますが、今回の予算にもその点は余り考慮しないで予算編成をしておりますので、ご議論お願いいただければと、こう思っております。

以上であります。

5番(熊倉正治君) はっきりしていないということで、私もそうだろうなと思っておりますが、いろいろ私も調べてみましたが、国の言い方というのは、給与削減をすれば、6,000億円減らしたいというようなことを言っているようではありますが、元気交付金という新たな交付金制度で1.4兆円確保するから、差し引き増えるというような、このことによって交付税を減らしたとしても、実質は増えていくのだというようなことを国と地方の協議の場でも言っていたようではありますが、それとこれとはまた私は別だと思っておりますので、ぜひこの交付税の削減に関しては、給与削減に伴う交付税の削減というのは反

対をしていただきたいというふうに思いますし、あとラスパイレース指数がもう早々と国のほうから出されていて、国が7.8%削減した指数を100とした場合、田上町は101.9ということで、1.9上がっているというような結果も出ておるようでありますし、これは101.9というのは、指定市を除く市区町村は1,722あるそうであります、1,317番目という位置にあるそうでございますので、町村平均は103.3ということだそうでありますので、100は超えているとはいうものの、それほど高い数字ではないのかなというふうに私は思いますし、あとこの交付税をカットする方法も何かいろいろ人口ベースの基礎額とか、ラスの指数とか、職員の削減数とかで3分の1ずつ削減していくというような具体的な方法も何か載っているのが出ておりましたが、そういったことも見ましても、ぜひ職員の給与を削減しないものについては、交付税を下げるというようなやり方は、本当に私は許せないやり方だろうと思いますし、地方交付税法にも交付税は交付しなければならないと。さらには、条件をつけてはならないというような条文にもなっているようでありますので、ぜひ町長からも強く反対ののろしを私は上げていただきたいというふうに思いますので、再度その辺をご答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

町長（佐藤邦義君） この給与削減については、熊倉議員と大体私も同じような考えをしておりますが、皆さんご承知のように、これは国が地方自治体に対しまして給与削減するということによって、交付税を全体的に減らしていくというところに本来意図があるわけであります。新聞報道によりますと、麻生副総理は、国がやったのだから、地方もやるのが当然だと、こういうような強気の発言をしておりますが、恐らく地方の状況は余りよくわからないで私は発言しているのだらうと、こう思って、ある意味では憤りを感じているのですが、先ほど申し上げましたように、これからの町村議会あるいは総合事務組合等でも田上町の例を話しながら、やはりしっかりと対応して、また訴えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（泉田壽一君） 熊倉議員の一般質問を終わります。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 池井でございます。一般質問をさせていただきます。

まずもって、私からも東日本大震災で2周年、犠牲になった方々のご冥福を祈るとともに、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げたいと思っております。

実は、去る9日、2周年を迎える前の前の日なのですけれども、南相馬市の被災地域に行っていました。というのは、実は田上町観光協会も参加している新潟県あじさいサミットというのがあるのですけれども、昨年の6月開催のときに、十日町の団体のところに、アジサイは塩害地でも育ちやすい植物なので、株を分けてくださいと言ってあるボランティア団体がやってきて、津波の被災地域に植えてきたという話が紹介されて、それなら、では、あじさいサミットとしてもぜひ植えに行こうではないかという話で、その話を田上に持ち帰ったところ、観光協会がちょうどイベント用に使った苗木があるということで、ちょうどこの震災2周年を迎えるこの時期に、福島県南相馬市西カヤハマ地区というのでしょうか、被害がその集落、90集落のうち、60集落が津波で全壊、53名の人が亡くなるという本当に悲惨なところで、集落の稲荷神社がなぜかぼつんと残っているというようなところでした。そこに、その境内に、津波のために枯れた杉の木を切り倒したところにアジサイを90株植えてきたところでございます。

す。この田上から贈られたというか、このアジサイがぜひ大輪の花を咲かせて、被災地域を彩り、集落の人の元気づくりにつながればいいなと思ったところでございます。

さて、質問でございます。最初に、ちょっとおわびしたいのですけれども、私のつくった質問要旨の原稿、冒頭の部分が昨年原稿のものがそのまま残っていたところ、ちょっとおわびしたいと思います。震災関連も2点というふうに書いてあるのですが、これは間違いでございます。

施政方針を受けて、4点質問したいと思っております。1点目は、少子化対策事業についてでございます。施政方針の冒頭で、理念とテーマを実現するための一つとして、少子化対策事業の推進を挙げたり、それから福祉・健康づくり関連事業の中でも、少子化対策や子育て支援の充実を踏まえた事業にも取り組んでまいりますという強い意気込みを感じるところでございます。そこで、少子化対策事業については、24年度から本格的に始動したのではないかと私は考えておりますけれども、24年度の評価と25年度の達成目標についてお聞かせいただきたいと思っております。

昨日の議論でもあったとは思いますが、少子化対策いろいろ始めたというのはすごく評価できるところですが、空き家バンクにおいては、やっぱりちょっと機能していなかったというか、やってみたら難しい問題が多かったななんて思っています。少子化対策、一朝一夕にできるものではないと思っておりますけれども、まずは取り組み始めたというところは私評価いたしますので、24年度の評価、成果と、それから25年度に向けた目標を詳しくお聞かせいただければと思います。

それから、今回の施政方針の中で、唯一といえますか、目新しく感じたのが、自治大学校への入学についてです。総務関連事業の中で、平成25年度より自治大学校への入校を計画的に進めてまいりますとありますが、その自治大学校入校の主たる目的、または身につけてもらいたいスキルというのはどのようにお考えでしょうか。自治大学校にもいろんなカリキュラムがあって、それを選択してやるとか、いろんなやり方があると思うのですけれども、当町の職員につけてもらいたいスキルというものはどのようなものなのかお伺いいたします。

また、計画的にとありますが、25年度と言わず、これから大体年に何名ぐらいの職員を派遣といえますか、入校といえますか、させていくのか。それから、どのクラス、クラスと言ったらあれですけれども、例えば係長クラスだとか、課長補佐クラスだとか、また新入職員とかさまざまあると思うのですけれども、を自治大学校へ派遣するのか、そこら辺の詳しい内容を聞かせてもらいたいと思えます。これは、恐らく我々議会の側からもずっと議論があって、職員を県や国に派遣して、もっと技術上げるべきだとかいろいろ議論もあったところなのですけれども、自治大学校にやるというのは非常にすばらしい取り組みだと思っています。多分いろんなレベルの高い職員との交流の中でもいろんな学びがありますし、最新の情報に触れることによって、田上町でもそれらをフィードバックされて、いい行政運営ができると期待しているところでありますので、町長の今回の意気込みをお聞かせいただければと思います。

それでは、3番目でございます。商工・観光関連事業の中で、工業団地です。本田上工業団地は、第2次造成工事によりようやくすべての造成が完了いたします。これからは、販売の促進と企業誘致に努めてまいりますとあります。ところが、それを見て、私実は去年の施政方針にはどういうふうに町長の意気込み書いてあったのかなどひっくり返して見ましたら、去年は、本田上工業団地の関係につきまし

ては、「未造成部分の造成工事を行い、プロジェクトチームで企業誘致を検討するとともに、PR活動を実施し、販売促進に努めてまいります」というふうな表記がなされていました。とあったので、平成24年度のプロジェクトチームでの活動というか、プロジェクトチームは結局どのようになっているのでしょうか、いたのでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひますし、昨年、平成24年度の「PR活動を実施し」とありますけれども、どのようなPR活動を、営業促進といひましようか、販売促進といひましようか、がなされたのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思ひます。そして、今回の施政方針にもあるように、販売促進に努めるといふふうになっておりますけれども、25年度の具体的な販売促進策をお聞かせいただきたいと思ひています。

これは、去る総務産経常任委員会に付託された町道調査でも、実は私も工業団地の中というところを初めて見てきたところでございますが、非常にきれいに造成されて、工場1件建っているということもあるのですけれども、すばらしい工業団地できたなと思ひていますし、これから見学者も招いて、見てもらえれば、これはいいぞと、バイパスも延びるといふような説明をすれば、これはなかなか便がいいぞと、条件がいいぞといふふうな営業促進もできるのではないかと、見学会ですとか、そんなこともできるのではないかとと思ひています。ですから、そこでどのようなことが販売促進策として25年展開されるのかお聞きいたします。

最後に、特定健康診査についてです。この施政方針を見た中で、ちょっとやっぱりひっかかったのが、保健事業費についての記述のところ、国民健康保険特別会計の中での保健事業費についてのところです。「特定健康診査の第2期計画がスタートいたしました。第1期計画の反省を踏まえながら、受診率の向上を図ることにより、病気の早期発見し、その結果に基づく適切な健康づくりを支援する特定保健指導の充実を図り、バランスのとれた食生活」云々といふふうになっています。このように記載してあるということは、第1期の反省を踏まえながら受診率の向上を図るとなっておりますけれども、ここのように記載するということは、やっぱり第1期の反省があったといふふうには理解しております。受診率の向上を図るといふことは、受診率が下がっているといふふうには執行側も考へているのではないかとと思ひます。その第1期の反省とは、具体的にどういふことであるのかを質問するとともに、受診率の向上策はどのようになっているのかといふところをお聞きしたいと思ひております。

私も個人事業主ですので、特定健康診査には毎年欠かさず受診するようにしておりますけれども、特定健康診査になる前は、相当待ち時間があつたなといふようなイメージがありました。ところが、この特定健康診査が始まってからは、意外と待ち時間なくスムーズに流れるぞといふようなのを、実は実感しております。といふことは、受診率かなり下がっているのではないかなといふふうにも推測できております。といふことは、余りいい状況ではないといふことで、事前の病気の早期発見や適切な健康指導といふ面では、余りうまくいっていないのではないかなと心配するところがございます。そこら辺の特定健康診査についての具体的な内容をお聞かせいただければと思ひます。

これで第1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの池井議員の質問にお答えをいたしますが、最初に、少子化対策事業についてのご質問であります、平成24年度に取り組んだ事業の現段階での状況としましては、ご承知のよう

に新婚世帯家賃支援事業というのが7件、それから新築住宅に対する固定資産税の減免事業が29件、空き家バンクの情報についてはゼロ件、1件もありませんでした。子供の医療費事業につきましては、平成25年1月の診療分までですが、1万4,847件で、2,107万6,000円といった状況であります。評価という点につきましては、新潟日報にも掲載されましたが、平成25年1月28日に県より公表されました平成24年新潟県人口異動調査結果報告によりますと、人口増加したのが、30市町村で聖籠と湯沢町の2つ、増減ゼロは刈羽村の1つで、あとはすべて減少という結果になっておりますが、増減率ゼロ以上の町村を見ますと、ご承知のように財政基盤が大変強いと、そういう財政力指数も高いと、いわゆる地方交付税の不交付団体でありまして、豊かな財政力に支えられまして独自の施策展開を図ることができる町村であり、その結果によるものではないかと、こう考えております。

その中において、当町の増減率はマイナス0.69%であります。増減率の低いほうから8番目と、考えようによってはそれなりの効果があったのではないかと判断しております。いずれにいたしましても、少子化対策の事業は、教育や働く場あるいは医療などさまざまな問題が絡んで、速効性のある施策をすることは非常に難しい状況であります。町といたしましては、現在取り組んでいる事業に、さらに平成25年度におきましては未満児の入所希望に対応する幼稚園の増築や不妊治療、それから妊産婦医療費の助成事業や、子供の医療費助成の対象範囲の拡大といったさまざまな施策に取り組むことによりまして、人口の減少の抑制を図っていきたくと考えております。

次に、自治大学校の入校についてのご質問であります。その目的といたしましては、職員としての知識はもちろんのこと、その研修を通して意識を促していきたいと考えております。この自治大学校は、地方公務員のための中央研修機関でありまして、私もかつて2回ほど出席したことがあります。非常に全国レベルで行うことが望ましい地方自治に対する高い研修を実施する機関でありまして、全国各地の職員と交流することができますし、視野の拡大や識見の向上にも努めてもらいたいと考えております。実際には、地方財政の最新の動向とか、あるいは行政経営の基礎理論や住民協働の町づくりとか、あるいはマーケティングとか、そういった地域関係に関する知識など、政策形成能力を習得するために派遣するものであります。平成25年度は、これからの田上を担っていきます係長級2名を派遣するという予定であります。

次に、本田上工業団地についてのご質問であります。産業活性化プロジェクトチーム、ご承知のように平成22年度、前の副町長の小林副町長のときにスタートしたものであります。一応副町長がキャップということになっております。本田上工業団地の現状や課題の確認、あるいは用途変更の可能性検討、分譲価格の再検討など、主に本田上工業団地についてのさまざまな角度から、これまでは協議をしてまいりました。その中で、平成23年度には2次造成を実施し、開発行為を完了しないと販売ができないと、こういうことになっておりましたので、早期に造成を行ったほうがよいという結論に至りました。第2次造成につながったところではありますが、平成24年度、今年度につきましては、造成工事についての検討、それから都市計画による用地指定の検討、今後の販売展開の方法などについても協議を行ってきております。

平成25年度の具体的な販売促進についてであります。最近では景気回復の兆しが見えてきているものの、まだまだ企業誘致については容易ではないと認識をしているところであります。そこで、現段階で

は、プロジェクトチームの販売展開策は、基本的な情報発信をしっかりと行うということにしております。基本的な情報発信とは、まさに基本的であります。看板の設置あるいはパンフレットの更新、ホームページや各種メディアを活用した情報発信などです。これらの情報発信については、実は経費をかければかけるほどよいというようなものは出てくるわけですが、今後、複数年にわたって継続していくことが想定されることから、できるだけ効率のよい情報発信を心がけていきたいと思っております。

一方、町を挙げての、いわゆる企業誘致に取り組むという体制も重要であります。契約は締結したものの、そのほかの事務に時間がかかるようでは、進出企業に不快感を与え、事後の誘致に影響を及ぼしますので、全庁的に情報を共有し、スムーズな誘致ができるよう体制を整えていくことも販売展開策の一つだと考えております。

販売関係では、もう既にご承知のように、加茂市の小林製作所が現在操業しておりますし、15日、あすですが、加茂市の柳生田製作所と売買契約を締結することになっております。柳生田製作所への売買の面積は5,322.32平方で、業務の内容は、金属製品の製造で、6月ころから建物の工事に着手する予定だというふう聞いております。このように、今後2社の企業が操業することでPRの効果も期待できるものと思っておりますし、またJAにいがた南蒲では、倉庫の建設用地を検討しているとお聞きしましたので、副町長と担当課長が直接吉田組合長にお会いし、購入のお願いを現在しているところであります。

次に、最後になりますが、特定健康診査についてのご質問ですが、第1期の反省としましては、やはり受診率の目標が達成できなかったということでもあります。正直言いますと、全県でも低いほうでございまして、先般の健康事業の話し合いの中でも、医師会を招いての話し合いですが、この計画期間におきまして、いわゆる受診率の向上対策をしっかりとしていくということで、これまでは検診日を春のみではなく、秋にも実施はしましたし、土日での実施、あるいはほかの検診との同時実施とか、年齢の5歳刻みの節目の検診、それから個人負担無料化など、さまざまな取り組みを実際はしてきましたのですが、残念ながら、受診率の向上にはつながりませんでした。一つの要因といたしましては、いわゆる未受診者へのアンケート結果によりますと、田上町には医療機関が多くて、医療機関で受診をしているという意見が比較的上位を示しておりますし、実際にはそういう問い合わせが多いのも現状であります。この現状、結果だけをとらえてみましても、現在の町の医療の環境状況が非常に整備されているということのあらわれではないかとも考えられます。本来であれば、この件数も受診率に含めることができれば、目標値も達成できたのではないかと思いますので、先般の会議でもそういう話をしたのですが、現状では制度上、それだけのデータというのは不足をしているということで、含めることはできないという状況でございます。

一方、受診勧奨に当たっての啓発あるいは広報PRなどもさまざま取り組んできているところですが、結果、一番不足しているところは、やはり個人への直接のアプローチだろうと思います。ぜひ個人に受けていただくための方策が足りなかったのかというふうにも考えられます。平成23年度全国市町村国保の実施率32.7%と比較しても、受診率の向上対策はどこの市町村でも非常に頭の痛い問題となっておりますが、効果のある対策がないというのが実は現状であります。しかしながら、平成25年度に

おきましては、今まで取り組んでいるものをベースにしながらも、昨年度より実施しております節目年齢、いわゆる5歳刻み個人負担無料化などで、該当者への個人通知あるいは受診年齢層の高い年齢層の未受診者に対する個人通知といったところに力を入れると同時に、検診時間の短縮、検診時は医師が1人でございますので、実は意外と長蛇になって、なかなか自分の番が来ないということがございますので、こういった受診時間の短縮と、それからより受診しやすい環境づくりを図ることが可能かどうか、これも検診実施機関との協議を持って行っていきたいと思っておりますし、医療機関からもいろいろな意見をいただくために、地元医師会でもある加茂医師会とも協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

11番（池井 豊君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、4番目の特定健康診査についてのところです。町長といたしましうか、執行側も受診率が低いというところで、やっぱり受診率が達成できなかったというところを重要視しているというのは、問題点は共有できたと思っています。この健康診査というのは、やっぱり医療費抑制、健康づくりイコール住みやすい町、人口問題にもつながっているという非常に大事なところだと思っております。

私は、今の答弁聞いていて、ちょっと問題視したいのは、どこも低いのでみたいなどころとか、医療機関にかかっているのというような考え方もあるのですが、私が問題視しているのは、以前の健康診断、健康診査のやり方から特定健康診査に変わったという、この仕組みが変わったことによって何か受診率が下がったのではないかというようなことを私はちょっと身をもって感じているところでございます。未受診者へのアンケートということもあるんですけども、以前は受診していたけれども、何でやめたかとか、そういう人たちの追跡調査も必要かと思っておりますので、ぜひこちら辺やっていただきたいと思っておりますので、こちら辺の町長の答弁をお願いしたいと思っております。

それから、1番の少子化対策、ここでは少子化対策と言っておりますけれども、広い意味では、私どもは人口対策だと思っております。子供の産める環境というような少子化対策でもあるわけですけれども、町長はそれなりの効果があったと、確かに財政力が強いとかは別として、8位というようなところで、私もそういう意味ではいいほうだなというふうには思っているところであります。今のやりとり聞いていて問題だと思ったことは、田上町いいのです、子供の医療費無料化だとか、妊産婦の検診だとかいろいろやって、やり始めて非常にいい、地の利もいい、土地も安いというところで、問題はPR、竹の友幼稚園もまた増築するぞ、しっかりと子供を育てますよと、12カ年教育ありますよと、そういうことをしっかりと情報を発信してPRして、子育てするなら田上町というような形のPRをする、移住をするなら田上町ということで、そういう情報発信をしっかりとしていくというところがあると思っております。

そして、ちょっと2番目飛ばして3番目なのですけれども、3番目の工業団地の件、私も初めて聞いた団体が入ってくるということになって、進んでいるなどと思っております。ただ、ここも問題なのは、町長が言っている情報発信なのです、看板を立てる、ホームページつくる。さっきの人口対策ではないのですけれども、あるテレビ番組で行政職員といたしましうか、ある先進的な行政の自治体のある担当者が言っていました、行政職員の悪い癖は、情報発信の発信しっ放しだと。情報は発信するものではなくて、情報を届けるんだという姿勢を持たないと、物事は伝わらないよと言っています。発信すると、看



板立てた、ホームページ載せた、チラシ、新聞折り込み入れた、これでもう達成したと安心するのです。行政職員のみならず、企業なんかもそうなのかもしれませんけれども、そうではなくて企業に、工業団地と言えば近隣の企業や何かに対して、このような状況になっていますよ、このようなメリットがありますよという、ちゃんと伝えたいものを届けてやるという作業をしなければ、真の情報発信にはならないよというような形で、その先進地の自治体職員は言うておりました。なるほどなと思って、私自身も、自分で言うのも何ですが、議会活動をインターネットのブログに載せて、これで十分だとか思ったり、チラシ配ったりして十分だなど思っているのも、私も情報を届けていなかったなと実は反省したところなのですけれども、情報を届ける作業というのをぜひ検討してもらいたいと思っています。

工業団地の続きなのですけれども、そのプロジェクトチームの会合というのは、では24年度で何回ぐらい開かれていたのでしょうか。その内容も、用地変更だとか、販売展開の方法だとか、何かどうも机上の動きでしかなかったようにしか、今の答弁では受け取れないのですけれども、具体的な販売促進から営業活動という面ではどのようにされていたのか。または、25年度はこの営業活動をどのようにやっていくのかということをお聞きしたいと思っています。

それから、町長はじめ執行、我々議会もそうなのでしょうけれども、この工業団地売っていく上で、今が一番チャンスなのです。なぜかという、私自身にも何かいろいろな経済団体の講演会聞いていて、設備投資するなら今だと言われて、なるほどと、俺もちょっと事業展開するなら土地買おうかななんていう気になった。それはなぜかという、1点、消費税アップ前の、消費税が上乘せされる前だから、5%上乘せされる前だからという意味で、消費税の分お得、それから今の安倍政権、頑張っただフレ脱却やっていますけれども、アベノミクス、2%のインフレターゲットということで、2%物価上げようと言っているのです。ということは、土地代も2%上がるということなので、トータルでいくと7%分はお得ということもあるし、あとほかにももう一ポイント何か講演会聞いてあったと思うのですけれども、3つぐらい設備投資する、今がチャンスだというふうにいろいろな経済評論家が言っているわけです。そういうふうにあおって、景気浮揚策をしようというのも一つなのでしょうけれども、そういう意味では、今企業は設備投資を何とかしようと考えています。昨日の春闘のベースアップの件も、賃金アップですか、満額回答、金属、自動車関係なんてすごい数字が出ていましたけれども、そういうのもあらわれて、今本当にチャンスなのです。この消費税が上がる前、物価が2%上がる前、ここでひとつ勝負をするというのは重要なところですよ。ですので、ぜひここでどのような営業戦略を描いていくのか、決意のほどをいま一度お聞かせいただきたいと思っています。

それから最後に、ちょっと順番がいろいろ錯綜して済みませんが、自治大の件です。非常にすばらしい、係長クラス2名、2名と言わず、今年2名で成果があったら、もっと大勢来年には派遣できるようにしてもらいたいと思っています。いろんな自治体との交流、視野が広がったり、財政だとか、行政経営、マーケティングだの協働、非常にいいと思っています。私、実は今回の25年度の施政方針演説の最初の冒頭の部分見て、「今年も町民参加による協働の町づくりを進めます」というような表記がされているので、協働の町づくりとはと聞こうかと思ったけれども、よく考えてみれば去年も聞いたなと思ってやめたのですが、毎年毎年、町長協働の町づくりというふうに進進挙げています。これは、本当にいいことなのですから、真に協働の町づくりができていくかということ、私はそうではないという

ふうに評価しております。

この自治大で協働というものについて学んでくることであれば、非常に町長の描く理念とテーマを実現するにふさわしい職員が育成されると思っていますので、ぜひこれをどんどん派遣してもらいたいと思いますし、派遣した職員から、またほかの職員へ伝えるような仕組みなんかも構築してもらいたいと思います。

2番目については、答弁は必要ありませんが、1、3、4番目のところについて、2回目の質問をよろしく願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの池井議員のご質問にお答えしますが、最初に、特定健診の受診率の低下であります。ご承知のように、以前の健康診断というのはあらゆる、いわゆる体の健康診断でございましたので、どちらかというと受診率は高かったようであります。実は、この特定健診というのは名前がいいのですが、簡単に言うとメタボ検診でございまして、やっぱりそれがひっかかっている、実はメタボ検診、この特定健診の後に、その後の保健指導というのがあるのですが、お医者さんに行きますと、みんな同じような回答であると。食べるのを控えなさい、飲むのをやめなさい、こういうことなので、どうもだんだん受診しなくなるというのが、これは医師側のご意見です。なるほどなと思っておりまして、私も余り受けたくないなど、こう思っているところであります。そういう実は問題がありまして、何かやっぱりもっと、この間の健康の話し合いの中でも、お医者さんともいろいろ話しているのですが、この特定健診については、成人病の予防ということもありますけれども、もう少し何か特典がないと来ないのではないかというような話も出ておりますので、いずれ保健福祉課と一緒に、もう少し受診をしていただくようにということで努力をしていかなきゃいけないと、こう思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

それから、少子化対策については、池井議員の大体ご指摘のとおりだろうと、こう思って今お聞きをしておりましたが、この少子化対策は、実は県でもなかなか決定打がなくて、具体的な案が出てきておりません。簡単に言えば、働く場、雇用の場と住まいの環境がしっかりしているということ、あとは子育ての問題とかありますけれども、そういったことでは財政も絡む問題でもありますので、これは総じながら、町としてもどうしても人口増というよりは、抑制のためにも、人口減の抑制のためにもやる大きな課題だと、こう思っております。

ご指摘のありましたように、PRを不足している、やや控え目であるということは感じておりますが、これからこの工業団地も同じでございますけれども、やはり少し打って出る必要があると思っております。その辺あたりを、これから少子化対策委員会でもう少し踏み込んでやっていきたいと思っております。今までの少子化対策委員会の中では、何せ県のほうがはっきりしたもの出たので、なかなか手の打ちようがないなというところでもう飽きている嫌いがありますので、その辺あたりはもう少し踏み込んで努力していきたいなと思っております。

同様に、工業団地のこの情報発信についても、議員ご指摘のように、手ごたえ、調査がやっぱり必要だろうというのは、そう思っております。情報発信しただけではなくて、実際に少し関連のある企業へ行って、どうでしょうかという、そういう調査もやっていくことが、いわゆる情報を届ける作業だろうと思っておりますので、多少とも工業団地に関心のある企業には出向くと、そういったようなことで、それに

関連して、これも議会からご指摘のいただきました、スタッフが足りないのではないかと、専門の職員を配置すべきだというようなご指摘もございましたので、この後、いわゆるハローワークで募集をするということにしておりますので、非常勤になるか、嘱託なのか、ちょっとそこは詳しくは今決めておりませんが、いずれにしても、1人は採用して、専門に販売・促進にかかわってもらう、あるいは発信等についても知識のある方を採用したいなど、こう思っております。

自治大学校については、そういったことで非常に大切だと思って、首長は2泊3日ですから、ほんの大したことない研修でございますけれども、職員は3週間ありますので、一気に大勢にというふうにはなかなかいかない、経費はそれほど大きいわけではありませんので、継続して職員の研修をしていただきまして、政策能力を身につけていくことを主眼としておりますので、ご理解願いたいなと思っております。

以上であります。

11番(池井 豊君) まず、少子化対策の件なのですけれども、町長、ちょっとこれ認識ずれありますよ。私、田上町かなりいい線やっているなということ、町長もうちょっと、打つ手がないとか言っていますけれども、私から見れば、田上町は子育て環境の充実、医療費云々、ある程度の水準より上行っていますし、それから竹の友幼稚園、あんないい幼稚園が近隣市町村にはないし、いいぞと、12カ年教育やって、子育て、学習環境、一生懸命取り組んでいる町だぞと。おまけに、ちょっと新潟市から比べれば土地は安い、温泉はある、これをもうちょっと、土地、住宅団地の造成をPRするだとか、あと温泉を、例えば入浴券ちょっと配るだとか、もうちょっと一押しすると、本当にこれ多分新潟県で、新潟市近郊で一番住みやすい町というような形でいけるのではないかなと思っているのです。問題は、あとこれをいいようにパッケージング化してPRする、さっき言った情報を届けるということをするれば、私はここまで来たらもうあとばんばん来るのではないかなみたいな気がしております。

あと仕事の問題というのがありますが、仕事はちょっとここ難しいので、近郊新潟市のほうにいい企業があるということで、そこはベッドタウン化になるかもしれませんけれども、そういう意味で、あと土地と温泉をうまく絡めながらPRすれば、私はもう行政の施策としてはある程度いいところまで来ているというふうに思っていますので、あとは情報発信と思っています。

それから、工業団地についてです。町長もいろいろ今の話では、営業をやるというような話なので、ぜひこれ町長やってください、さっき去年何回やったかという話、まだ答弁いただけていませんけれども、プロジェクトチーム今年開いたら、プロジェクトチーム会議だけではなくて、プロジェクトチームが行くという、営業をやるというのをちょっと決意のほど聞かせていただければと思います。

そうすれば、我々も議会、議員にも、たしか福島のどこだったかの住宅団地に行ったら、名刺の裏に販売中というのが入って、議員から、行政職員から全員名刺の裏に入っていたという、封筒の裏にも入っているということで、ぜひ封筒の裏、職員、議員の名刺の裏、工業団地販売中、眺めよいところ、必ず来てねというような形で、工業団地と人口、引っ越しておいでみたいなのも一緒に入れていただければいいと思っています。我々も協力いたしますので、ぜひその取り組み、何とか今年営業をやって、いい成果につながればいいと思っております。

それから、4番目の健康診査、これちょっとお答えいただけませんでしたけれども、元受診者へのア

アンケート調査、特定健康診査の前の健康診断のことになるのですが、をちょっともう一回やってみてください。受けない人はもともと受けないのです。受けていた人は、健康にやっぱりちょっと不安があったのだけれども、何らかの理由、面倒くさいだとか、このメニューだと役に立たないから受けないとかという、何らかの理由があると思いますので、ぜひ元受診者へのアンケート調査を行ってほしいと思います。サッカーのアルビレックス新潟も、後援会の会員が一時は1万2,000人もいたのに、今1万人を切って9,900人を切ろうかとしているのかな、元会員に何とか戻ってきてもらおうということで、経営大学の研究室なんかと一緒にそういうふうな呼び戻すみたいな4万人プロジェクトなんていうのをやっていますけれども、もともとサッカー嫌いな人で野球好きの人は、どうやってくだいても、おれ野球が好きなのだからと言ってこないわけです。ところが、この健康診断でも、健康に興味を持ったという人は、やっぱり何かのきっかけがあれば戻ってくるということで、取り組みとしてはそこだと思っていますので、元受診者へのアプローチ、調査等がどのようにやるかをお答えいただければと思います。

3回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 少子化対策については、先ほど申し上げましたように、少子化対策は人口増につなげようという、そういう欲張った考えをしてありまして、一番は、やはり若者の定着ということを実はテーマにしておりました。それが、今議員ご指摘のように、実は大変な問題なのだということは重々承知ですが、やはり若者に帰ってもらいませんと、田上町の人口もどんどん減っていくという、それが少子化にもつながっていくということでございますので、そのためにはやはり雇用の場とか、いわゆる保育料とか医療費の問題等も関連してくるので、私どもはできるだけそこに力を入れていきたいということであります。

実は、住みやすい町を売りにすべきだというご提案で、これも以前に議員さんのほうからお話があったのですが、実は長らく住んでおりますと、田上町は本当に住みやすい町かどうかというのはちょっと安住してありまして、余り感じないというのが正直なところでありまして、多分住みやすいから今私もここにいるのだらうと思いますが、この住みやすい町というのは、一つには、ある議員さんからお話いただいたのは、やはり田上町は田んぼのほうは余り地盤よくないけれども、山手のほうは大変岩盤で、地震も余り感じないところだと。まさに安全な場所だということで、そういう意味では住みやすい町なのだというようなことのPRが必要ではないかと、こういうようなご指摘もいただいているところであります。

先ほどちょっと忘れたプロジェクトは、去年までは造成が主でありましたので、正式の会議は2回ぐらいしかやっておりません。あとは商工会との細かい連絡は、再三行ってきたようであります。これからは、新しいスタッフも入れて、実際に販売関係の会議も開かれると思いますので、緊密にやっていきたいなど、こう思っているところであります。

販売については、今ほど議員ご指摘になったいろんなアイデアがありますので、また知恵をおかりしてやっていきたいと思っておりますが、この健康診断のアンケートも、実際には今年度もしたわけですが、いわゆる普通の健康診断を受けた方とか、そういった方までもというところまで発送行っていませんので、これは保健福祉課でまた対応できるように、また指示をしていきたいと思っています。

以上であります。

11番（池井 豊君） 終わります。

議長（泉田壽一君） 池井議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中でありますが、ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

---

午前10時20分 再開

議長（泉田壽一君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番、椿議員の発言を許します。

（2番 椿 一春君登壇）

2番（椿 一春君） 議席ナンバー2番、椿一春です。よろしく願いいたします。ちょっと声を変なのですが、よろしく願いいたします。

25年度国の施策で、景気対策が最大の課題として、公共事業の拡充で24年度補正予算も配分が決まりました。また、個人消費の拡大ということで、企業側へ給与アップのお願いをしていることで、コンビニエンスストアのローソンが先駆けて、社員の給与アップを2月にするという報道がなされ、先日各労働組合の一斉回答見て、電気関係、自動車関係、労組の要求どおり満額回答といういいニュースが報じられ、金額では大体30万円アップということで、喜ばしいことです。また一方、非正社員の処遇の方はどうなのかというひとつ懸念されることもあります。株価の上昇などで高級品の売れ行きが好調であるとか、金相場が物すごく高騰して、景気がよくなっているのだなというふうに感じますし、やはりここは素直に景気が好転しているのだということを期待して、個人消費が拡充してくれることをこれから祈っていきたいと思います。

さて、一般質問ですが、平成25年度の施政方針に関して、3点聞きたいと思います。1つは、福祉・健康づくり関連の事業、それから労働関連の事業、3つ目に、農林水産関連事業について町長に質問いたしますので、よろしく願いいたします。

1つ目の福祉・健康づくり関連事業ですが、健やかに長生きできる健康長寿の延伸、高齢者や障害者の誰もが住みなれた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、地域全体で支える基盤づくりとともに、少子化対策、子育て支援の充実を踏まえたことにも取り組んでいくとのことですが、高齢者が住みなれた地域でということで、「高齢者の見守り活動を充実していく」とあります。また、地域密着型の介護施設、これはまさしく住みなれた地域で暮らせる素晴らしい施設と考えておりますし、今年の5月から18床できるわけですが、利用状況ですとか、利用者の確保がどうなのかという心配される意見なども聞こえますけれども、私の経験等統計的には、1年以内に80%から満床になると推察しています。今、認知症の人がたくさん増えて、年々増えているのですが、そのために昨年度から認知症のサポーターの養成事業も国、県を挙げてやっておりますし、やはりまだ当町においては、地域密着型の施設はまだ不十分ではないかと思えます。

それで、今回の質問の中で、在宅介護のための体制づくりの一環ということで、24時間対応の見守りですとか、随時介護、それと訪問看護の対応についての拠点づくり、体制づくりについて、今後どのよ

うに進めていく予定なのかお聞かせください。

それから、障害者の福祉のことで、社会福祉協議会の相談支援事業を支援するということとありますが、具体的にどのような取り組みなのか教えてください。

また、以前にも質問したこともあるのですが、今障害者を持つ親御さんが本当に心配しているということは、将来自分が世話をできなくなったときのことです。以前の町長の回答では、他の近隣の広域的なところの市町村が対応するので、困ったことがあったら相談してほしいということの回答でしたが、やはり今年の25年度、高齢者も障害者も住みなれた地域で、安心して自立した生活を送ることができるということが、やはりその他の市町村に任せたいほうがいいのでしょうか、それともこれからどのような対策が必要と考えているのかお聞かせください。そういうことは、やっぱり障害者のグループホーム、この設置ですとか、運営の必要性に対してどのようにお考えなのかお聞かせください。

それから、障害者の自立支援事業費の扶助費ですが、年々増加しています。やはりこのことより、その対象者も年々増えてきていますので、やはり今からその対策、対応策を立案し、検討していく必要があると強く思いますが、その障害者のグループホームとか、住みなれた地域で障害者の方がどのように生活を送っていくのか、町としてどのようにこれから考えていくのかというのを、町長の見解をお尋ねいたします。

2番目に、労働関連の事業で、22、3、4と緊急雇用創出臨時特別基金事業が24年度で終わる予定でしたが、25年度も継続されるということでしたが、また今年度も24年度の事業を継続されていく考えなのでしょうか。私は、やはり新たな分野での雇用創出を考える必要があると思います。24年度においては約600万円、数人の雇用のための人件費で使われておりますが、護摩堂山の道の整備ですとか、23年度のときは地図を作るための人件費に充てられたり、そういったお金の使い方がされ、あとかぐやの里づくりで、そこで1人、2人の雇用が新たに生まれたという実績があると思いますが、今回、一時的な雇用の創出に使うよりは、一事業に託し、そこで継続的な雇用につながるための事業を推進していくことが、その基金の生きたものになると思いますが、そこで25年度、緊急雇用創出臨時特別基金事業の取り組みはどのようにお考えなのか、町長の見解をお尋ねいたします。

それから、3番目の農林水産関係なのですが、治水・環境保全事業で一つの地域が新たな取り組みを始めたことや、あとそのほかは24年度の事業の継続となっておると、用水路のコンクリート化事業が、新たな事業として25年取り組まれていると書かれております。しかし、きのう同僚議員より農業問題の観点からということで質問がありましたが、今これ力を注ぐべき事業というのは、農地の利用集積、それから担い手の育成、それと新規就農者の育成、地産・地消の推進、特にこの4点がこれからの田上町の農業を考えていく上には物すごい重要なポイントだと思うのですが、24年度作成の人・農地プランで町の農業の発展が期待できる内容なのか、また地産・地消の推進とか、農工商連携の枠で考えるのか、大型直売所などを兼ねた、それをまた新たな観光資源、先ほどの町長のお話の中で、「余りにも住みなれて田上のよさをなかなか実感できない」という言葉もあったのですが、やはりこのきれいな環境というのも、町の部分から来ると、ああ、いい景色だと言って、それは物すごいいいアピールポイントですし、温泉だけではなく、いろんな自然を生かした体験農業ですとか、いろんな観光資源に開発できるようなものってたくさんあると思うのです。25年度の政策の中身が余り見えなかったのです。どのように

これから町の農業を発展させていくのか、町長の考えをお聞かせ願いたいのと、あともう一つ、きのうの答弁で、もうかる農家をつくるためにはどのように考えるのか、町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの椿議員のご質問にお答えをいたしますが、最初に、健康・福祉づくりの関連事業についてのご質問であります。いわゆる高齢者の見守り活動に関連して、24時間対応の予定をお尋ねであります。当面は、町内におります身寄りのないひとり暮らしあるいは高齢者のみ世帯を中心として設置をしております緊急通報装置の継続で、地域での見守り活動を中心に今後も続けてまいりたいと思っております。

また、障害者福祉についてのご質問であります。議員も十分ご承知のことと思われませんが、障害者グループホームは、障害者のいわゆる自立支援法の体系において、住まいの場としてのサービスの提供を行う居住系サービスの中の共同生活援助でありますので、町民の方でグループホームの利用があれば、町から障害者自立支援の給付費を負担することになるものであります。これまでも椿議員をはじめ、ほかの議員からの質問にもお答えをしてきましたとおり、グループホームの必要性を十分感じておりますし、仮に設置した場合にどうい、いわゆる世話をする方とか、あるいは立地の場所とか、そういったようなものがあって、例えばどのぐらいの人が入るかなども今まで研究してきたわけではありますが、なかなか、それと一番大きいのはやっぱり財政的なものでありますので、そういったようなことで、引き続き研究課題として、そういう障害者の方の要望にこたえるように研究を進めてまいりたいと、こういふふうに思っております。

次に、労働関連事業についてのご質問であります。平成25年度に予定をしておる事業は、これまでの護摩堂山の観光イベント事業促進事業と、新たに異業種連携推進配置事業、この2つの事業であります。護摩堂山観光イベント促進事業については、平成24年度事業の継続となりますが、異業種連携推進員配置事業については、初めての取り組みとなります。今回実施する事業については、緊急雇用創出事業の中でも重点分野雇用創出事業と分類されておまして、今後期待されます、成長が期待される分野においても、短期の雇用機会の確保を図るなども目的としておまして、平成24年度で終了する予定だったものが、急遽拡充され、平成25年度も実施するということになったもので、要望の目安額も600万円、昨年も大体600万円でありましたが、要望の目安額の600万円と県から通知をされているところであります。

町といたしましては、雇用の確保は重要な課題だと認識しております。そこで、今回新たな取り組みであります異業種連携推進委員配置事業については、異業種と連携した、「着地型観光」と呼んでおりますが、着地型観光の構築、あるいは観光イベントなど連携しました商業振興事業の構築を目的に実施するものでおまして、緊急雇用創出事業が終了した後にも継続事業としていきたいと考えているところでございます。

次に、農林水産関連事業についてのご質問であります。平成24年度作成の「人・農地プラン」で、町の農業の発展あるいは展望が期待できる内容かということでございますが、きのう申し上げましたように、後継者の不足あるいは高齢化が進む中で、「人・農地プラン」の支援対策は、農地の所有者がみ

ずから利用しない土地、場合において人手にゆだねることに実は抵抗があると、こういうことが多いようです。また、担い手への農地の集積も、利用集積も余り進んでいないことに対しまして、これは国のほうで新たに経営転換協力金と、もう一つ、分散錯圃解消協力金と、この二本立てで今後農地集積を図るといふ、後押しをするということになると考えております。

一方、農業経営に意欲があり、借り手側にとっては規模拡大加算の面積、集積要件が大幅に緩和されてきて、経営規模拡大のためには、施設や機械型化、あるいは共同利用の規模に応じた対策が必要であります。安定した土地利用の確保あるいは経営規模を拡大することによりまして、労働効率あるいは所得水準の向上が図られる農業の発展に大いに貢献できるというふうに思っております。

農業施策については、国の施策であります経営所得安定対策、これは新しくこういう呼び名になりました。以前の農業者戸別所得補償制度であります。これを推進するとともに、担い手の育成、新規就農者、あるいは意欲ある農業者及び集落営農組織の農業法人化など、多様な形態が経営規模の拡大に向けた取り組みでありまして、大いに農業振興を推進できるものと、こういうふうに思っているところであります。

また、地産・地消の推進、農商工連携の枠で考えているのかということですが、地域の消費者ニーズに即応しました農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じまして、農業者と消費者の結びつきといたしまして、現在ごまどう直売所、あるいは個人であります。ふれあい野菜村、小売店のスペースなどを借用しました農産物の販売が行われております。そのほかに、学校給食では、もう数年前から田上産の農業21品目が恒常的に使用されておまして、毎年1月に児童と生産者の交流給食会を開催しまして、地元の農産物に対する子供の関心と理解を深めてきているところであります。

また、農商工連携では、商品開発及び販売といたしまして、田上産ブランド名であります「越の梅」あるいはル・レクチェでつくりました商品開発、それから商品化を行っております。今後は、新しい取り組みで、曾根ニンジンの取り組みを行う予定であります。また、販路につきましても、今後さらなる検討が必要だろうと、こういうふうには思っておりますが、十分研究をしてみたいと思っております。農産物の地産・地消の取り組み、あるいは農商工連携の取り組みによりまして、町の農業の発展、農業振興が図られるものと思っております。

以上であります。

2番（椿 一春君） ありがとうございます。

まず、介護関係の24時間対応なのですが、いわゆる運営規定の中でも、そういった緊急装置があれば24時間対応とみなしますというような規定があるのですけれども、あるいは本当に自分に緊急的なことがあったときは効果を出しますが、日常的には何ら機能しないのだと、一日の安否確認とか、そういったものに対しては不十分ではないかと考えます。今月か、最近なのですけれども、やはり過疎の進んでいる、田上はそれほど過疎進んでいないのですけれども、全世帯にテレビ電話を設置して、顔と顔で見える、そのような通信機器を使つての見守りですとか、安否確認というのをテレビで見て、これは物すごいすばらしい取り組みなのだというふうには考えましたし、やはり顔と顔が見える、今町では配食サービスのときに顔と顔を接して、元気だねということで見守りやっているので、やはり本当に



老老世帯となりますと、昼間は訪ねてくれる人がいるのですが、やはり夜というのは本当に心配な要素が、それはたくさんありますので、それが日常的に毎日夜心配かということ、そんなこともないのですが、いざなんかちょっと体調が変だなというときは、やはり夜一人で過ごしたりするのは物すごい不安だと思いますので、もうちょっと今現状の対応よりも、もっとコミュニケーション、顔と顔が見えるような、あとは声でもいいのですけれども、そういったコミュニケーションづくりができるような対策とかを考えていただければと思うのですが、それを検討していただければと思います。

それから、障害者のほうのことに関してなのですが、高齢者に対するサービスというのは、民間の企業でもいろいろ参入できて、いろいろ競争もあって、いいサービスが日々できていくのですけれども、障害者に限っては、やはり社会福祉法人である社会福祉協議会ですとかごまどう福祉会、そういったところが、あとそれと行政の町、そこが全く本真剣に考えていかないと、ちっとも進まない中身なのです。医療の中の第5次の計画の中にもありましたが、昨年から研究するというテーマで、今もどれぐらい研究が進んだのかというのを聞こうと思っていたのですが、これからまだ研究を続けていくということなのですが、やはり扶助費が年々増加の予算をとられているということは、それだけ人が増えているので、早い段階でこういう方向でやるのだという方向を示していく必要があると思いますので、その辺例えば、26年度に大体の方向性を見つけるとか、25年度にするとか、その辺の具体的日時を切った研究課題にしていだけないかというお願いであります。

それから、雇用関係のことなのですが、異業種連携推進というのは、これは今日聞きまして、すばらしいことやったりやられるのだなと思って、これはとてもこれから物すごい期待していますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一個、農業のことなのですが、きのうの町長の答弁の中でも、7集落で人・農地プランの作成が済んでいる、あとこれからほかの地域では説明会を順次進めて、最終的には町一体のものとしてつくるということをきのう聞きましたが、私の集落、羽生田なのですが、私も担い手の一人となっていて、その人・農地プランの作成の会議に参加してきたのですが、農協の職員の方と役場の方と来られて、これから人・農地プランをつくるということで説明を受けたのですが、やはり話す側の意図というのですか、やはり今既存の農協の各地域の農家組合、そういった組織の維持をしながら、何とか担い手を見つけていくというふうな、そんな考えで地域のほうに説明しているのだなというのを感じたのですが、そこでできるというと、集落営農という方法にしか説明してくれなかったのです。あと、そのほか法人化するとこんないいメリットもあるし、そういった説明は何にもなされなかったもので、法人化についてはどういうふう考えているのですかというふう聞いたのですが、だから、もっとも町として、これから26年度、各地域で町として一本化の農地プランを作るといときでもいいのですけれども、町として幾つも法人を作り上げていくと、田上町の田んぼが全部作付を継続できるのか、その辺をもうちょっと町として、周りの地域からどうするこうするという現場の声も大切なのですが、なかなかそういった米をつくることに対してはプロであっても、これからどういうふう経営改革をしていくかというのは、ある程度やっぱりこういうふうにするといいいのだと、そういった助言をしていかなとなかなか判断つかないというふうに感じました。

新発田ですとか、新津ですとか、他の市町村、JAとか経済連の枠を外れた農家というのは、一般的

に規模拡充していますし、田上町というのは割とJAの出荷率の高い地域なので、その辺の違いもあるのかなんて考えております。それで、やはりこれからもうちょっと26年度、24年度に一応人・農地プランを作り上げていくということだったのですけれども、もう一年、25年の各地域の説明会を推進していく前にも、田上町としてどういうふうにするといけるのかなというのと、先ほど町長の答弁の中にも新規就農の支援をするというのがありますけれども、現実的に新規就農をしようとする、田んぼ、農地を5反以上持たないと、農家の人・農地プランに名前を連ねることができないとか、なかなか現実的にやろうとするとハードルの高いものもありますし、畑というのは、割とみんな貸してくれるのですが、田んぼ、人に貸せるかという、なかなか放したくないなという、そういった気持ちもありますので、現実的にその人・農地プランで物すごくいいことを言われていても、実際運用面のほうでなかなか厳しいハードルがいっぱいあるのだなというのを実感しておりますので、その辺の緩和なんか、そのような農協とかに対する指導、これから町としてどのように考えるのかというのをもう一度質問いたします。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えしますが、最初に、いわゆる介護、居宅介護の24時間の見守りでございますが、現状については、詳しく後ほど担当課長からちょっと、今どうなっているかとか、現状どのようなかということについては説明してもらいますが、椿議員が質問されておるのは、夜間の緊急時の、いわゆるそういう緊急情報装置を利用するのは問題ないだろうけれども、実際にこういう高齢者が昼間どういう形で地域との連携をとっているかということで、そういう場を設定してほしいという質問だろうというふうにはとっておりますが、実はご承知のように、だんだん年取ってきますと、なかなか地域の会合に出ていくというのはおっくうになりまして、なかなか地域とは連携がとれなくなっていくのは確かでございますので、町としては民生委員とか、あるいは配食の方から見守りをしてもらっているということですが、本当に民生委員の方からは、できるだけそういう、いわゆる敬老会とかいきいきサロンとか、そういうところに出てきてほしいということの呼びかけをしておりますが、なかなか難しいということが現状だろうと思っておりますが、とりあえずは緊急時の発生の際には、事故が起きないようにということでやっております。先ほど申し上げましたように、現状について、もう少し担当課長のほうから詳しく説明をさせていただきます。

それから、次の障害者の対応でございますが、ご承知のように、いわゆる高齢者のことについては、一般的には民間でもやっておりますし、事業者でやっておりますが、障害者は、基本的には官ということになると思ひまして、社協とか、町、市町村ということが基本だというふうに、私はそう思っておりますので、これらにつきましては、先ほど説明したように、実は昔は永住棟と言いましたけれども、今グループホームとだんだん変わってきましたが、そういったものの建設に当たりましては、財政的な問題が一番大きいわけですが、そのほかの条件も非常になかなか面倒なことがあります、地域との了解を得たり、あるいは協力していただける、そういう体制を作らなければいけないと、そういうさまざまな面倒があるので、研究課題だというふうになっておりますが、いずれ保護者の方も高齢になってきておりますので、できるだけこれの対応については、町としてやっぱり推進していく必要があるというふうに思っているところでありますので、町としても努力する事項だろうと思っております。

それから、異業種の連携推進配置事業であります、これは先ほど申し上げましたように、農業者、それから商工業者が連携して、着地型事業というふうに言っておりますが、これはこれから推進していく事業でありますので、努力しますが、この人・農地プランにつきましては、ご承知のように国が日本の農業をどうするかという観点、一言で言うと、実は大型の農業を進めていくということが基本になっておまして、その行き先は生産組合とか、そういうのが国の一貫した政策のようではありますが、田上町の場合は、ご承知のように法人化された生産組合は1カ所しかありません、後藤にしかありませんが、そのほかにももう一カ所が出るような予定になっておりますが、どうもいわゆる兼業農家の方がなかなか土地をゆだねる、恐らくこれはどこの市町村でもそうだと思いますけれども、なかなかその踏ん切りがつかないというか、少しきつい言い方をすれば、その地域で信頼できる農家の方がいるところは、この農地プランも簡単にできてしまうというふうなことだろうと思っております。私は、どうもそういうふうに感じているのですが、ですから、やはり農業も人づくりは大事でありまして、そういうところ、あと七、八カ所ぐらい、まだこれから説明会をいたしましたら、そういうようなことで中心になる方が、信頼の置ける方がおれば、恐らくはこの農地プランなんていうのはそう難しい問題ではないと思っておりますが、人にゆだねることができるかどうか、どうも田上の場合にかかっているのかなと思っております。

いずれにいたしましても、農地の集積と後継者の問題が大きなポイントでありますので、その辺あたりを説明、相談に乗って、最終的には、農地プラン作成できない地域もあると思っておりますので、町として、人・農地プランを作成するというふうなことを検討してきておりますので、最大各地区から出てきました農地プランをまとめて、大体どの地域にも対応できるような農地プランを作成していきたいと思っております。田上町独自のというご指摘でございますが、そういう問題点も田上の場合はあるのではないかと、こう思っておりますが、研究していきたいと思っております。

以上であります。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 椿議員の福祉と健康づくりの関連、24時間対応の見守り活動について、補足して回答します。

町長の最初の答弁にありましておりに、町でひとり暮らし、身寄りのないひとり暮らし、あるいは高齢者の世帯については、緊急通報装置を設置するということでもあります。その内容なのでありますが、ペンダント型でボタン一つ押すと24時間の対応で警備会社が状況確認なり、生存確認ないしは必要に応じてすぐに駆けつけるというような体制であります。それから、あとは今年度から、24年度からであります、その通報装置とともに、セットでその各家庭については火災警報器を設置しまして、火災警報についても、あわせて警備会社のほうに連絡が行くような体制になっております。緊急通報装置については、以上そういうような対応でありますし、あと見守り活動ということではありますが、これまでの説明の繰り返しにはなりますが、民生委員さんはじめ、あるいは地域で敬老会を地区で開催することで、それぞれ高齢者の状況なり、それぞれ顔が見えるような形で関係づくりをしていただきたいということで進めてきました。

以上であります。

2番（椿 一春君） ありがとうございます。障害者の福祉関連なのですが、ぜひぜひ早い、町でなければ

こういった計画・推進はできないので、この辺は早い推進をお願いいたします。お願いして、この辺は答弁要りません。

それから、農地関係についてですが、やはり国の施策で最終的に考えている農事組合法人というものを、そうすると新規就農者も雇用という形で新たに雇用して、農業を守っていくという選択肢もできてきますので、やはりもうちょっと先々の、将来的には農事組合という組合法人という、そういった形に将来なっていくのだということを、もっと地域の方にもPRしながら説明会を進めていくことを、やはりそういうふうにすると、今度若い人たちの雇用もできて、農地も守れるのかという、そういうふうなPRも兼ねながら説明会なんかを開いていただければと思いますので、特に答弁のほうは要りませんが、その辺の推進をお願いして、質問を終わります。

議長（泉田壽一君） 椿議員の一般質問を終わります。

最後に、6番、皆川議員の発言を許します。

（6番 皆川忠志君登壇）

6番（皆川忠志君） 6番の皆川でございます。まずもって、東日本大震災発生して2年ということで、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りしつつ、まだ行方不明の方もたくさんおられます。早く見つけてほしい、見つかってほしいというふうに切に願っています。復興も、テレビも3月11日は各局が全部特番みたいにやっけていまして、あの状況を見ると、神戸、阪神大震災のときの状況はどうだったのかなという、ちょっともう記憶が薄れていまして、そういう面から見ると、やはり原発があって、これが影響しているのかなというふうに感じざるを得ないところであります。いずれにしても、早く復興してほしいというのが私の願いであります。

今日、三条新聞見ましたら、投書がありまして、三条市議会の傍聴してきた方の投書ございました。非常に議員と行政、両方とも指摘されているのではないかと思いますけど、行政のほうも官僚的な答弁ではなくて、議員の質問にきちんとすれ違わないように答弁という、苦言が多かったのですけれども、ぜひ答弁はひとつ官僚的にならないように、すれ違いのない答弁をお願いして、一般質問に入りたいというふうに思います。

私は、今回の定例会におきまして、3点について町長の見解を伺いたいというふうに思います。まず、第1点目は、平成25年度の施政方針についてであります。3月議会、初日3月4日に25年度施政方針について述べられました。予算の基本方針は、昨年同様ということで、ちょっと読ませていただきますと、町の活性化、町民ニーズの多様化を考慮し、緊急性及び必要性の高い事業を重点的に、効率的に選択すること。そして、各課の重点施策に配慮して、町民の要望に対応できる予算づくりというふうになっていきます。

私は、ここで疑問を感じたのは、昨年と同じというのはどういうことかなと。政権も昨年12月に交代しました、社会状況も大きく変化しています。こういう中で、同じというのは、私の持論でもあるのですけれども、昨年と同じというのは、私はどのような場合でもちょっと不満がありまして、昨年同様というのは、ちょっと違うのではないかとこのように思います。予算編成の方針が変わらないということは、町づくりも変わらないということなのかどうか。しかも、予算規模が昨年と比較して13.6%増えています、大型予算と言われています。こういう中で、昨年と同じ編成方針という考え方を、見解をまず

伺いたいというふうに思います。

2つ目は、毎度お聞きしている部分もあるのですが、行財政改革であります。今日は、職員の給与の話も出ましたけれども、私は行財政改革というのは、たゆまなく実行すべきというふうに思っています。方針の中に、既存の前制度、施策について見直しを行って、適正な行財政運営を検討しているというふうになっています。それでは、このような考え方からどのように見直したのか。私は、集中と選択が基本だというふうに思っていますけれども、どういうふうな見直しをしたのか、具体的にお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、予算編成の中で、私が一番注目しているのは、将来への投資であります。私は、昨年12月議会で25年度予算について質問しました。その中で、将来の投資として教育分野、そして防災、安心・安全にかかわる施策を検討していきたいというふうに答弁したと私は理解しております。まだそのときは明確でなかったかもわかりませんが、私はそういうふうに理解しています。教育分野に関してですが、施政方針の中にも、竹の友幼稚園の増改築、これは私は、将来の町を背負う子供たちのための投資としては非常に評価をしますし、理解できます。しかし、小学校のトイレの洋式化とか、こういう設備的なものは、これは環境整備でしょうと、将来の投資ではないのではないかと、若干色が違うのではないかなというふうに考えています。教育分野への将来の投資についてどのように考えているか、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

もう一つ、教育分野に関して、施政方針の中に特色のある学校づくりを目指すというふうに述べています。これは、本来なら教育長に伺えばいいのかもわかりませんが、施政方針の中ですので、町長に見解を伺いたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

防災、安心・安全、この分野の将来の投資はどのように考えているのか、具体的にお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

将来の投資にかかわって、最後に、農商工連携についてお尋ねします。町長は、工業とも連携し、補助金を増額しているというふうに説明しています。農商工連携の工業は、もう既に入っているのですが、あえて「工業とも連携し」ということは、そこに力が入っているのだらうなというふうには思っています。この農商工連携について、お考えをお聞かせいただきたいというのと、観光分野でプレDC、いわゆるデスティネーションキャンペーンに向けた取り組みを行うというふうにも書いてございます。具体的にどのように取り組むのか、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。これが第1点目の施政方針の質問でございます。

第2点目は、都市計画の見直しの関係です。都市計画の見直しに今年度から着手していると思います。今年度は、現況分析、それから住民意向調査を終えて、いよいよ25年度にマスタープランを策定するスケジュールではないかと思っていますけれども、現在の進捗状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

まだ都市計画ができる前で、ちょっと恐縮とは思いますが、基本的な考え方をこれからちょっと伺いたいというふうに思います。現在の都市計画は、平成9年に現況分析、住民意向調査集計解析を経まして、翌年の平成10年の3月にマスタープランができています。したがって、今回平成25年度に見直すとする、約15年ぶりの見直しとなります。マスタープランの上位計画としては、第5次総

合計画がございます。この理念は言うまでもなく、「みんなで作る暮らしの満足度の高い町」というふうになっています。私は、この第5次総合計画の中にある、根底にある一つの大きな柱は、人口減の防止、人口増だと、人口維持だというふうに考えます、考えたいと思います。そして、それがにぎやかな満足度の高い町づくりになるというふうに思っています。人口が減っては、町も成り立ちません。だとすれば、今回の都市計画の上にある第5次総合計画がそのような考え方であるならば、今回の都市計画は、この考え方を踏まえて策定すべきだというふうに考えたいのです。町長、いかがでしょうか。町長は、どのようなスタンスでこの都市計画をつくるのでしょうか、見解を伺いたいというふうに思います。

今まで私も都市計画策定に携わるのは、携わるというのはちょっとおかしいですけども、15年ぶりですので、初めてです。今まで聞いている範囲は、昨年7月の全員協議会での用途地域の見直しであります。この主なものは、田上自動車学校を中心としたエリアを、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域、それから第二種住居地域というふうに用途を変更するものです。それから、本田上工業団地あたりを無指定から準工業地域というふうに指定するものであります。その際の説明では、昭和48年以降用途の見直しはしていないというふうに説明されています。私は、少し首をかしげたのはこの部分なのですが、前回の都市計画、平成10年にできていますけれども、そのときに見直しはしなかったのかと。昭和48年という、もうことは昭和88年ですから、40年前ですね、という説明がございました。これは、どういうことなのかということを見解をお願いしたいなど。いろいろ理由はあったのだろうなというふうに思っています。

そして、将来の町づくりのシナリオを描く上で重要なのは、国道403号線バイパス開通を踏まえた都市計画づくりだというふうに思います。特に、バイパスとJRの間の見直しは、これは不可欠であるというふうに思っています。現在の都市計画マスタープランを見ると、都市生活ゾーンとして、すべて色は塗られています。今回は、それをもっと踏まえた、一歩進めた大胆な考え方が必要ではないかというふうに思っていますので、この辺の考え方を伺いたいなというふうに思います。

最後に、都市計画にかかわっては、これから都市計画を作っていく上で作成、それから公示、都市計画審議会等々手続があります。私たちの同僚である議会からも代表者が出ますけれども、議会にもぜひ説明をやっていただけないかということで考えておりますので、この部分の見解をお願いしたいなというふうに思います。

3点目は、地域コミュニティの問題であります。ちょっと壇上、大げさな書き方かなと思ったのですが、言いかえれば地域の活性化です。地域コミュニティの崩壊が叫ばれて久しくなりました。私は、今日質問するきっかけとなったのは、昨年のたしか11月だと思うのですが、新潟県町村自治に関する研修会、これを受講しました。町長もお聞きになっていると思いますが、ここで地域の現状、それから集落の崩壊の状況を知りまして、大変危機感を持ちました。地域コミュニティの問題は、いろんなとらえ方があると思うのですが、私なりに、地域の人口、戸数が減って、そして2番目として、そのことで産業の衰退とか生活環境が悪化する、次に住民意識が低下し、最後には人がいなくなる、こういう過程をたどるのではないかというふうに思います。これをとめることはどうするのかなというふうに考えると、その際にも勉強したのですが、物を作るのではなくて、住民にあきらめの意識を広げない、このことが重要だというふうに言っています。田上町は、今私が言った1、2、3、4の中のど

の辺にあるのでしょうか。実際は、町の人口は減っています、各集落を見るとどうなのでしょう、非常に危機感を持ちます。

町は、第5次総合計画の中において、重点プロジェクトとして「町民がつくる協働のまちづくり」プロジェクトを策定しています。その柱は、集落集会場施設の整備などの施策でありまして、こういうコミュニティの活動にはいろんな財団、例えば宝くじの社会貢献広報活動とか、そういうので設備的な補助といますか、助成といますか、これがたくさんあるのです。こういうハードな部分ではなくて、もちろん私は、地区公民館助成については、金を出していることも承知はしておりますが、こういうハードなことだけではなくて、もう一つ大事なことは、逆に現在住んでいる人材、人たちをどうやって育成するかということではないかと思えます。第5次総合計画の中では、人材育成とコミュニケーション組織を確立するというのがあります。ここでいうところの人材育成とは何を指すのでしょうか、コミュニティ組織とは何を指すのでしょうか、これを具体的にお聞かせいただきたいというふうに思えます。

町は、交流の町づくり事業として、既に7つのプロジェクト、花の里事業、かぐやの里事業、ガイド養成事業、タケノコ掘り体験事業、ホテルの里事業、里山再生事業、温泉の里事業、これを立ち上げています。この7つのプロジェクトについて、以前にもお聞きしたかもわかりませんが、評価と今後の方向について伺います。

私は、ここで一つ提案させていただきたい、問題提起するだけではなくて、提案をさせていただきたいというふうに思えます。それは、地区自治会に対する助成をもうちょっと拡大するということであります。いろんな地域コミュニティを活性化するのに、全国ではいろんな施策が各地域で打ってあります。珍しいのは、宮崎市は地域コミュニティ税があるのです、税金を取る。1人当たり500円を市民税に上乗せして取るのです。その全額を地域活性化ということで、各地域に配分しています。これは、ちょっと全国初で、そのほかの市町村は追従していませんので、これは特別かなとは思いますが、そういう全国的に危機感を持っていることは間違いなくと思います。私は、大事なのは仕掛けかなというふうに思えます。自治会にもっと助成金を出して、自治会に主体性を持たせる、自治会自身が考える、もっと信頼してほしいなというふうに実は思っています。これが、私は町民との協働の町づくりではないかなというふうに思えます。ほかの市町村でもやっているところはあります。成功、失敗あります。当然そうでしょう。ここから何を学ぶか、ぜひ町は検討してほしい、前向きに検討してほしいというふうに思えます。

以上、3点について質問をいたしましたので、見解をいただきたいというふうに思えます。

以上で第1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの皆川議員のご質問にお答えしますが、けさの新聞、私も見ましたので、私は官僚出身ではありませんので、その言葉とか立て板に水というわけにはいきません。田上町は、もともと地道にしっかり、あそこ書いてありますように、口は1つだけれども、耳が2つだということで、しっかり聞いて、実現をしていく、そういうことでお答えしますが、最初に、平成25年度の施政方針についてのご質問であります、いわゆる予算編成方針というのが、この田上町の場合は、施政方針というのが、そこが基本になっておりまして、前段に書いたところがこれからの田上町のあるべき姿という

か、方針でございますが、実はそれも伝統的にといいましょうか、町の財政状況を考慮しながら、国のほうから地方財政計画というのが実は必ず来ますので、国が策定しました地方財政計画も参考にというのが伝統的に、それを見ながらでありますので、国も大幅には変わっておりませんが、町としては基本的な考え方を大幅に変えるという、私の次になる方がなつたときに、また大幅に変えていただきたいと思っておりますが、基本的には前年を踏襲しながら、1つ、2つ、3つ、4つと新しいものを入れていくというのが田上町の施政方針のつくり方になっておりますので、来年度は、少し考えていきますが、基本はそうなっていると。あくまでもこれまでの活動の中で、町民のニーズが高いものにこたえられるようなことが、まず第一だということに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

したがいまして、政治とか社会状況が変化しても、基本方針というのは町の置かれている状況等から、次年度の施策を考えて策定するものでありますので、毎年大幅に変わるものではありませんし、その考えを引き継いでいくものと考えておりますので、大体同様というふうになっております。

次に、行財政改革につきましては、これは平成16年度から実施しております財政健全化項目を継続しておりますが、この点につきましては、田上町は、毎年度財政上の問題を検討するときに必ず事業の見直しとか、そういうことをしておりますので、この点については、私は他市町村には引けをとらないことだろうというふうに思っておりますので、また基本的には財政がしっかりしていけないと、やっぱり町民の負託にこたえられないということでもありますので、あくまでも財政のシミュレーションの内容に沿って見直していつているというのでございます。

それで、24年度において新たに取り組んだものとしては、ご承知だと思いますが、障害者支援センター及び田上町デイサービスセンターの指定管理者制度への移行とか、遊休地、未利用地の売却あるいは自主財源確保の観点から、収納率を向上させる、そういったことで職員の資質を向上させるために勉強会とか、あるいは中堅職員を対象としました業務の改善、組織力の強化及び職員同士の結束を図ることを目的としました、業務改善検討会を新たに組織をいたしまして、今年1月30日にこの会を初めて開催をいたしました。係長級あるいは副も含めてですが、副参事も含めてでございますが、現状がどうなっているかということ等報告をいただいて、今後田上町をどう改善していくかと、そういうことで忌憚のない意見を出していただき、相当時間をかけてやりましたが、こういうことで職員の資質向上に取り組んでいるところであります。

次に、教育分野のご質問であります。教育は未来への投資と考えて、特に力を入れておりますが、田上小学校では、いわゆる伝統・文化を生かした教育ということを展開しておりますし、羽生田小学校は、生物多様性のモデルとして、わんぱく山やエコ環境という点で、そういうことを力点に置いた取り組みをしております。実際に、羽生田川とか、その一帯の調べ物も中心にやっています。田上中学校では、いわゆる田上魂、「田上だま」と言っておりますが、そういったものをもとに、文武両道の教育を展開し、ご承知のように大変な成果を上げてきております。これが、まず特色ある町づくりだというふうに思っております。

平成22年4月に、いわゆる統合された新設の竹の友幼稚園をベースにいたしまして、田上の子供は田上で育てる、こういう基本理念に基づきまして、今年、24年度から、特に次の段階として、家庭と幼稚園並びに小・中学校、いわゆる地域社会が連携をいたしまして、町ぐるみで取り組むと、こういう田



上の12カ年教育を今構築をしつつあるところではありますが、多くの方からも支援をいただいて、まさに「教育の町、田上」ということに取り組んでいます。児童・生徒の学校生活あるいはスポーツ、学習面でも確実に効果が出始めています。先日、田上中学校の卒業式に参列してまいりまして、皆さんも出席いただきましたが、新装となった体育館で厳粛な中にもぬくもりのある卒業式が行われまして、生徒の姿も大変立派でありました。平成25年度も教育環境の整備をはじめ、魅力ある教育を展開いたしまして、そのことが少子化や人口減に歯どめをかける出発点になればと、こういうふう考えているところでもあります。

次に、農商工連携、観光関連事業の将来の投資の考え方についての質問ですが、農商工連携では、現在商工会が主体となりまして、田上町では、いわゆる田上町で生産される農産物を活用しました新商品の開発、あるいは新サービスの提供に取り組んでおります。実績といたしましては、これもご承知のように、湯田上温泉が主にやっておりますスイーツをはじめといたしまして、越の梅を使った試作品の開発、また例えば越の梅ドレッシング、越の梅のみその商品化も実際に結びついておりますし、そのほかにもカリカリ梅とか、越の梅のうまみしょうゆ、それから梅パウダー、ル・レクチェドレッシングなども試作品の開発をはじめ、ル・レクチェを活用したお菓子づくりや、それから来年度からは曾根ニンジンの研究なども取り組むということになっておりまして、特に大切な販路拡大についても、これから積極的に取り組んでいくということにしております。

現在、農商工連携推進協議会にも、農業者あるいは商工業者、観光業者などが加わっておりまして、積極的な活動が行われております。今まで農業者と商工者が同じ目的のもとで協議するのは非常に少なかったわけではありますが、手探りで事業を進めてきている状況ではありますが、協議の場が調ったことから、これからの産業振興には大きな成果が出てくるものだというふうに考えております。

一方、観光関連事業については、平成25年度には、ご指摘の既存事業のほかに、いわゆるプレDCとこのを実施する予定であります。議員ご承知のように、DCとはデスティネーションキャンペーンという略ですが、デスティネーション、これも皆川議員は博学でございますので、よくわかるから説明しませんが、目的地を決めて、そこでいろいろな観光資源とか、あるいは農産物とか、そういうのをキャンペーンしていく事業でございますが、中心はJRグループ6社と、それから指定された自治体、来年度は新潟県でございますが、それから地元の観光業者が合同で開催する大型観光キャンペーンでありまして、来年度、26年度に新潟県で開催が決定しておりまして、いわゆるDCは、1年前のプレDCでありまして、本番のDC、1年後のポストDCと、3カ年にわたって継続するもので、開催自治体が観光受け入れ企画を作成しまして、JRが旅行業者や全国駅などでPR活動を行いまして、送客する仕組みになっております。

ご承知のように、既に新潟県では1回実施しております。今回、当町で実施しようとしている受け入れ企画は、既存事業のほかに、タケノコ掘り体験とか、桐だんすの工場見学など、いわゆる着地型観光としてやっていく予定ではありますが、今話題になっております、新潟県を誇る漫画文化も取り入れて、もう既に実験済みであります四コマ漫画展なども予定しております。観光事業については、平成19年に観光立国推進基本法が制定されまして、地方公共団体の責務が定められておりますが、観光振興は、農業や商工業も資するという観点から、農商工連携についても深いかわりを持っております。幸いなこ

とに、これらの事業を通じて、次代を担う若者も育ってきております。次の世代のためにも、限られた予算の中で、今できることを一つ一つ行っていくことが重要なことでありまして、これらは将来の投資の一つだと考えております。これら一つ一つの取り組みに、農業振興あるいは観光振興の大きな取り組みとして、町づくりに貢献できるものだというふうに考えております。

次に、この都市計画についてのご質問であります。最初に、現在の進捗状況についてお答えいたしますが、平成24年度は、基礎調査を実施いたしました。その内容であります。地区の区分や人口、それから住宅、産業、それから建築、土地利用、土地条件等の現況分析を行っておりまして、その結果をもとに、平成25年度に都市計画の、いわゆるマスタープランを作成する予定となっております。マスタープランの内容は、都市づくりの目標、それから全体構想の策定、地域別構想の策定、それから実現化方策の検討とか、計画書のまとめ、合意形成手続は、組織してあります都市計画審議会等が主な内容であります。その後、26年度に用途地域の変更案の検討を行いまして、用途の見直しを行う予定になっております。

次に、過去の用途見直しの経過のご指摘でございますが、昭和44年度に町の一部が都市計画に計画決定されました。これは、加茂の都市計画の一つの中で決定されたものであります。いわゆる都市化が進んでいる坂田から下吉田までを準工業地域、15.4ヘクタール、住居地域が79ヘクタールの用途地域が最初に指定されました。その後、昭和48年に都市計画区域がほぼ全町に拡大され、坂田から原ヶ崎までの197ヘクタールの用途地域を指定してきたところであります。その後、平成8年に都市計画法及び建築基本法の改正によりまして、用途が細分化され、現在に至っておるわけですが、それ以降は、私がかかわったことでありまして、これは今まで見直していない理由としましては、弁解になりますが、いわゆる全体のマスタープランの作成の取り扱いにつきましては、社会・経済の情勢の変化に対応するための必要な検討がなかなか進まなかったというようなことでございました。見直しができなかったと伺っておりますけれども、平成12年の全体のマスタープラン作成は、これは実は国、県の指導で策定をいたしまして、その1年から2年後に用途の見直しを行うべきでありましたが、実際にはできませんでしたが、区分の改正だけそのときは行いました。区分の改正だけ行いましたが、その後は、いわゆる市町村合併などによりまして、新市将来都市構想などあって、田上町も新しい町づくりを検討してきたわけでありましたので、用途の見直しはしないでしまいました。その後、単独の町政の運営を選択したわけでありますので、財政再建をしまして、いわゆる自立推進プログラムの策定に関係いたしまして、財政フレームの見直しなどをしながら、自立の町づくりを優先する中で、ようやくある一定の財政再建が目に見えてきたということで、23年度から第一種低層住宅の見直しを一つの出発点といたしまして、着手してきたということでございます。

今後については、実情に合わせまして見直しまして、具体的な大規模開発等の案件が立案されれば、財政状況も考慮しながら見直しを着手をしていきたいと考えております。これは、主にJRから西側のほうの開発を今後検討しなければいけないということ、今提案していますので、その見直しもしながら順次進めていきたいと、こう思っております。

なお、平成25年度作成するマスタープランでは、403号バイパス開通に伴った事柄、また将来の都市構造とか、土地利用法等を明記した、今ほど申し上げました、特に403号、JRから西側のほうの見直

しをしっかりと、都市計画審議会の中を経て作成する予定となっております。

次に、プロセスにおける議会説明であります。この策定案の原案が完成した段階では、必要によりまして全員協議会で詳しく説明しながら、議員の皆さんからもご意見をいただきたいと、こう思っております。実際は、議会からも委員を派遣していただいておりますので、また細かな点は全員協議会のところと、こういうふうになっております。

次に、地域コミュニティの活性化についてのご質問がありましたので、お答えしますが、ご承知のように、現在交流の町づくり事業といたしましては、タケノコ掘り体験事業、ホテルの里事業など、7つの事業を展開しております。交流の町づくり事業もスタートして、平成24年度で3年を経過いたしましたので、特に今年度の事業も一応終了したということで、先般総括を行いました。その総括の内容といたしましては、各団体とも町づくりに非常に熱心に取り組んでおられまして、事業の成果としては、交流人口の増加となる一定の成果が得られたというふうに結論づけています。各団体の交流の町づくりに対しましては、熱心に取り組んでいただいていることは、町としても非常に心強く感じるところであります。また、交流の町づくり事業の今後の方向としては、7つの事業を継続実施していくこと、例えばタケノコウィークなどと銘打ちまして、事業展開を図りまして、イベントカレンダーのようなものを作成しながら、今までと変わった形で町内外にアピールしながら、交流人口のさらなる増加となるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、人材育成コミュニティ組織の展開についてであります。これは町の側からいきますと、いわゆる出前講座を現在は実施しているわけですが、地域に出向きまして、地域の要望のあるところに主にでございますが、出向きまして、防災関係等の講座を開催しながら、いわゆる防災に関する基本的な知識なども地域から知っていただきまして、リーダー的な存在を育成していくよう取り組みを現在考えているところでありまして、そのリーダーが牽引役となることによって、コミュニティ組織活動の展開が推進できると考えております。

次に、助成金の件でございますが、なお、地域コミュニティをさらに進化するために、交付金を配分したらどうかとの提案であります。確かに、自治体という、田上町には正式には自治組織というふうには言っておりませんが、進んだところでは自治組織になったり、かなり自主性を重んじてやっている地域のこと、推進しているところもあります。現在はまだそこまで行っていませんが、今あくまでも既存の事業推進母体であります公民館事業ということで、各地区に助成金を活用して、地域コミュニティの活性化につなげていただいているところでもあります。まだまだ田上町では地域によっては、必ずしも地域コミュニティがしっかりとれているところが、まだそこまでの地域に行っていないところもありますし、二、三進んでいるところもありますが、これらにつきましても、特に今心配しているのは、複数の区のあるところは大変進んできているなというふうに思っております。区長さんが1人のところは、相談相手がないというようなこともございまして、なかなか進まないというようなこととございますので、その辺あたりも相談業務を進めながら、全町に、いわゆるコミュニティ活動を推進していくように努力をしてみたいと思っております。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 皆川議員の一般質問の途中であります。お昼のため暫時休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（泉田壽一君） 休憩前に引き続いて一般質問を行います。

6番（皆川忠志君） それでは、午前中に引き続きまして2回目の質問をさせていただきます。2回目は、少し焦点を絞って見解をお聞きしたいというふうに思います。

まず、予算編成の基本方針、先ほど町長から答弁いただきました。そんなにすれ違った内容ではなかったというふうに思いますけれども、先ほど町長のほうから「次の人」というような発言もございましたので、私も言いやすくなったのですが、今回の予算は、来年町長選もございまして、その意味では、町長の4期目の総仕上げという意味合いもあるのではないかとこのように実は思っていて、これはあえて言うことではないかもわかりませんが、町長が今までやってきた思いが前面に、もう少し出てもいいかなというふうに思っておりまして、そういう意味から、見解をお伺いしたところもあります。したがって、ここは答弁できるものなら、町長の答弁をいただきたいというふうに思っています。

次は、財政改革でありますけれども、先ほど業務改善検討委員会、検討会で検討しているという話もございました。大体どのぐらいの程度の額なのか、わかる範囲で結構ですので、どのぐらいの削減額があったのか、実績といたしますか、予算に反映した額をお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、将来の投資の関連ですけれども、今回の専決処分でも、減債基金に4,000万円、それから財調に約6,000万円の繰り入れを行いました。財政計画、経常収支計画も重要でございますけれども、これからの税収の確保の観点から、ぜひこのところは着目してほしいということでございます。そこで、2点についてお考えを伺いたいというふうに思います。

1つは、教育分野で特色のある学校づくりということで、先ほどの答弁では少し具体性に欠けている部分があるかなというふうに思っています。したがって、私は、今後のこれからの子供たち、それから社会に出ていく子供たちのために、学校ではできる範囲のことをやってやるというのが、私は特色のある学校づくりになると。これが、ひいては町民が増える、にぎやかな町になるのではないかなというふうに思います。というのは、その中にIT化に強い学校、それから国際化への人材育成という面から、希望者によって外国へのショートステイ、こういう特色、言ってみれば特殊というか、そういう部分を含めた学校づくりということも必要ではないかなというふうに思います。とっぴなことを言っているわけではなくて、これからの子供たちが生きていく上で、私は必要ではないかなというふうに思っていますので、この見解を伺いたいと思いますし、その下地づくりも大切ではないかなというふうに思っています。

次に、農商工連携に関してでございますけれども、これは昨年、私どももいただきまして非常に評判がよいものでございました。これの最近では、販売店に行っては見かけるのですが、なかなか町民の間に話題にならないというところもあります。このフォローはこれからどうするのか、もう少しPRをしてもいいのではないかなというふうに思いますが、このあたりの見解をお聞きしたいなというふうに思っています。

それから、もう一点は、農商工連携については、イノベーションという画期的な開発のようなイメ

一ジではあると思うのです。これは、時間もかかりますし、費用もかかります。したがって、今ある施策の周辺、これをもう少し開拓あるいは開発すべきというふうに思っています。これは、非常に皆さんも取り組みやすいのではないかなというふうに感じているところであります。農商工連携に関して、もう一昨年になりますけれども、同僚議員が特産品の認定制度の質問をしまして、農商工連携協議会で話をしたというような答弁ございました。これは、今どうなっていますか、お聞きします。非常に難しいという話がありますけれども、今現状どうなっているのか、お答えできる範囲で見解を述べていただきたいというふうに思います。

農商工連携について、最後は、昨年あのようなおいしいものを開発したというところは非常に評価するのですが、生産から加工販売、これの一環体制を町としてつukれないものかと、私は将来的にはそうあるべきかなというふうに思っています。非常に育成することに時間を費やすかもわかりませんが、田上の特産品と言いつつ、後ろのラベルを見たら、生産者は新潟市とあったら、これは買った人がおやおやと思うと思うのです。私も、ほかのところへ行ったときにお土産品を買くと、生産者がそこだと、何だそこ行けば買えるのかというような受けとめ方もします。したがって、今後、農商工連携は開発と、それから加工、販売まで、これが田上でやっていると、これは雇用も生む話ですので、その部分を少し検討進めるべきだというふうに思っておりますので、ここの見解を伺いたいというふうに思います。

次に、都市計画の関連ですけれども、前回の平成10年にマスタープランができました。この時期は、まだ人口が増えている時期であったわけです。平成12年、1万3,643人、これがピークです。町は、1万5,000人を目標としましたが、このピークからあと下降線をたどっているという現状であります。この2月末では1万2,754人ということで減っています。したがって、私は、ここの都市計画の作り方の基本なのですが、これからは消極的なものではなくて、戦略的あるいは積極的な都市計画をつくるべきだと。私は、今主義主張の面を言っているかもわかりません。具体的にこうなさいということは、まだ言える段階ではないので、こういう考えで作ってくださいよということを意見を述べておりますので、この見解をいただきたいというふうに思います。

そのかぎは、町長からも答弁がありましたけれども、まさに国道403号線バイパスであります。JRとの間に農地もございませぬけれども、農業は、農業としてほかの施策を考えるべきです。町は町で、都市計画は都市計画でもっと考えていくべきだというふうに思いますので、ぜひここの見解をお聞きしたい。私がどうしても、都市計画になぜこんなにこだわっているかと申し上げますと、国道403号線バイパスが全線開通しましたら、新潟市からの人口流入を想定したいというふうに思っています。先ほど町長は、人口の動態に関してご答弁ありました。増えているのは、聖籠町と湯沢町というふうにおっしゃいました。これは、平成23年10月から去年の9月までのデータなのです。実際に、平成23年度1年間でデータが新潟県から発表されていますけれども、その中では1位は聖籠町、2位は新潟市なのです。新潟市が80万人を超えて、なおかつ人口が増えているという状況です。私から言わせると、ちょっと言葉悪いですけれども、よだれが出そうな感じなのです。少し車を走らせればもう新潟市です。したがって、私は、こういう新潟市をイメージといいますか、流入をイメージした都市計画づくり、これが必要ではないかと、これに立脚した都市計画が必要ではないかなというふうに思っています。人口をもう少し新

潟とシェアしたいというのが、私基本にございますので、その部分の見解をいただければお願いしたいなというふうに思います。

それから、地域コミュニティの関係ですけれども、先ほど出前講座とかいろいろお話ありました。まだこれは、地域としていろんなものを、話を役場から聞きたいということで、昨年からはじめたと思うのですが、私は、一番大事なのは、地域、地区、自治会において、もう少し人材を育てる、いわゆる地区コーディネーターみたいな、大げさに言うと難しいなというふうを感じるかもわかりませんが、地区内を調整する、そういう人材を育てていくということが大事ではないかなというふうに思います。先ほど、なかなか地区でこういうのが進んでいない地区もありますよという話ありましたが、ありましたよだけで諦めたら、もうそれで終わりです。だめなものは、だめになるだけなのです。だめになるから何とかしなくてはいけないというふうに思っています。こういうところにもう少し、地域に入り込んだ政策を実行していただきたいという気持ちであります。人材を中心にして、地区内に協議会のようなものをつくっていくと、もう少し町民にも寄り添うというか、アプローチしてもいいのではないかなと思うのです。町民の方も、私らにいろいろ言ってくる方もいます。恐らく興味がある方はいっぱいいるのです。そういう方を、もう少し焦点を当てていただきたいというふうに思います。

次に、助成額の関係ですが、今現在、上限15万円で、年間170万円の公民館助成額があります。今年度もそうですし、25年度も同額であります。これを先ほど申し上げた町民数で割ると133円なのです、133円。これは、高いか低いかという議論はあるかもわかりません。しかしながら、ここでは私は、先ほど500円の話をしましたけれども、もう少し金額を増やしてもいいのではないかなというふうに思います。よく金がない、金がないとおっしゃるので、例えば3年限度でまずやってみると。これは、ほかの自治体でもいろんな事業をやるときに、期限つきでやる場合もあります。私は、いいとは思っていませんけれども、金がない、金がないということであれば、そういう方法も一つではないかなというふうに思っておりますので、ここの見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。500円で地域が連帯感を持つ、これは安いことではないでしょうか、という思いでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、皆川議員のご質問にお答えしますが、最初に、業務改善検討会のところのご質問でございましたが、実は第1回目の会議でございましたので、これまでの業務改善の問題点とか、各課が抱えている係長もしくは副参事の地位で感じたことを述べてもらって、今後のポイントについて述べてもらったということで、第1回目の会合であります。次回のテーマは、また設定をいたしまして、もう少し詰めていくということになっておりまして、実際には財政的なところまでは踏み込んでおりません。そういうことで、理解をお願いしたいと思っておりますが、1点はそういうことでございませぬ。

それから、2点目の魅力ある学校づくりで、今皆川議員のほうから、いわゆる国際化、グローバル化した社会でのこれからの若者の生き方とか、そういった観点から、特色ある取り組みが必要だろうと思ひつてのご発言だと思ひますが、まさにそのとおりで思ひつておりますので、特に田上町もこれまでにALTを何回かいろんな方にお願ひをしてきましたが、成功したこともありますし、だめなときもありま

したので、今来ている方は、日本の生活が長い方で、大変状況もわかる方でありますので、ある意味では中学校、小学校での英語の、いわゆるコミュニケーションのところは大分効果が出てきていると思いますが、いかんせん週一、二回の授業では、私も英語の教員でしたからよくわかりますけれども、ほとんど効果がありません。やっぱり毎日やって何とかというようなことで、本当は週5日なり、毎日英語の授業があつて、英会話の授業があつてこそ効果が出るわけでありますが、今とりあえずは英語のにおいをかぐ程度の授業だろうと私は思っていますので、そうではない形で、実は中学校のほうでは課外活動もやっておりますが、これからもう少しこの辺あたり、今田上町は単費でALTをお願いしているわけでありますので、そういったディベートができるようなところまで持っていければ一番いいわけでありますが、今後この点については力を入れていくことでありますので、ご理解願いたいと思っております。

3点目の農商工連携に幾つかいろんなご提案もあつて、要望もあつたわけでありますが、農商工連携は、まさにもう今始まつて、まだ3年ぐらいしかたつておりませんが、試作品の段階でございます。湯田上温泉のスイーツについては、ある程度もう完成品になって販売しているわけでありますが、いわゆるPRのところはまだまだ不足をしております。そういったことで、今後も作品の、いわゆる成果品のPRをしていくことを農商工連携でも検討しているわけでありますが、努力はしていきますが、いわゆるイノベーション、技術改革につきましては、なかなかそれは一言で言うとなかなか簡単なのですが、実際には専門家も入つて、新しい試作品を開発をしている段階でありますので、これと同時に、やっぱりこれは販売網をしっかりとっていくことが大事だということを提起をしているわけでありますが、農商工連携のほうでは、まず作ることが先だというふうになっておりますが、またやはり販売網を作ることも同時進行だということでやっていかなければいけないと、こういうふうに思っております。その辺の開発とか加工については、担当課長のほうから現状どうなっているかということ、もう少し詳しく説明をしてもらいますが、現状では、先日も作品の試食会があつたようでありますが、そのような説明をして、担当課長から説明をもらいます。

それから、以前議員のほうから、池井議員からだったと思いますが、いわゆる特産品の認定者制度についてということで、これも農商工連携の中で検討してきたところでありますが、これについても、その2点について、後ほど担当課長に現状を報告してもらいます。

それから、次の都市計画につきましては、平成10年度は、いわゆるマスタープランは作成したわけでありますが、細かいところの具体的なものについては作成をしなかったというのが、先ほど申し上げましたのに、合併で新都市構想というのがありましたので、そことダブってしまいましたので、しなかったということでございますが、いわゆる戦略的都市計画をすべきだということでございますが、やはり皆川議員がご指摘の、やっぱり人口の流入、人の流入を考えた都市計画をすべきだというのは、それはごもっともでございますので、先ほども1回目の答弁に申し上げましたように、やはりJRと403号の間のところが、いわゆる居住地域になっておりませんので、この辺の町づくりを進めたいと、こういうふうには考えております。いずれ坂田のほうから順々に都市計画が色塗りが行われてきたわけでありますので、最終的には湯川のほうまでということになっておりますが、なぜそこを進まなかったかということ、飛び飛びの山のほうに農地があつて、なかなかそれが一つの問題になっておりまして、田上町の全

域が都市計画にならなかったということがございます。今、403号現道の上のほうは農振地区には一応入っておりますけれども、それを外すことはそう難しくない状況になってきましたので、全体的な都市計画は、そういう将来的な人口増も考えたこと、あるいは企業誘致も考えた形で工場立地地域、それから住宅地というようなことで、個別的な、いわゆる戦略的都市計画にしていきたいと、こう思っております。担当課と話しているのは、そういう具体的なものの町づくりは、今のところに入れられるかというのと、なかなかそうはいかないというようなことがございますので、なぜ入れられないかというのと、やっぱり具体的な計画、例えば田上駅裏にこういう建物を作るとか、あるいはこういう町づくりをするという具体的なものがないと、なかなか都市計画に盛り込めないということがあるということがだんだんわかってきましたので、その辺をもう少し検討していきたいと思っております。

それから、次の地域コミュニティにおいての、いわゆる地区においての人材育成ということでありますが、基本的には、各区長さんが中心になって、地域の方でやっぱり有能な方を積極的に育てていくというようなことを、まずしていただかないと、やっぱり町のほうから誰々さんというわけにはいきませんので、区長さん方が中心になって、地域の発展のために働いて、有能な方をやっぱりピックアップをして、そういう地域づくりをしていただければということでもあります。そういったことで、具体的なことが進んでいった場合に、例えばその次にお話しありました、助成金の増額ということは、25年度はもう既に予算、今までどおりに決定いたしましたので、25年度は継続ということで据え置きになっておりますが、そういう各地域づくりのために、やはり一生懸命になって、いわゆる具体的な計画に基づいて事業を進めていくということであれば、当然これからの町づくりの大事な視点でございますので、今後検討させていただきたいなど、こういうふうに思っております。

以上であります。

産業振興課長（乾 彰君） 皆川議員のご質問でございますが、まず加工の関係でございますが、今農商工連携で加工を主にやっている品目、越の梅、ル・レクチュ等を使つての加工品が主という部分になるかと思っております。田上でも、まだこの農産物以外にもいろいろな部分があるわけでございます。タケノコとかも田上の産地というふうなことで、私も思っておりますけれども、今後につきましては、この加工品の部分につきましても、何とか品目を増やすというふうなことで考えていかなければならないという部分、あと協議会の中でもそのようなことで考えているわけでございます。

あと、それと販売の関係でございますが、最近町内でも見られるということでございますが、もう少しというふうなことでございますが、販路の関係につきましても、これも前、私のほうで一回ご説明したことがあると思うのですけれども、まだ商品の陳列ケースが設置しておられないようでございます。これは、やっぱり大型店舗、例えば町でも何店舗かあるわけですが、すべてというわけにはまいりません。ある程度お客が集客するところに、それも協議会のほうで陳列ケースを作って、そこで田上でできた農産物、農商工連携でできた成果品を陳列して、住民の方からも幅広く買っていただくというふうな趣旨でございます。それで、棚のほうもちょっと、商工会にも私も再三ちょっとお聞きしているのですけれども、やはりいろいろな、今でもご意見があつて、ああしよう、こうしようというふうなまだ段階というふうに伺っております。今、そんな状況でございますけれども、私とすれば、もうすぐにこの陳列ケースもできて、多くPRもできるのかなという部分でございます。



あと、それと認定制度の関係でございますが、これも農商工連携の中の検討の課題の一つでございます。例えば梅干しでございます。田上の梅干しを認定制度にならないかというふうなことで、農商工連携の協議会の中でも協議してまいりました。それは、作る過程はほとんど同じかと思うのです。何が違うかという、天日干しの日数なのだそうです。それで、それを農商工連携の協議会のほうでこういうふうにしようかと言っても、農家とすれば、例えば2日でもいいという人もいるし、3日、4日とか、その日数が、梅干しを作る生産農家の方によってもいろいろ違う、おれのところ2日でもいいというのに、何で4日もしなければだめだと、そういうふうなところまで波及するのではないかということで、この辺の考え方については、まだ今そこでとんざしているところでございます、この辺も梅干しだけではないのですけれども、今後やっぱり何らかの方法で梅干し、それから梅干し以外の加工品についても、この認定制度についても、今後の課題になりますけれども、今後検討していかなければならないのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

6番（皆川忠志君） 2回目の質問終わりましたけれども、3回目、今ほど答弁いただきました。まず、25年度の施政方針についてでございますけれども、私は、期待した町長の思いというのが、答弁がなかったのですが、これはいたし方ないかなと、これは言いたい、言いたくないがあるでしょうから、これはいたし方ないというふうに思っていますけれども、先ほど見直し、行財政改革の協議会が始まったばかりだということなのですから、これは始まったばかりの話ではなくて、行財政、私は、去年の3月議会でもお聞きしているのです。これは、その都度予算編成をやる時に、その都度この事業はどうするのだというのをしっかり見ているはずだと思うのです。いつまでもこの事業、これでいいのかというふうに思っていたら、生きた金の使い方にはならないと思うのです。したがって、協議会が始まったからこれからですという話は、私はちょっと受け入れられないと思うのです。今まで、では本当にやってきたのかと、実はこういうあれもありました、これもありましたというふうに言われましたけれども、確かにやってこられたとは思いますが、額が私はお聞きしたかったのですけれども、その正確な答弁がないということは、実際には額は出ていないというふうに理解しても、そういう理解でよろしいかどうか伺いたいなというふうに思います。

それから、農商工連携については、今ほど担当課長からもお話聞きましたけれども、認定制度にしてもそうなのですが、こうこう、こういう理由でだめなのだという理由が、まずありきのように思えてなりません。認定制度というのは、私も勉強不足かも知れませんが、ある基準があって、それに合格するといいますか、それに適合するものが認定されるのだろうなというふうには思っています。例えばB級グルメでグランプリを取った、何々のところのグランプリを取ったのだけれども、これはこういう基準があって旗を揚げられると、そういうB級グルメの協議会があって、地元の協議会があって、こういう材料を使って、こういう出し方をして、それでここの特産品に認定するというような形で選ぶらしいのです。したがって、田上はどうするかというところでございますけれども、ここはもう説得してもらえないのですよ。進まないではないですか、それでは。いや、実は恐らく生産者の方は、個々の理由はあると思うのです。個々の理由もあるし、それから技術を持っている方なので、職人さんだと思うのです、職人かたぎと言われるといいますか、名人の方もいるかも知れませんが、こ

こはもう少しご努力をいただきたいというふうに思います。ぜひこの農商工連携は、将来のかけ橋というふうに私は思っていますので、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

それから、特色のある学校づくりについては、現状わかりましたけれども、さらに一歩進めてほしいというところがございます。

それから、都市計画につきましては、いろいろな難しい問題は多々あるかと思えますけれども、都市計画は、総合計画の下の上位の計画だというふうに理解しています。したがって、下のほうは用途は別にして、どっと網をかけるということは可能だというのは、この前の産業振興局の方のお話を聞いて理解しました。このどっとかけるということはできるわけですから、そのところはもう少し、先ほど町長は、戦略的、積極的というふうにおっしゃったので、そのところの検討を、答弁は要りませんが、そういう考えでやっていただきたいというふうに思っています。

それから、それに付随して、前回のマスタープランが、実は私見たときに、3冊の分冊になっていて、ペーパーベースです、しかも部数がないというふうになっています。ぜひこれはデジタル化して、町のホームページ等に入れてもらいたい。これは、インターネット見ると、ほかの市では、例えば横浜とか相模原とか、みんな出ていますよ。だから、もう冊子の時代ではないと思うし、我々が見たいときに見られないということは、それはどうも最近の動向としてはちょっと合わないのではないかとこのように思うのです。したがって、ここはもう少し町民の皆さんも含めて見られるように努力をしていただきたいというふうに思います。これは、答弁を求めたいというふうに思います。

それから、先ほど自治会の関係で、3番目の質問ですけれども、自治会からそういうふうな人材が育ってほしいというような答弁ございました。ここは、町から、町のほうがもう少しアプローチしませんか。自治会から話が上がるまで待つ、自治会からこういう金が、要求があったら出す、そうではなくて、町がもっと自主的に、地域が明るくならなければ町明るくならないではないですか、これができるのは町ではないですかと私は思うのです。こここのところの見解をぜひもう一度お願いしたいと思えます。

以上で3回目の質問を終わります。

町長(佐藤邦義君) お答えしますが、どうも質問の趣旨が、実はわからないことが、最初のところがそうなのですが、実は業務改善計画の中で、行財政改革の効果は何だと聞かれています、その意味が本当のことってわかりません。というのは、行財政計画というのと、いわゆる業務改善計画というのは、別というわけではありませんが、いわゆる例えばこの業務改善計画の次のテーマは、こういうふうに設定しているのですが、例えば接遇の問題とか、部下への指導とか、助言のあり方とか、課内の意思の疎通の上手な図り方とか、課内をまとめていく、係内をまとめていく、こういった非常に初歩的なことでございますので、今回の場合は、行政改革との直接の関連というよりは、むしろ今回の望ましい町のあり方についての話し合いをしましたので、今資料もらってきましたのでお答えしますが、財政健全化の総括、このことだろうということですが、そういうことであれば、ちょっと今私の頭の中にはまとまっておりませんので、お答えできかねますので、後ほど総務課長のほうから説明をさせていただきます。

農商工連携のことについては、もともとこの農商工連携というのはいろんなとらえ方がありますが、

私は、田上町の農家の方が、やはり意欲的に農産物を作っていく、そして販売をして、簡単に言えば豊かになっていくという、そのために商工の皆さんも連携してほしいという観点で来ておりますので、残念ながらまだまだ農家の方は、この話を何回もしても、やっぱり作ることが精いっぱい、売るところまでいかないというのが大体異口同音に聞こえてくる場所でもありますので、農家の方が本当に連携をいたしまして、先ほどご指摘あったように、加工工場も作って、販売もということにいくようには、今後努力していきたいというふうに思っておりますが、なかなかそこまでいかないというようなことが現状でありますので、今やっとなげ出したと、走り出したということでございますので、よろしくお願ひします。

それから、都市計画は、ご承知のように加茂都市計画の中の田上町の都市計画でございますので、先ほどお答えしましたように、坂田のほうから順々に都市計画をしてきたわけですが、用途変更、今回は特にこの用途変更をしっかりとやっていきたいと、こう思っておりますし、そのマスタープランのデジタル化ということについては、これはまた持ち帰ってしっかりと研究をして、できることであれば早急にやっていきたいと、こう思っております。

それから、最後の自治会の人材育成ということでございますが、ここは私の考え方と皆川議員の考えが少し違うようでございまして、田上町で各地域にいろんなお願ひをしてきているわけですが、田上町のその地区、地区で、やっぱりそれなりの独特な考え方というか、目指しているものがいろいろありまして、一概になかなかできません。今、かつて明るい家庭づくりということで、本田上のほうも指定されて、あれを契機に実は本田上の皆さんが積極的に地域の活動を展開してきたということで、大変すばらしいなと思っておりますが、一番最初には、私の住んでいる川船が、明るい家庭づくりしました。ちょうど私はそのときダブって区長しておりましたので、川船でもそういう取り組みをしましたし、その後羽生田地区でもなりましたが、そういった形でテーマを決めてということであれば、町でも指導できますが、もう少し区長さんたちから意欲的に町づくりを作って、同時に人材育成をしていただきたいなと思っております。やはりこういう人をお願いするというふうには、町としてはなかなかいかないということでもありますので、よろしくお願ひします。

行財政改革の成果につきましては、総務課長のほうからお話ししてもらいます。お願ひします。

総務課長（今井 薫君） それでは、私のほうから補足のほうさせていただきますが、ちょっと勘違いございまして、町長は、業務の改善検討委員会を中心にやっているのだという部分で、その部分では財政の健全化についての総括とはまた別の問題でございまして、役場の内部の業務、それから町長お答えしましたとおり、自主財源の確保等の観点から、徴収率の向上等を目的とした職員内の研修でございます。

それでは、私のほうから若干、財政の健全化につきまして総括したものもございまして、後ほどもし皆川議員、必要であれば資料としてお上げするのも可能でございますので、お渡しいたしますので、請求していただきたいと思っておりますけれども、財政健全化につきましては、今も進行形でございます。別にやめたわけではございませんし、具体的に数字等も入っているものもございまして、主な効果の内訳という一覧表もございまして、歳入につきましては、当然使用料、手数料の見直しを行ってきておりますし、負担金についての見直し、また諸収入の見直しもやってきておるところでございます。それから、歳出につきましては、特に去年お配りしたかと思っておりますけれども、職員の数と、それから人件費

の部分で、何年間の資料をお渡ししてあると私は思っているのですけれども、それをちょっと見ていただきたい部分と、当然今ほど申し上げたとおり、議員の定数の見直し等も含めまして、職員の退職不補充の考え方で努めているところでございますし、ほかに経費の見直しということで、賃金とか臨時職員、それから費用弁償、町長交際費等も含めましての削減に努めているところでもございますし、あと事業の見直しということで、当然いろいろ事業があるわけですが、そういうものも含めて今やっているとございます。それから、補助事業の見直し、それから委託事業の見直し、それから繰出金等もございまして、予算の要求時における枠の配分等もいろいろあるわけでございます。それを含めて、今進行形の財政の健全化に努めているところでございます。

以上です。

議長（泉田壽一君） 皆川議員の一般質問を終わります。

---

日程第2 議第1号 専決処分（平成24年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について

議長（泉田壽一君） 日程第2、議第1号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 池井 豊君登壇）

総務産経常任委員長（池井 豊君） 総務産経常任委員会に付託されました議第1号 専決処分（平成24年度田上町一般会計補正予算（第6号））の議定についての報告について、審査の結果は承認でございます。

補足説明します。1月28日に専決された、除雪関係費を中心とした専決でございます。修繕料として、消雪パイプや排土板、除雪機のエッジ等でございます。当初予算で7回見込んでいたところに、プラス3回分だということです。

質疑の中では、消雪パイプはどのくらいの、何カ所ぐらいの修繕があったのかという質問がありました。大小で30カ所程度だというような答弁があったところでございます。

審査結果は、承認でございます。

以上で報告を終わります。

議長（泉田壽一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第1号は委員長報告のとおり決しました。

- 
- 日程第3 議第3号 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について  
議第4号 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について  
議第5号 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について  
議第6号 田上町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について  
議第7号 田上町都市公園条例の制定について  
議第8号 田上町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について  
議第12号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
議第15号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について  
議第16号 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について  
議第17号 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正について

議長(泉田壽一君) 日程第3、議第3号から議第8号まで、及び議第12号並びに議第15号から議第17号までの10案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 池井 豊君登壇)

総務産経常任委員長(池井 豊君) 総務産経常任委員会に付託された議案についての審査報告を行います。

まず、議第6号 田上町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、審査結果は原案可決でございます。

審査内容について補足いたします。議第6号につきましては、道路法施行令に今まで盛り込まれていたものを、一括法により町の条例に定めるものでございます。内容は、町の道路構造の技術的な基準というふうな形になっております。

審査の内容を補足説明させていただきます。質疑では、大まかにこの後の議案にも関連するのですが、国から町に条例を、国が定めていたものを町の条例化するというので、内容的には国が今ま

で定めていた法令のものが、そのまま町の条例にうたわれているものです。それに対して質疑があり、せっかく町で条例化するのであれば、町の現状に合わせた条例制定が必要ではないかというようなご意見がございました。例えば今回の議第6号においては、5級というような田上町ではよく見られる、いわば利用量や大きさの小さい道路というのが中心になってくるのでございますが、5級に関しての明記がないというような、そういうような質疑もございまして、この条例が田上町にとってのしっくり来ないのではないかというような指摘がございました。

これに対して、執行の答弁は、県の指導、ひな形により条例をつくったと。全県で定めた技術基準の表記に従ったものだというような答弁がございました。そこで、さらに委員から、いや、そんなものでは町の住民が見てもわからないし、町にぴったり合っていない、一括法で町の条例に定める意味がないのではないかというような指摘がございました。そんな中、今回は県の指導のもと作った条例ではありますが、今後条例の運用の中で、町にしっくり来ない部分は修正していくというような答弁もございました。以上が議第6号についてです。

続いて、議第7号 田上町都市公園条例の制定についてです。審査結果は原案可決です。これも、都市公園法と高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律というものが、町の条例に盛り込まれるものでございます。田上町においては、該当する都市公園というのはYOU・遊ランドが該当することですが、これについても条例がもっと身近なもので、わかりやすい表現であってもらいたいというような意見が出されておりました。審査結果は、原案可決でございます。

続いて、議第8号 田上町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の制定についてです。審査結果は、原案可決です。これも一括法に基づいて、下水道法から町の条例に盛り込まれるものでございます。構造と維持管理の基準を定めたものでございます。ここは、質疑はなかったものの、同様の扱いでございました。審査結果は、原案可決です。

続いて、議第12号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。審査結果は、原案可決でございます。

補足説明いたします。議第12号は、家畜伝染病等で死んだ鳥だとか、または屠殺された家畜等の処理に関する特殊勤務手当の制定でございます。これは、県の条例の改定に伴って制定されたものです。審査結果は、原案可決です。

以上で委員長報告を終わります。

議長（泉田壽一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 熊倉正治君登壇）

社会文教常任委員長（熊倉正治君） 社会文教常任委員会の付託案件審査報告を行います。

議第3号 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、これは国の特別措置法が公布されたということで、町の条例も制定の必要があるということでの提案がございました。具体的な行動計画は、平成21年度に策定したインフルエンザの対策に基づいて、現状は行うというような説明がござ

いました。原案可決でございました。

それと、議第4号、議第5号も関連しておりますが、田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について、議第5号 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について、いずれも国の一括法の関係での制定の必要があるということでの条例でございますが、今保明で建設をされております認知症のグループホームの関係が、ここに該当してくるという説明でございます。それぞれ4号、5号とも原案可決でございましたが、質疑の中では、保明の施設は3月末で工事は完了すると。5月1日開所の予定であると。募集は、今日は何かチラシが入っていたようですが、町の広報紙でも募集を行いたいというような業者からの話があるというような説明がございました。以上が4号、5号でございます。

それと、議第15号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について、これはDV、家庭内暴力に対応した条例改正ということでございますが、審査の結果は、原案可決でございます。質疑の中では、今現在法律というか、DVに関する該当者はどうなのかという質疑がございまして、裁判所でいう決定というものは、町内ではないという説明がございました。また、ひとり親家庭は105人というか、105世帯ということでございまして、親と子合わせて264名になるという答弁がございました。

それと、議第16号 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について、これは、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに変更されたことによる改正ということでございまして、審査の結果は、原案可決でございます。

それと、議第17号 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正について、これも議第16号と同じで、国の法律の名称が変更されたことによる改正ということでございました。原案可決でございます。

以上でございます。

議長（泉田壽一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第3号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第4号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第5号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第6号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第7号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第8号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号の採決を行います。



お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第12号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第15号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第16号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第17号は委員長報告のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

---

午後 2時35分 再開

議長(泉田壽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 議第20号 田上町道路線の認定について

議長(泉田壽一君) 日程第4、議第20号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 池井 豊君登壇)

総務産経常任委員長(池井 豊君) 総務産経常任委員会に付託された議第20号 田上町道路線の認定について、審査結果は原案可決です。

補足説明いたします。この議案につきましては、現地調査してまいりました。まず、原ヶ崎西15号につきましては、国道403バイパスの側道でございます。道幅が4.5メートル、舗装されている部分と舗装されていない部分が一部ございました。

続いて、本田上西19号線、20号線、こちらは本田上工業団地内に走る道路でございます。これは、入り口ラップ状になって、19号線は32.5メートル、道幅9メートルという非常に立派な道路です。20号線につきましても、ラップ状になった入り口が24.4メートル、道幅9メートルという大変立派な道路が工業団地内にできたことを確認し、現地調査を終えました。質疑等なく、原案可決となりました。

以上で報告を終わります。

議長(泉田壽一君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第20号は委員長報告のとおり決しました。

- 
- 日程第5 議第21号 平成24年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について  
議第22号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について  
議第23号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について  
議第24号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について  
議第25号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について  
議第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
議第27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について

て

議第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について

議第37号 同年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について

議長（泉田壽一君） 日程第5、議第21号から議第28号まで及び議第37号の9案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 池井 豊君登壇）

総務産経常任委員長（池井 豊君） 総務産経常任委員会に付託されました議第21号の報告をいたします。

審査結果は、原案可決でございます。

平成24年度田上町一般会計補正予算についてでございますが、内容的には事業の確定に伴う補正が中心でございました。この中で、質疑があったものについて中心に補足説明をしたいと思っております。まず、労働費の中で、バス路線の補助金がございました。ここについて質疑が集中いたしました、108ページのところでですね、負担金補助及び交付金、地方バス路線対策補助金についてでございます。ここでは補正額追加になっているのでございますが、説明の中で、町長査定をやっている過程の中で、特別交付税に算入されているということがわかったというような説明がされました。それについて質疑がありました。バスの交付税は、今後も続くのかという質疑に対して、今後も続くと思込んでいるというような話がありました。それから、そういうことであれば、デマンド交通だとか、また自前のバスでとかという議論が始まろうとしていたところなのでございますが、総合計画での見直しへの影響はあるのかというような質疑がございました。これからも、いろいろな方法は検討していきたいというような答弁でございました。また、デマンド交通の検討については、枝線等でフォローしていくような検討になっていくだろうというような発言もございました。

それからまた、質疑がございました。地方バス路線のこの補助金について、町長査定でわかったというのは非常に情けないのではないかと、民間企業への多額な補助金はいかかなものかと思っていけれども、交付税で算入されていたということであれば、考え方も多少修正しなければならないと、違った議論をしなければならないのではないのかと。また、なぜ今までわからなかったのかというような質疑がなされました。これは、特別交付税ということで、どの部分が充てられているかというのは100%わからないというようなことで、ちょっと特殊な事情があるので理解いただきたいというような答弁がございました。

そのほかに、質疑の中で、経済統計調査は何人ぐらいでやっているのか、6名であるというような答弁がございました。また、全般的なことなのですが、庁舎管理費等でガス光熱費、防犯灯の電気代等々、事前に対処できたのではないのかというような質問がございました。これに対して、ガスは平成24年1月から、電気は24年10月から値上がっているということで、予算を作ってから上がったということでしたが、もっと早く補正をすればよかったというような答弁もあったところでございます。

また、97ページの交流の町づくりアドバイザーの派遣の人数について、質問・質疑ありましたが、こ

れは人数がゼロということでした。

それから、109ページの農地費について、農林水産業費について、農地面的集積ですね、集積の詳細についての質疑がありました。それから湯っ多里館の人数減についての質問。それから、97ページなのですが、減債基金元金積み立て、それから財政調整基金元金積立金についての考え方についての質問がありました。これは、減債基金につきましては、平成25年をピークに3年間、ピークが来るということで積み立てるもの、それから財政調整基金については、災害がなかったので積める部分を積むというような答弁でございました。以上、いろんな質疑等々ございましたけれども、審査の結果、原案可決でございます。

続いて、議第22号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について、審査結果は原案可決でございます。こちらにつきましては、歳入で使用料の増ということで増額の補正になりました。ほとんどが交付決定か、事業の確定見込みによる精算でございます。

続いて、議第23号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について、審査結果は原案可決でございます。こちらでも交付決定や額の確定見込みによる補正が中心です。ただ、こちらのほうは、下水道会計と違って使用量減ということでの減額が盛り込まれているということは説明の中からわかりました。

それから、引き続きまして、議第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定についてです。審査の結果は、原案可決でございます。こちらについては質疑もなく、原案可決となっております。

最後に、議第37号 同年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定についてでございます。審査結果は、原案可決でございます。

議第37号につきましては、委員会開催し、社会文教常任委員会から連合審査の申し出があり、連合審査により質疑を行いました。この議第37号は、国の平成24年度の大型補正予算に伴う交付金事業に該当することになったため、補正予算を追加を行うものであります。この中で、地域の元気臨時交付金とあわせての説明が行われたところでございます。

質疑の中では、さまざまあったのですが、発言の中で、実はこの審査を行う前に、町の広報「きずな」で町長がもう事業が確定したかのごとく「町長の窓」で書いたのは、ちょっとフライングではないかというような質疑があったところ、早く町民に知らせたいという思いがあったというような説明がございました。また、今回の五明寺トンネル中心なわけなのですが、事前調査が不十分だったのではないかと、もっと慎重でなければならないというような質問がありました。答弁ですが、職員の十分な精査がされなかった、当時の書類が残っていなかったため、土盛りの部分とかがよく把握できなかったというような答弁でありました。また、工事の内容変更ではなく、根本的な工事計画の変更であるというような指摘もございました。また、今さらのようでございますが、もともとトンネルは要らないのではないかと、または新しいトンネルを掘るべきだったというような意見も交わされたところでございます。また、最後に、せっかくトンネルを直すのであれば、そのトンネルを生かす策をこれから講じていくべきだというような意見も附帯されたところです。その後、連合審査会の後、総務産経常任委員会で採決を行って、原案可決となりました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（泉田壽一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 熊倉正治君登壇）

社会文教常任委員長（熊倉正治君） 社会文教常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議第21号 24年度一般会計補正予算（第7号）でございますが、3款民生費、4款衛生費、10款教育費ということでございましたが、審査の結果は、原案可決ということでございました。

少し説明とか質疑の内容を報告しますが、老人福祉費の負担金補助及び交付金の中で、保明の認知症のグループホームへの県からの補助、これはトンネルでそっくり事業者のほうへ行くということでございますが、臨時特例補助金ということで375万円が追加されたということで、これによって既決の補助と合わせて総額で3,000万円の補助が出るという結果になっております。それと、今回新たに施設開設準備経費として1,080万円、これは1ユニット60万円ということだそうではありますが、あの施設は18ユニットあるという予定だそうでございますので、1,080万円追加がされたということでございます。児童福祉総務費の中で、幼稚園の給料、賃金等の減額があったということで、去年もそうであったというようなお話がありまして、人的体制は大丈夫なのかというような質疑がありまして、回答としては、職員の育児休業の1人分の減、あるいはパート、臨時の募集は通年行っているが、応募が少ないというような状況にあると。保育士等の数の基準を満たしているというような答弁がございました。

それと、4款の衛生費については、特に質疑はなく、事業の確定や決算見込みに基づく補正が主なものでした。

それと、10款教育費、この中で教育振興費の中で、私立高校の就学助成に関する質問がございまして、増額ができないのかというような質疑でありましたが、答弁としては、月1,000円で100人分を見込んだが、77人であったと。高校無償化で、私立高校にも補助も出ているということで、こういったたぐいの補助は廃止するところも出てきているということで、今後の検討課題だろうというような答弁がありました。

それと、議第24号の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これは特に質疑もなく、原案可決でございました。

それと、議第25号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これも特に質疑はなく、原案可決でございました。

議第26号 訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、事業の確定や出産見込みに基づく補正が主ではありますが、総務費の中でパート、臨時等の賃金が減額となっているが、きちんと訪問看護の仕事の対応はできているのかというような質疑がございました。答弁としては、件数の減や正職での対応をしているということで、訪問看護そのものの仕事は、あくまでも医師の指示による医療行為であるから、きちんと対応できているという答弁でございました。これは原案可決でございました。

それと、議第27号 介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、原案可決でございますが、

中で歳入での介護給付費準備基金が減額となっているが、これはどう見るのかというような質疑がありまして、結局この金額で現在高は7,600万円ほど残っているということでございますが、当然給付費が不足すれば、繰り入れは行うという答弁でございましたし、今後保明にできる認知症の施設が開所されることによって、この介護保険がどうなっていくかというようなことも含めて、保険料も含めて検討は必要だろうというような答弁でございました。原案可決でございました。

以上でございます。

議長（泉田壽一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論、採決を行います。

最初に、議第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第21号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第22号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第23号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第24号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第25号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第26号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第26号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第27号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第28号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議第37号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第37号は委員長報告のとおり決しました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後 3時02分 散会



別紙（１）

| 平成 2 5 年 第 1 回 田上町議会（定例会）議事日程            |         |  |      |
|--|---------|--|------|
| 議事日程第 3 号 平成 2 5 年 3 月 1 4 日（木） 午前 9 時開議 |         |  |      |
| 日程                                       | 議 案 番 号 | 件 名  | 議決結果 |
|  |         | 開議   |      |
| 第 1                                      |         | 一般質問   |      |
| 第 2                                      | 議 第 1 号 | 専決処分（平成 2 4 年度田上町一般会計補正予算（第 6 号））<br>の報告について                                 | 承 認  |
| 第 3                                      | 議 第 3 号 | 田上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について   | 原案可決 |
|  | 議 第 4 号 | 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運<br>営の基準等に関する条例の制定について                             | 原案可決 |
|  | 議 第 5 号 | 田上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設<br>備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の<br>基準等に関する条例の制定について | 原案可決 |
|  | 議 第 6 号 | 田上町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定につい<br>て  | 原案可決 |
|  | 議 第 7 号 | 田上町都市公園条例の制定について   | 原案可決 |

| 日程 | 議案番号  | 件名  | 議決結果 |
|----|-------|---|------|
|    | 議第8号  | 田上町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の<br>制定について        | 原案可決 |
|    | 議第12号 | 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につ<br>いて             | 原案可決 |
|    | 議第15号 | 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改<br>正について         | 原案可決 |
|    | 議第16号 | 田上町障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定<br>める条例の一部改正について | 原案可決 |
|    | 議第17号 | 田上町障がい者支援センター設置条例の一部改正について                  | 原案可決 |
| 第4 | 議第20号 | 田上町道路線の認定について                               | 原案可決 |
| 第5 | 議第21号 | 平成24年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定につ<br>いて            | 原案可決 |
|    | 議第22号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定<br>について          | 原案可決 |
|    | 議第23号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議<br>定について         | 原案可決 |
|    | 議第24号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議<br>定について         | 原案可決 |

| 日程 | 議案番号  | 件名                                   | 議決結果 |
|----|-------|--------------------------------------|------|
|    | 議第25号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）<br>議定について | 原案可決 |
|    | 議第26号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議<br>定について  | 原案可決 |
|    | 議第27号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定に<br>ついて    | 原案可決 |
|    | 議第28号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定につい<br>て      | 原案可決 |
|    | 議第37号 | 同年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について            | 原案可決 |
|    |       | 散会                                   |      |

別紙（２）

平成 25 年 3 月 14 日 第 1 回 定 例 会 議 員 出 欠 表

定員 14 名 出席 14 名 欠席 0 名 欠員 0 名

| 出 | 欠 | 席 番 | 氏 名         |
|---|---|-----|-------------|
| ○ |   | 1   | 今 井 幸 代 君   |
| ○ |   | 2   | 椿 一 春 君     |
| ○ |   | 3   | 有 川 り え 子 君 |
| ○ |   | 4   | 浅 野 一 志 君   |
| ○ |   | 5   | 熊 倉 正 治 君   |
| ○ |   | 6   | 皆 川 忠 志 君   |
| ○ |   | 7   | 川 崎 昭 夫 君   |
| ○ |   | 8   | 松 原 良 彦 君   |
| ○ |   | 9   | 川 口 與 志 郎 君 |
| ○ |   | 10  | 渡 邊 正 策 君   |
| ○ |   | 11  | 池 井 豊 君     |
| ○ |   | 12  | 関 根 一 義 君   |
| ○ |   | 13  | 泉 田 壽 一 君   |
| ○ |   | 14  | 小 池 真 一 郎 君 |

別紙（３）

説明のため出席した者の職氏名

| 職 名               | 氏 名     |
|-------------------|---------|
| 町 長               | 佐 藤 邦 義 |
| 副 町 長             | 小 日 向 至 |
| 教 育 長             | 丸 山 敬   |
| 総 務 課 長           | 今 井 薫   |
| 地 域 整 備 課 長       | 土 田 覚   |
| 産 業 振 興 課 長       | 乾 彰     |
| 町 民 課 長           | 鈴 木 和 弘 |
| 保 健 福 祉 課 長       | 吉 澤 深 雪 |
| 会 計 管 理 者         | 吉 澤 宏   |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 今 井 登   |

別紙（４）

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長                      中 野 幸 作

平成25年田上町議会  
第1回定例会会議録  
(第4号)

---

---

- 平成25年3月25日
- 議事日程(第4号)は別紙(1)のとおり
- 本日の会議に付した事件は議事日程に同じ
- 応招議員は別紙(2)のとおり
- 出席議員(14名)は別紙(2)のとおり
- 説明のため出席した者の職氏名は別紙(3)のとおり
- 職務のため出席した者の職氏名は別紙(4)のとおり

---

午後1時30分 開 議

---

議長(泉田壽一君) これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第4号によって行います。

これより議事に入ります。

---

日程第1 諸般の報告

議長(泉田壽一君) 日程第1、諸般の報告を行います。

本定例会会期中に所管事務調査が行われましたので、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 池井 豊君登壇)

総務産経常任委員長(池井 豊君) 所管事務調査の報告をいたします。

総務産経常任委員会は、本会期中ではございましたが、3月6日に田上町商工会館で所管事務調査を

行いました。この資料の中には、出席者、委員7名とありますが、委員6名に訂正願います。委員6名と議長です。商工会との交流会ということで、商工会の総務企画委員、早津委員長以下8名、それと相手方は商工会副会長の高野氏、それから商工会事務局3名の参加で行いました。内容は、まず基本的な商工会とはどんな位置づけなのかという商工会の成り立ち、目的、それから商工会議所との違いをまずレクチャーを受けました。それから、田上町商工会における現状と課題の説明を受け、活動状況、エコタウン田上、また農商工連携等の説明も受けたところです。そして、会員対象のアンケートの内容が示されました。会員対象のアンケートは、どちらかというと悪化しているとか、どちらともいえないというのが多くて、余りいい状況ではないというような内容が報告されたところです。

また、農商工連携の取り組みとして、最近、開発途中であるといひましようか、ススダケみたいなのどうか、簡易ススダケと申しましようか、そういうものが披露されて、これからこれも役立てていきたいというようなお話もありました。また、話の流れの中から、3年前に行われたプレミアム商品券の発売状況や、それによってどのような効果があったかというような説明もありました。

その後、質疑の中で、ざっくばらんな質疑を、意見交換を行ったところです。総務企画委員のほうから、椿寿荘の中での販売の自由化を求めるような話があったり、または商工会の新春交歓会の集いのやり方がどうだろうかというような感想を求められたりもしました。また、こちらの委員からは、農商工連携について詳しく説明を受けるような話とか、商工会行事が学校行事と重なるので何とかならないかとか、ざっくばらんな意見交換を行ったところでございます。

今回でお互いの理解も深まったということで、また町行政に深くかかわる部分があるということで、今後も意見交換をしていこうということで、第1回目の交流会と申しましようか、意見交換会の所管事務調査は終了いたしました。

以上で報告終わります。

議長（泉田壽一君） 委員長の報告が終わりました。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

- 
- 日程第2 議第 9号 田上町税条例の一部改正について
  - 議第10号 田上町職員定数条例の一部改正について
  - 議第11号 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正について
  - 議第13号 田上町使用料条例の一部改正について
  - 議第14号 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について
  - 議第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について
  - 議第19号 田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議長（泉田壽一君） 日程第2、議第9号から議第11号、議第13号及び議第14号並びに議第18号及び議第19号の7案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について特別委員長の報告を求めます。

(予算審査特別委員長 渡邊正策君登壇)

予算審査特別委員長(渡邊正策君) 本委員会は、平成25年3月4日付付託されました、下記の議案を審査した結果を次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告に入る前に、執行あるいは議員の皆さんに、今般提案された予算は、いずれも田上町民の生活を左右するものであるということから、町全体の福祉をまた念頭に置いて作成されて提案されたものであるということから、執行サイドにおいては、懇切丁寧な説明をお願いしましたし、議員サイドでは、慎重審議の中でも、建設的で、闊達な議論で審議していただくということをお願いして、審議に入りました。結果、審議内容はるるございまして、140回を超える審議がなされて結論を得たということでございます。

初めに、付託されました9号から19号までということで報告いたします。

議第9号 田上町税条例の一部改正について、これは、地方税法等の一部改正により改正するものでありまして、内容は、不利益処分等にかかわる理由の提示等が、今回の行政手続上の適用対象となることに伴って、それぞれの規定について、今回適用除外から除く形で改正するものであるということでありました。いろいろございましたけれども、特に直接といいますか、身に迫った改正についてお話しします。これは、個人の町民税の税制の特例等では、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づいて、平成26年から平成35年までの10年間にわたり、町民税の均等割の税制を3,000円を500円引き上げて、3,500円にするものであります。県内の状況を見てみるということでご報告ありました。県内の状況は、昨年中に9団体、今年の2月、3月議会では18団体、残る3団体は6月に提案されるというような形になっているということでありまして、原案可決であります。

議第10号 田上町職員定数条例の一部改正についてということで、これは定数の考え方は、実際の人数に対して、あくまで上限を定める定数条例ですと。それも、県の指導で、実際の人数に二、三%の余裕を見ればよいとの指導をもとに改正するというものであるということでありまして、平成25年より教育委員会において、埋蔵文化財の発掘調査と、町民のニーズにこたえるために保育士の増員を行うというために、教育委員会の職員数を増員するものですと。そのために、現在の定数条例の一部を改正し、教育委員会の職員定数を45名から48名に改正するものであるということでありました。これも審議の結果、原案可決ということになりました。

質疑の中では、埋蔵文化財発掘事業が増えたということと、幼稚園を増築して運営するということを含んだ改正なのかというような問いが特に目立ってございました。それに対しましては、埋蔵文化財発掘事業には、町長部局から1名出向して対応するが、未満児保育に力を入れていくという部分では、正職を増やさないといけない部分があるので、定数条例を改正しておくというような回答でございました。

続きまして、議第11号 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正についてということでございます。これは、昨年の県の人事委員会の勧告に基づいて、給与の構造改革における経過措置の額の廃止と、給与表の一部改定するものであるということでありました。

給与の構造改革で、給与表が平成18年に新しいものに改定されたと。3級以上の対象者に100分の



98.82を掛けて、減らした額を支給していたが、県の給与に合わせて100分の98.91に改めるものであるということでございました。原案可決であります。

議第13号 田上町使用料条例の一部改正についてということですが、曾根交流センターが廃止することで、使用料の一部を削除するという。新たに町民体育館にトレーニング室を設置し、平成24年度にトレーニング機器を整備してもらおう。その機器を利用する者に、利用料を定めるものと文書の追加の一部を改正するものであるということでありました。料金欄につきましては、中学生以上が朝の9時から13時までは100円、13時から17時までは100円、17時以上22時までは200円とするということでした。原案可決でございます。

(高校生の声あり)

予算審査特別委員長（渡邊正策君） 済みません、「中学生以上」と申し上げましたが、「高校生以上」に訂正させていただきます。高校以上でございます。

第14号、田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正についてということですが、町の少子化対策の一環として、子育て世代の経済的負担感を軽減するために、平成25年4月1日より通院の場合の医療費の助成対象年齢を、すべての子供を中学生卒業までに拡充するものです。中学生卒業まで入院、通院を支援するものでありまして、食事についても低所得者について補助の対象となり、近隣と比べると加茂市と同レベルになり、見劣りはするものではないということでした。これも原案可決という形で審議いたしました。

議第18号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について、これは道路法施行令が平成24年12月2日改正され、道路占用許可の対象に太陽光発電設備、風力発電設備、津波避難設備が新たに規定されたことに伴い、これらの占用徴収金について、国に準じ制定するものであるということでありました。これも原案可決でありました。

それから、議第19号に入ります。田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてということですが、曾根交流センターは、昭和40年10月に建てられまして、築48年を迎えているということでありまして、当初は、児童館、保育所としてスタートしましたが、その後子供の数が減少し、廃止となりました。平成18年から社会教育施設ということで、交流センターとして町民に開放いたしてまいりましたが、建物が古く、地理的条件からも利用がなく、維持管理、防犯面から考え、廃止することということでお願いするものであるということでした。これも審査結果、原案可決ということでございます。

以上、予算審査特別委員会に付されました9号から11号、議第13号及び議第14号、議第18号及び議第19号、この7議案の審査は、今申し上げましたように、審査完了し、原案可決ということに決しました、で終わりました。

以上であります。

議長（泉田壽一君） 特別委員長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第9号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第10号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第11号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第13号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第14号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第18号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第19号は委員長報告のとおり決しました。

- 
- 日程第3
- 議第29号 平成25年度田上町一般会計予算議定について
  - 議第30号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
  - 議第31号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
  - 議第32号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
  - 議第33号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
  - 議第34号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
  - 議第35号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
  - 議第36号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（泉田壽一君） 日程第3、議第29号から議第36号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について特別委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長 渡邊正策君登壇）

予算審査特別委員長（渡邊正策君） それでは、予算審査特別委員会に付託されました議第29号から議第36号までの8案件について報告いたします。

初めに、議第29号であります。平成25年度田上町一般会計予算議定についてであります。平成25年度田上町の一般会計予算で、歳入歳出の総額それぞれ47億8,000万円と定めて提案されたものであります。審議の結果、原案可決であります。

次に、議第30号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定についてであります。これは、平成25年度田上町の下水道事業計画予算で、歳入歳出の総額それぞれ4億3,460万円と定めて提案されたもので

あります。審査の結果、原案可決でございます。

次に、議第31号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定についてであります。これは、同じく平成25年度田上町の集落排水事業特別会計予算で、歳入歳出の総額それぞれ7,580万円と定めて提案されたものであります。原案可決であります。

議第32号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定についてであります。平成25年度田上町の国民健康保険特別会計予算で、歳入歳出それぞれ13億2,200万円と定めて提案されたものであります。原案可決であります。

議第33号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定についてであります。平成25年度田上町の後期高齢者医療特別会計の予算で、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,000万円と定めて提案されたものであります。審査の結果、原案可決ということであります。

議第34号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定についてであります。平成25年度田上町の訪問看護事業特別会計の予算で、歳入歳出の総額それぞれ3,940万円と定めて提案されたものであります。審査の結果、原案可決ということであります。

議第35号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定についてであります。平成25年度田上町の介護保険特別会計予算で、歳入歳出の総額それぞれ11億7,400万円と定めて提案されたものであります。審査結果、原案可決ということになりました。

議第36号 同年度田上町水道事業会計予算議定についてであります。平成25年度の田上町の水道事業会計予算であります。第2条には、業務の予定量ということで提示されました。まず1に、給水戸数が4,570戸、年間総給水量が181万立米、3番目に、1日平均給水量が4,960立米というものでございました。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ということで、水道事業収益が2億5,277万1,000円、水道事業費用ということで2億4,603万4,000円ということであります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入が2億1,160万円、資本的支出が3億7,126万9,000円ということでございまして、この差、不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額あるいは過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金というものから補てんするという説明でございました。

第5条に、起債の目的あるいは限度額、起債の方法、利子等と及び償還の方法等を定めて提案されました。特に、起債の目的は、浄水場設備整備事業で、限度額は2億450万円ということでありました。これにつきましては、審査結果、反対討論、賛成討論それぞれ発言がございまして、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決となりました。

討論の内容について、若干お話し申し上げたいと思います。反対討論といたしましては、三条地域水道用水企業団に企業長と副企業長間で、その提案がされたわけですが、中身が不一致している中で提案されたというような経過から、あるいは町長等の総括質疑もあったわけですが、総括審議の中で、さらなる値上げもあるかもしれないと含みのある答弁があったと。それから、水道会計収支計画表を見ても、健全な計画ではないと危惧されると。あるいは設計段階といいますか、土壌が悪く、強化工事を入れなければいけないというようなことが後でわかった。物価上昇で、製品価格が上昇してしまっているとい

うような形の中で、当初予算づけ時の考え方が甘かったのではないかというようなことから、反対の討論が出されました。

また、賛成討論では、水道企業局の過去の経緯から、価格負担することへの不満は十分理解できるものですが、羽生田浄水場は、当議会全員が早期に作るべきとして町に要請してきたものであると。設計、工事が進行する中で、県からの指摘あるいは価格の変動、新設備の導入等々の中間の説明がなかった点に、不快感と誤解を招いたのではないかと。しかし、町の大変な大きな要望であるということから、水道事業会計予算には賛成するという反対討論と賛成討論があったことをご紹介申し上げます。

また、この審査を終わりました、その審査の過程の中で、5件の町長への総括質疑の申し入れがありまして、これを許可いたしまして、町長からの答弁を要請したところでございました。その町長の答弁、総括質疑の冒頭に、町長から延べ5日間にわたりご苦労さんだということの労をねぎらった言葉をいただきました。それとあわせて、おわびを申し上げなければいけないと。予算委員会での議論があった記録を見て、多くの質問が出たようではありますが、その中で、特に水道関係のところでは数字が間違っておったり、大変な内容といえますか、間違いがあったというようなことで、大変ご迷惑をおかけしたということでおわびがありました。快く受けとめさせていただきました。

町長との総括質疑の内容でございますが、5件の内容でございますが、1つには、産業振興課の増員についてということで質問がございました。答えといたしましては、国の施策も非常に目まぐるしく変わってきておると。より一層アンテナを高くして情報収集に努め、新しい施策に迅速に対応できるようにしていきたい。最重要課題である企業誘致を進めるために、企業回りもできる嘱託職員を公募する予定である。これからTPPはどう動くかわかりませんが、いろいろな情報をキャッチして対応していきたいというものでございました。

2件目は、社協の人件費補助についてということの質問でございました。町長からは、人件費補助は当初から5人分であるということでもあります。社会福祉協議会は、社会福祉事業法に基づく団体で、民間の社会福祉活動を推進目的とし、営利を目的としない民間組織で、構成は住民、社会福祉関係団体、地域、民間企業等々が会員で、その会員と寄附金と配分金と、行政からの補助金などによって運営されているものである。町との関係は、町とは従属関係ではなく、福祉サービス提供を目的とする非営利法人で、社会福祉法人として独立した団体であり、町の社会福祉の中核として使命を果たす社会福祉協議会と、町は今後も連携して福祉サービスの向上に努めるということでございます。かいつまんで申し上げますとそういうことでございました。

3つ目は、社協への補助と委託の判断はということで質問がありました。社会福祉協議会の補助金は、先ほど5名分と、こう申し上げましたが、金額で申し上げますと約2,000万円で、今までと変わりません。業務の委託は、制度の改正で、委託から社協が直接運営することになりました。これまでに委託したものについては、特に支障もなく遂行されてきたことから、継続委託としてまいりました。監査もされ、問題ないということが、一つの判断基準であるということでございます。また、会長には内部改革をということのアドバイスをし、保健福祉課長もオブザーバーとして入っております。改革がされ、町民の負託にこたえられるよう、できるところは支援していくということでございます。

4つ目には、平成25年度における公共交通の方向性はということで問いがありました。答えは、現状

の利用状況から、バス運行についてはやめたいという考えではあるのですが、なかなか代替として小型のバスあるいはデマンドバス利用など等を調査しましたが、問題がありました。苦慮しながら、担当課で検討しているところでありました。よく調べましたら、交付税が入っているということも判明しましたので、今のところは当面は継続する予定です。ただ、費用対効果もありますので、運行方法、路線等々調査して、できるだけ平成25年度中に結論を出していきたいと。また、今利用している方もいらっしゃるわけですので、それらの対応もあるので、軸足をどこに置くか、今どこに置くかということは言えませんけれども、言えないのが現状ではありますけれども、期待してほしいとは申しませんが、努力しますというご回答でございました。

それから、最後に5つ目、5件目、水道会計の収支の健全性を維持できるかという質問でございます。これにつきましては、水道計画表が議員の全員に配付しました。平成26年度から41年度までの経費が支出の形で減価償却費、資産減耗費等を計上しなければならないというのが公益事業のルールとなっていると。それによって赤字になりますが、留保資金で対応することとしておりました。特に、質問の中に、不測の事態ということで、受水費の値上げとかが出てくると思うけれども、浄水場の更新、既存施設の修理があっても、平成45年度まで水道料金を上げずにいけるのかとの質問も内容にありました。その問いに対しましては、水道計画表に示すように、平成42年度から大幅に改善し、料金を訂正せずに、健全経営が可能と思っておりましたという回答でありました。

以上で予算審査特別委員会に付されました議第29号から議第36号までの8議案の審査結果につきまして、申し上げましたように、原案可決ということでご報告いたします。

終わります。

議長（泉田壽一君） 特別委員長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、議第29号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第30号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第30号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第30号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第31号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第32号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第33号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第34号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第34号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第35号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(泉田壽一君) 異議なしと認めます。よって、議第35号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議第36号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

11番(池井 豊君) 議第36号、反対の立場で討論を行います。

水は、生活の基本です。おいしくて、安い水が安定供給されれば、生活に潤いがあります。昨年、総務産経常任委員会で視察研修に行った石川県川北町、そこは人口が増加する町として有名です。そこに行ったとき、人口増加のいろいろな要因というような資料が示されましたが、一番最初に書いてあったのが、水道料金が無料である、ある程度の量までですけれども、無料であるというのが一番最初に書いてありました。それがためだけに、川北町に人口が流入しているわけではありませんが、水道料金が安定して安いというのは、一つの町づくりの住みやすいの一つの指針だと思っております。

今、田上町は、人口減を食いとめるため、人口を増加させるためにさまざまな取り組みをやっております。子供医療費の無料化、それから竹の友幼稚園、12カ年教育、妊産婦の助成、または新婚世帯への助成、そういうふうな形で非常に私は評価すべきいい町の状態、住みやすい状態が生まれてきていると思っております。これにプラスして、おいしくて、安全で、安い水を提供できるということであれば、これは居住促進についても大きなアイテムといえるでしょうか、一つのものとなってくると確信しております。

そこで、反対の理由についてお話しいたします。まず、収益的収入の三条地域水道用水企業団からの受水費についてでございます。企業団議会におかれまして、このたび異例の提案がございました。副企業長が反対する中、企業長の専権事項として議案は提出できるということで、議案の提出がありました。私は、これは非常に異常な状態だと思っております。また、このような前例をつくったことが、非常に今後の企業団議会についても影響を与える。今回は、地方自治法に基づいて企業長の専権事項ということで提案されましたが、場合によっては副企業長である加茂市長、田上町長、2人が反対しても、企業長の提案で議会に議案は提出できるという前例を作ってしまったということです。こういう状態が生まれているということは非常に危惧されて、そういう状態で提案された議案が成立したことについて、私は不満に思っております。

また、質疑等の中で、企業長は、この程度の値上げは格差是正になっていないという、今後の値上げも示唆するような発言がありました。当初私は、企業団のこの提案については賛成するつもりでございました。しかし、この安易な提案の仕方、それから今後もこのような形で受水費が値上がりしてくるということを本当に危惧して、苦渋の決断で田上の水道を守るという意味で、私は反対したものでございます。そういう中で、提案されてきた受水費が含まれているというのが、反対の一つの理由でございます。

それから、もう一点、資本的収入及び支出の中の新浄水場の建設工事についてでございます。今回の、先ほど申しました企業団の水が値上がりしてくる、それから昨今の経済状況の中、電気料金が値上げしてくる、値上げする、それから川船河の浄水場の更新も近づいてくる等々の不安要因がある中、今回、1億7,600万円もの増額予算が含まれる浄水場建設費が提案されました。これによつての平成45年までの収支計画も提出されましたが、現状では辛うじて安定した水道事業経営になるとは思いますが、今お話ししたような不安要素が重なって出てきたならば、水道会計は安定したものにならないというような



不安を覚えてなりません。新羽生田浄水場の大沢の水のブレンド化、硬度を下げるというのは、住民悲願の事業でございますが、この過剰な事業の増加、事業費の増加というものを含むという点と、先ほど申しました企業団からの受水費、そういうものを含むということで、今回この水道事業会計の予算に反対をいたします。

以上です。

5番（熊倉正治君） 私は、議第36号、水道事業会計の予算に関しては、賛成の立場で討論したいと思います。

予算審査特別委員会の中では、今ほど議論のあった企業団の料金の問題、あるいは羽生田浄水場の建設に関連した議論もございましたが、いずれも私は、町にとっては重要な案件でありますし、それを含んだ水道会計の予算ということでもありますので、ぜひこれは通して、町民のために水道事業を運営していただきたいという強い思いもありますし、過去の私の経過からしても、立ち位置からしても、この水道事業については、私は大変思い入れが強いものがありますので、ぜひ可決成立をさせていただきたいというふうに私は考えます。

それで、企業団の料金の問題でございますが、現状の企業団の給水量は、三条市分に余裕があるということで、その余裕の分を田上町、加茂市が受水をしてきたという経過がありまして、結果として、三条市の供給単価が割高になっていると。その割高になっている格差を是正したいというものであったというふうに私は思います。結果として、当町としては、料金だけで見れば、値上げになることは私も多少の抵抗はありますが、現実問題として、供給単価に格差があるわけでもありますので、それを是正してほしいという三条市の言い分は、私は理解できるものというふうに思います。

そういう意味で、水道企業団の料金関係に関しては、いたし方ないものということで、私は賛成をしたいと思っておりますし、あと羽生田浄水場の建設に関しては、議会として大沢水系の硬度解消問題というのは、早期に解決すべきという大きい議論があったわけでございますので、この分に関しても、ぜひこの予算は可決すべきものというふうに私は思います。

それと、工事費の問題でいろいろ議論もされておりますが、結果として、1億7,600万円ほどの増になるということで、当初の計画から見れば、26%ほどの増額になるということでございますが、この事業は補助事業ではなく、起債の事業ということではございますが、補助事業に当てはめれば、私の記憶では30%以上は充用変更というものに入るわけでございますが、30%以内におさまっているということでございますので、いずれも、変更の額は26%ということではございますが、必要な変更であろうというふうに私は考えます。

それと、浄水場の建設に伴う収支の関係も、平成45年まで示されていますが、あの段階では、現段階では料金値上げまでには至らないという状況で推移できるという説明もございましたので、それらを合わせまして、私はこの会計は可決すべきものということで、賛成の立場で討論を行いたいと思っております。

以上でございます。

12番（関根一義君） 12番の関根ですけれども、私は、水道会計につきまして、反対の立場で討論を行います。

先ほど来議論になっておりますけれども、浄水場建設をめぐる議論がありましたけれども、その

議論の経過を踏まえましても、私は反対の立場を崩すわけにはまいりません。浄水場建設の増額工事費につきましては、これは、設計変更を伴うものだというふうに私は思います。そういう意味では、余りにも当初計画がずさんであったということを示しているのではないのでしょうか。そしてまた、執行側がこの計画変更の必要性を盛んに強調いたしましたけれども、その必要性を強調すればするほど、当初計画がずさんだったということのみずから証明する発言となっているのではなかったでしょうか。加えて、財政内訳が示されましたけれども、示された財政内訳は、既に執行済みの起債額をも間違ったといえますか、計上されていないような中身で示されました。そういう意味では、この財政計画それ自身も、ずさんな計画として示されたというふうに私は認識をいたしました。

こうしたことから私は、水道会計予算に対して大きな疑問を持ちつつ、さらには、具体的な工事計画の一つであります電気設備の中央制御装置に関して、町の考え方をただしてみました。私は、この中央制御装置については、町の財政力からして、過剰設備ではないかというふうな思いを持っておりましたので、私のそのような思いを解消してほしいということを質問の中で訴えました。しかし、これも議論の中では、私のそのような思いを解消するには至りませんでした。町長の総括答弁のところで話がございましたけれども、この中央制御装置については、町民の安全・安心な水道供給をすることなのだということが訴えられましたけれども、しかし、これまた私は、逆説的にとらえれば、では、当初計画は町民への安全・安心な設備が確保されていないというものであったのかというふうな思いを強くいたしました。ますますその不信はぬぐい去ることができませんでした。

私は、このような審査の過程を通じまして、先ほども申し上げましたけれども、浄水場建設の予算に関する疑問が晴らせなかったばかりか、先ほども議論ありましたけれども、1億7,000万円を超える増額工事が設計変更を伴うものとして含まれている以上、本来であれば計画の再提案、計画の再説明がなされなければならないという、そのようなものとして私は判断をいたしました。しかし、それもままならないまま、予算審査に臨まざるを得なかったわけありますから、そういう意味では、私は本予算について、残念でありますけれども、反対をせざるを得ないということを表明いたしまして、私の反対討論といたしたいと思います。

14番（小池真一郎君） ただいま同僚議員が反対討論をしました。まず、冒頭この水道事業でございますが、大幅な変更があったという部分でいくと、まず執行側の説明責任がなされなかったのだろうと。もう一点は、議会側においても調査するものがあります。その点で、調査不足があって、予算審査まで来たという経緯がございます。そうした中で、今同僚議員がおっしゃいましたように、大幅な計画変更があったという中を詳細に見ますと、まずネットからL型擁壁に変わった、またテレメーター等もございます。私は、この執行側の提案というのは、5年後、10年後を見据えて、やっぱり最大限の努力をすることはやるべきだろうという部分がございます。ただ、今ほど言いましたように、テレメーターについては、私も勉強不足で、この集中管理がどのようにいいのかわかりませんが、ただ説明によると、大沢、川船、今度新しい浄水場も含めて管理場、これらがどうしても必要だという説明でありました。私は、川船におきましても、過去に赤水等出まして、住民サービスで断水等が起きました。これからこういうシステムを取り入れることによって、田上町の断水がさらに還元されるのであれば、この施設もやむを得ないのかなというふうに思っております。

そういう点で、先ほど同僚議員もありましたように、これは羽生田地域も含めて、本当に町民要望が多くありました。そして、さらに言うのであれば健康面も含めて、早くこれを作ってほしいという地域要望もございました。そういう意味で、この水道事情につきましては、ぜひとも早期に完成することが住民サービスにつながるのだらうという意味を込めまして、賛成討論といたします。

9番（川口與志郎君） 議第36号、反対の立場で討論に参加します。原稿を用意してきました。

なぜこの予算に反対なのか、理由を述べます。水道企業団のごたごたがなければ、私はこの議第36号に賛成していたと思います。たまたま私は、企業団の議員でした。そこにいましたので、企業団のごたごたに巻き込まれることになりました。「ごたごた」と表現しましたが、重大な問題が含まれています。企業団から水を買う料金に格差があります。田上は、恩恵を受けてきました、皆さんご承知のとおりです。一般論としては、この格差は是正されなくてはなりません。しかし、この是正をめぐる、今企業団は分裂状態になっています。分裂状態です、分裂しているとは言いません。参与会が割れ、議会議員も2つに割れました。三条の議員は、全員が国定企業長の提案を支持しました。加茂の議員は、全員が小池副企業長を支持しています。この対立の中で、全員協議会は激しい論戦の場となりました。田上の議員は、じっと聞くだけで誰も発言しませんでした。しかし、採決でどちらかに手を挙げることとなります。田上の議員は、2つに判断が分かれませんでした。当然と言えば当然のことです。私は、加茂市側に手を挙げました。その理由を述べます。

国定企業長は、参与会がまとまらないのに、分裂状態が予想されるにもかかわらず、是正を強行しました。小池市長が副企業長でなければ一致した方針を出せたと思いますが、それは国定企業長にとって不幸なことだったと思います。企業長が、長い間いろいろ努力したことは、協議会で明らかになっています。しかし、現在の時点で小池市長の同意が得られず、参与会は一致していません。参与会は、一致して方針を出してもらわなければなりません。小池副企業長の反対を押し切って、国定市長は、格差是正の提案をしてきました。今回のこのやり方には、私は納得できません、反対です。

企業団の水使用の負担料金の格差是正は、利害が絡んでいるのはご承知のとおりです。不公平につながる料金設定は、元三条市長の高橋企業長も承知で、かなり以前に参与会で決定されたと全員協議会で話が出てきました。結果として、加茂、田上は、その恩恵を受けてきました。加茂の議員の発言の中で、そのことは「感謝している」という言葉がありました。その体制が長い間に定着しています。田上町の場合は、格差の是正を受けられることは可能であるという判断を佐藤町長はしたと理解しています。小池市長の詳しいことは、私にはわかりません。加茂市はそれなりの事情があったのでしょうか。だとすれば、これは簡単なことでは済まされないのではないかと思います。

また、格差の是正は、企業団の要求ではないとのこと。三条市側から出た要求です。利害の対立の中での三条市側の一方的な要求です。三条市側に道理があるとしても、2市1町が構成する企業団です。簡単に結論を出してはいけなのではないでしょうか。企業長は、三条市だけのことで判断することは許されません。2市1町全体のことを考える責任があります。規則によって、多数決で決定したのですから、従う必要はないと言えません、企業団議会で決定しました。しかし、一部事務組合で多数決で方針を決めたということは前例のないことです。今後も、多数決で物事を決めていこうというのでしょうか。なぜ前例がないのでしょうか。それは、一部事務組合の運営は、全員一致で物事を進めることが

原則だからです。一致して、協力して、組合に参加している自治体が住民サービスに当たらなければなりません。独立している各自治体の議会と性格が違います。参加自治体の一致した協力関係は、極めて重要です。

参加者の合意で動く原則は、法律や規則で明記されていないと思います。これは、自然にでき上がった慣行という約束事です。どこでも、誰もがやっていない、一部組合議会の全員一致で物事を決める原則を企業長はどのように認識しているのでしょうか。その約束事を破った企業長の責任は、極めて重大です。企業団は、今分裂状態です。それは、今後も尾を引きそうです、その修復には時間がかかりそうです。町民にとっては大切な水、命の水です、この事態を一刻も早く正常化してほしいと切に思います。

参与会に、問題解決のよい方策が用意されているのかもしれませんが、よい知恵が出てくるものと期待します。三条と加茂の対立で、その間に立って、佐藤町長は苦勞しておられると思いますが、さらにお力添えをいただきまして、うまくまとめていただきたいと思います。

以上です。

1 番（今井幸代君） 私は、議第36号 25年度田上町水道事業会計予算議定について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

田上町水道事業において、町民の一番の大きな問題関心は、大沢水系の硬度解消についてです。平成20年度議会が一体となり、全会一致で執行に大沢水系の水道水硬度解消問題を申し入れを行い、平成21年度、執行側からは、前向きに検討する、そういった答弁でこの問題解消については動き出されました。平成22年度に詳細な調査、設計が行われ、23年度より羽生田新浄水場の着工、3カ年計画の最終年度に当たるのが25年度となります。大幅な工事費の増額については、今後丁寧な説明を求めたいと思いますが、事業運営の効率化や、有事の際の迅速な対応をするためには必要な工事内容であり、反対すべきものではないと思います。

平成25年度予算議定に反対するという事は、25年度水道予算を、この執行をとめることを意味し、羽生田、原ヶ崎、本田上一部の地域の悲願であった浄水場建設による硬度解消をストップさせることとなります。瞬間湯沸かし器や給湯器等の故障、また健康の影響などを受けてきた関係町民にとっては、一日も早い硬度解消、安心できる水道水の供給を望んでおります。これまでの経緯や、町民の悲願であります大沢水系の硬度解消、水質の硬度解消に向けて、予算の執行をとめることは断じてなりません。

田上町水道事業会計において、企業団議会における手続上の問題で反対をするのはいささか疑問を感じるところでありますし、企業団議会において、今後スムーズな運営に努力すべきとは考えますが、これによって、25年度予算を反対するというふうには考えることができません。一日も早い硬度解消に向け、25年度予算は可決すべきものと考えております。

よって、平成25年度田上町水道事業会計予算議定については、賛成をいたします。

以上です。

2 番（椿 一春君） 私は、これは反対の立場で意見を述べさせていただきます。

確かに、町にとって水道というのは、大事なことなわけですが、今22年度に詳細設計が行われたと言われて、それは記録にも残っているのですが、なぜその詳細設計で2年前から、わずか2年しかたたないのに物すごい資材の高騰が変更で挙げられています。そんなにこの物価は、近年2年で上がった

でしょうか、その辺の設計時点における仕事のやり方に対して、もっと詰めが必要ではなかったのかとか、あと配管の延長の長さなのですが、約2倍にも配管の長さが延びています。わずかあれだけの狭い敷地内のところで、約2倍の延長が延びて、どのような設計をされていたのかというのがとても疑問に思うところあります。

そしてまた、今ちょっとこの水道会計とは違うのですが、五明寺トンネルの例もありますし、これからまた幼稚園の建設、あるいは平米単価で50万円、坪単価でいうと150万円もの予算が取られているわけで、一般的、常識的の中からちょっとおかしいのではないかなというふうに思っている面もありますので、この辺の我々の税金でみんな使われている、その大切なお金を適切に使われていくために、もっと慎重にやらなければだめではないかということで、私は反対ということで意見を申し上げます。

以上です。

議長（泉田壽一君） ほかにございませんか。

これにて討論を終結いたします。

本案は起立採決といたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（泉田壽一君） 起立多数であります。よって、議第36号は委員長報告のとおり決しました。

---

#### 日程第4 閉会中の継続調査について

議長（泉田壽一君） 日程第4、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（泉田壽一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からごあいさつをお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

午前中は、両小学校の卒業式にご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。今議会は、平成25年度の予算案を審議していただく議会でありましたので、3月4日から本日までの22日間の長期にわたりまして、慎重にご審議をいただきまして、それぞれご決定をいただき、まことにありがとうございました。平成24年度の補正予算の交付もあり、懸案の事業を実施することができることになりまして、大変感謝をしているところであります。間もなく15カ月予算となる新年度の国の予算も決定するものと思っております。まだそのほかに元気交付金ということも交付されることになっております

が、いずれ近いうちに臨時議会を開催していただくということになると思っておりますので、よろしく  
お願いしたいと思っております。

今後も、町民の要望に少しでもこたえていくように、町としても努力していきたいと、こういうふう  
に考えております。何とぞ議員各位からも格段のご尽力を賜りますようお願いいたします。

いよいよ春本番を迎えるわけではありますが、農作業も一気に進むものと思っております。議員各位に  
おかれましては、今後とも健康に留意をされまして、一層のご活躍をしていただくことを祈念いたしま  
して、閉会のごあいさついたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（泉田壽一君） これをもちまして平成25年第1回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後2時50分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年3月25日

田上町議会議長 泉 田 壽 一

田上町議会議員 渡 邊 正 策

〃 議員 池 井 豊

別紙（１）

| 平成 2 5 年 第 1 回 田上町議会（定例会）議事日程                  |           |                             |      |
|--|-----------|-----------------------------|------|
| 議事日程第 4 号 平成 2 5 年 3 月 2 5 日（月） 午後 1 時 3 0 分開議 |           |                             |      |
| 日程   | 議案番号      | 件名                          | 議決結果 |
|  |           | 開議                          |      |
| 第 1  |           | 諸般の報告                       | 報告   |
| 第 2  | 議 第 9 号   | 田上町税条例の一部改正について             | 原案可決 |
|  | 議 第 1 0 号 | 田上町職員定数条例の一部改正について          | 原案可決 |
|  | 議 第 1 1 号 | 田上町職員の給与に関する条例等の一部改正について    | 原案可決 |
|  | 議 第 1 3 号 | 田上町使用料条例の一部改正について           | 原案可決 |
|  | 議 第 1 4 号 | 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
|  | 議 第 1 8 号 | 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について       | 原案可決 |

| 日程 | 議案番号  | 件名                              | 議決結果 |
|----|-------|---------------------------------|------|
|    | 議第19号 | 田上町曾根交流センターの設置及び管理に関する条例の廃止について | 原案可決 |
| 第3 | 議第29号 | 平成25年度田上町一般会計予算議定について           | 原案可決 |
|    | 議第30号 | 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について         | 原案可決 |
|    | 議第31号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について        | 原案可決 |
|    | 議第32号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について        | 原案可決 |
|    | 議第33号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について       | 原案可決 |
|    | 議第34号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について        | 原案可決 |
|    | 議第35号 | 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について          | 原案可決 |
|    | 議第36号 | 同年度田上町水道事業会計予算議定について            | 原案可決 |
| 第4 |       | 閉会中の継続調査について                    | 決定   |



| 日程 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 |
|----|------|----|------|
|    |      | 閉会 |      |

別紙（２）

平成 25 年 3 月 25 日 第 1 回 定 例 会 議 員 出 欠 表

定員 14 名 出席 14 名 欠席 0 名 欠員 0 名

| 出 | 欠 | 席 番 | 氏 名         |
|---|---|-----|-------------|
| ○ |   | 1   | 今 井 幸 代 君   |
| ○ |   | 2   | 椿 一 春 君     |
| ○ |   | 3   | 有 川 り え 子 君 |
| ○ |   | 4   | 浅 野 一 志 君   |
| ○ |   | 5   | 熊 倉 正 治 君   |
| ○ |   | 6   | 皆 川 忠 志 君   |
| ○ |   | 7   | 川 崎 昭 夫 君   |
| ○ |   | 8   | 松 原 良 彦 君   |
| ○ |   | 9   | 川 口 與 志 郎 君 |
| ○ |   | 10  | 渡 邊 正 策 君   |
| ○ |   | 11  | 池 井 豊 君     |
| ○ |   | 12  | 関 根 一 義 君   |
| ○ |   | 13  | 泉 田 壽 一 君   |
| ○ |   | 14  | 小 池 真 一 郎 君 |

別紙（３）

説明のため出席した者の職氏名

| 職 名               | 氏 名     |
|-------------------|---------|
| 町 長               | 佐 藤 邦 義 |
| 副 町 長             | 小 日 向 至 |
| 教 育 長             | 丸 山 敬   |
| 総 務 課 長           | 今 井 薫   |
| 地 域 整 備 課 長       | 土 田 覚   |
| 産 業 振 興 課 長       | 乾 彰     |
| 町 民 課 長           | 鈴 木 和 弘 |
| 保 健 福 祉 課 長       | 吉 澤 深 雪 |
| 会 計 管 理 者         | 吉 澤 宏   |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 今 井 登   |

別紙（４）

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長                      中 野 幸 作